

(前のページより続き)

- (前のページより続き)
 - 指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件 (同七一四、七二五)
 - 小型特殊自動車の型式を認定した件 (同七二六、七三一)
 - 小型特殊自動車について製作廃止の届出があつた件 (同七三三一、七三三二)
 - 小型特殊自動車の製作者の住所を変更する旨届出があつた件 (同七三四)
 - 檢査対象外軽自動車の型式を認定した件 (同七三五、七三八)
 - 原動機付自転車の型式を認定した件 (同七三九、七四一)
 - 檢査対象外軽自動車について製作廃止の届出があつた件 (同七四二、七四四)

本号で公布された
法令のやつ

- (二) 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定

(三) 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本とフィリピン共和国との間の協定(第一条関係)

訴訟の援助の申請等

(一) 法第一七条第一項に規定する訴訟(以下「訴訟」という。)についての同項の規定による援助(以下「訴訟の援助」という。)を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならないものとすることとした。

(二) 防衛大臣は(一)による申請があったときは、3及び4に従い、訴訟の援助を行うものとしたこととした。(第二条関係)

訴訟の援助の範囲

(一) 訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替えは、(1)から(3)までに掲げる費用についてそれぞれ防衛大臣が必要と認める限度において行うものとすることとした。

(1) 裁判所に納付すべき手数料その他の費用

(2) 弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬その他の費用

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、訴訟に関し必要な費用

(二) 防衛大臣は、(一)の(3)に掲げる費用の立替えを行おうとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとすることとした。

(三) 訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替え以外のものは、(1)から(3)までに掲げる事項について行うものとすることとした。

(1) 立証資料その他の関係資料で防衛大臣が必要と認めるものを収集し、又は整備することとした。

(2) 弁護士又は弁護士法人を紹介し、又はあつせんすることとした。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、訴訟に関した。(第三条関係)

2	施行期日等		
(一)	その他の関係政令について、所要の規定の整備等を行うこととした。(第二条～第四条関係)		
(二)	所要の経過措置について定めることとした。(附則第二項関係)		
(三)	この政令は、原則として、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五三号)附則第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年一〇月一日)から施行することとした。		
◇ 航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定(条約第六号)(外務省)	この協定は、日本国及びチェコ共和国がそれぞれ他方の締約国に指定航空企業に対し特定路線における航空業務を運営する権利を与えることを規定したものであつて、その概要是、次のとおりである。		
1	協定に使用する用語の定義(第一条関係)	17	見出しが協定の解釈に及ぼす影響(第一七条関係)
2	業務開設等の権利の相互許与(第二条関係)	18	協定、附屬書Ⅰ及び附屬書Ⅱの改正(第一八条関係)
3	業務開始のための手続及び条件(第三条関係)	19	航空運送に関する一般的な多国間条約が発効した場合の協定の改正(第一九条関係)
4	指定航空企業等が享有する特権(第四条関係)	20	協定の登録(第二一条関係)
5	特定の場合における指定航空企業の特権の取消し、特権の行使の停止又は制限等(第五条関係)	21	協定の発効要件(第二二条関係)
6	空港その他の施設の使用料に関する最惠国待遇等(第六条関係)	22	両締約国に指定航空企業が運営することができる路線(附屬書Ⅰ関係)
7	指定航空企業の航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等についての関税等の免除等(第七条関係)	23	第五条1及び2に規定する国(附屬書Ⅱ関係)
8	両締約国に指定航空企業の業務運営に関する機会均等の原則(第八条関係)	24	第五条1及び2に規定する国(附屬書Ⅱ関係)
9	指定航空企業が提供する業務に係る輸送力を決定するに当たつての基本原則(第九条関係)		
10	運賃に関する原則及び手続(第一〇条関係)		
11	一方の締約国の指定航空企業が他方の締約国領域内において許される企業活動(第一一条関係)		
12	一方の締約国の航空当局による自国の指定航空企業が運送する貨客に関する情報及び統計の他方の締約国の航空当局への提供(第二二条関係)		

14 民間航空の保安のための措置(第一三条関係)

13 航空の安全を確保するための措置(第一四条関係)

15 協定の実施に関する航空当局間の協議(第一五条関係)

16 協定の解釈又は適用に関する紛争の解決手続(第一六条関係)

17 見出しが協定の解釈に及ぼす影響(第一七条関係)

18 協定、附屬書Ⅰ及び附屬書Ⅱの改正(第一八条関係)

19 航空運送に関する一般的な多国間条約が発効した場合の協定の改正(第一九条関係)

20 協定の登録(第二一条関係)

21 協定の発効要件(第二二条関係)

22 両締約国に指定航空企業が運営することができる路線(附屬書Ⅰ関係)

23 第五条1及び2に規定する国(附屬書Ⅱ関係)

24 第五条1及び2に規定する国(附屬書Ⅱ関係)

25 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

26 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

27 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

28 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

29 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

30 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

31 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

32 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

33 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

34 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

35 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

36 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

37 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

38 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

39 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

40 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

41 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

42 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

43 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

44 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

45 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

46 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

47 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

48 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

49 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

50 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

51 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

52 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

53 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

54 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

55 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

56 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

57 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

58 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

59 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

60 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

61 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

62 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

63 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

64 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

65 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

66 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

67 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

68 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

69 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

70 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

71 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

72 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

73 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

74 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

75 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

76 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

77 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

78 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

79 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

80 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

81 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

82 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

83 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

84 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

85 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

86 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

87 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

88 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

89 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

90 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

91 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

92 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

93 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

94 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

95 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

96 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

97 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

98 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

99 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

100 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

101 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

102 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

103 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

104 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

105 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

106 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

107 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

108 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

109 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

110 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

111 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

112 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

113 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

114 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

115 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

116 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

117 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

118 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

119 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

120 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

121 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

122 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

123 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

124 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

125 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

126 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

127 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

128 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

129 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

130 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

131 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

132 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

133 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

134 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

135 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

136 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

137 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

138 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

139 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

140 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

141 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

142 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

143 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

144 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

145 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

146 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

147 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

148 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

149 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

150 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

151 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

152 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

153 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

154 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

155 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

156 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

157 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

158 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

159 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

160 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

161 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

162 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

163 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

164 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

165 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

166 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

167 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

168 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

169 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

170 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

171 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

172 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

173 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

174 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

175 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

176 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

177 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

178 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

179 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

180 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

181 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

182 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

183 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

184 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

185 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

186 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

187 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

188 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

189 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

190 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

191 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

192 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

193 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

194 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

195 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

196 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

197 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

198 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

199 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

200 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

201 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

202 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

203 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

204 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

205 第五条の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一百二十条の二第二項第一号を次のように改める。

一 外国の学校の課程であつて、大学又は大学院の課程に相当するものとして防衛大臣が定める

基準に該当するものの修了の地位

第一百二十条の二第二項第一号中に「規定する」を「規定により置かれる」に、「を修了した者が

称することができるものとして文部科学大臣の定める称号」を「又は同法第百二十五条の二第一項

の規定により置かれる専修学校の専攻科の課程」に、「学士」を「大学の課程」に、「であると防衛大臣が認めるもの」を「として防衛大臣が定める基準に該当するものの修了の地位」に改める。

(学校保健安全法施行令の一部改正)

第三条 学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「生徒又は学生」を「生徒」に改める。

(国民年金法施行令の一部改正)

第四条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の六第八号中「生徒」の下に「又は学生」を加える。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正)

第五条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号口中「専門課程」の下に「又は専攻科の課程」を加え、同条第十一号イ及び口中「専門課程」の下に「及び専攻科」を加える。

第三十一条の五第三号口中「専門課程」の下に「又は専攻科の課程」を加え、同条第十一号イ及び口中「専門課程」の下に「及び専攻科」を加える。

第三十六条第三号口中「専門課程」の下に「又は専攻科の課程」を加え、同条第十一号イ及び口中「専門課程」の下に「及び専攻科」を加える。

(保険業法施行令の一部改正)

第六条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第七号中「生徒」を「学生若しくは生徒〔に、にあつては内閣府令で定めるもの〕」を「の生徒にあつては、内閣府令で定める者」に改め、「その」の下に「学生又は」を加える。

(独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正)

第七条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成十六年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「生徒」を削り、同項の表専修学校の項目中「専門課程に限る。附則第十一号の次に次の「号を加える。

五 「専修学校」は、専門課程及び専攻科に限る。

第一条第三項中「専修学校」を「第一項の表備考第五号に規定する専修学校(以下「貸与対象専修学校」という。)に、「第一項の表」を「同表」に改め、「又は生徒」を削り、同条第四項中「専修学校」を「貸与対象専修学校に」に改める。

第一条第一項中「又は生徒」を削り、同表備考中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の「号を加える。

五 「専修学校」に改め、同項各号中「又は生徒」を削り、同項第四号中「専修学校」を「貸与対象専修学校」に改め、同条第三項中「又は生徒」を削る。

第三条第一項及び第三項中「又は生徒」を削る。

第六条中「専修学校」を「貸与対象専修学校」に改める。

第八条の二第一項第一号の表備考に次の「号を加える。

三 「専修学校」は、専門課程及び支援法第二条第二項に規定する専修学校の専攻科に限る(以下この条において同じ)。

第八条の三第一号中「又は高等専門学校」を「高等専門学校の専攻科又は専修学校」に改め、「専修学校」の下に「専門課程」を加える。

附則第二条第一項中「又は生徒」を削る。

(大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正)

第八条 大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の表専修学校の項目中「専門課程に限る。以下同じ。」を削り、「学科」(を「専門課程」(に、「夜間学科」を「夜間課程」に改め、同表備考第六号中「夜間学科」を「夜間課程に」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考第五号中「夜間学科」を「夜間課程」に、「学科を」を「専修学校の専門課程を」に改め、同号を同表備考第六号とし、同表備考第四号の次に次一号を加える。

五 専修学校の項及び次号において「専門課程」には、法第二条第二項に規定する専修学校の専攻科を含む。

第二条第三項中「専修学校」の下に「の専門課程(同項に規定する専修学校の専攻科を含む。)」を加える。

第三条第一項第一号中「又は高等専門学校」を「高等専門学校の専攻科又は専修学校」に改め、「専修学校」の下に「の専門課程」を加える。

(文部科学省組織令の一部改正)

第九条 文部科学省組織令(平成十二年政令第三百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「専修学校の専門課程の生徒を除く。」を削る。

第六条第一項第七号中「及び生徒の奨学」を「の奨学並びに生徒の」に改め、「生徒の奨学にあつては、専修学校の専門課程の生徒に係るものに限る。」を削る。

第四十二条第三号中「専修学校の専門課程の生徒を除く。」を削る。

第四十八条第一号中「及び生徒(専修学校の専門課程の生徒に限る。)」を削る。

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

防衛大臣 中谷 元

内閣総理大臣 石破 茂

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月二十日とする。

政令第二百五十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第一条第二号の規定

に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月二十日とする。

御 名 御 譲

令和七年七月十八日

御 名 御 譲

令和七年七月十八日

御 名 御 譲

令和七年七月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

内閣総理大臣 石破 茂

内閣総理大臣 石破 茂

第八条第四号中「第六十二条ノ七第二項」を「第六十条第二項」に改め、「規定による」を削り、「規定による」を削り、同条第六号中「第六十二条ノ七第三項第一号」を「第六十条第三項第一号」に改め、「規定による」を削り、「規定による」を削る。

第二章の章名、同章第一節の節名、第九条（見出しを含む。）及び第十条中「証書」を「公正証書」に改める。

第十三条第一項ただし書中「雇用」の下に「並びに子の監護に要する費用の分担についての定め」を加える。

第十七条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第十八条中「七千円」を「八千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（死後事務委任に関する公正証書）

第十八条の二 委任（委任者の死後に委任事務が処理されるものに限る。）の公正証書の作成についての手数料の額は、第九条の規定による額の十分の五の額とする。

第十九条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第二十条の見出しを含む。）中「証書」を「公正証書」に改める。

第二十一条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条第一項中「証書」を「公正証書」に、「一千万円」を「十二万七千円」に改め、同条第二項中「証書」を「公正証書」に、「四万五千円」を「五万二千円」に改める。

第二十二条の見出し及び同条第一項中「証書」を「公正証書」に改め、同項第一号中「三万三千円」を「二万六千円」に改め、同項第二号中「二万三千円」を「三万六千円」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同項第三号中「六万七千円」を「七万八千円」に、「九千円」を「二万円」に改め、同項第四号中「十一万二千円」を「十二万八千円」に、「六千円」を「七千円」に改め、同条第二項中「三万円」を「二万三千円」に改め、同項第一号中「二万三千円」を「三万六千円」に改め、同項第二号中「二万三千円」を「二万六千円」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同条第三項及び第五項本文中「証書」を「公正証書」に改め、同項ただし書中「証書」を「公正証書」に、「二万三千円」を「二万六千円」に改め、同条第六項中「証書」を「公正証書」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（信託に関する公正証書）

第二十二条の二 信託の公正証書の作成（第十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）についての手数料の額は、第九条の規定による額に一万三千円を加算する。ただし、信託財産の価額が一億円を超えるときは、この限りでない。

第二十三条第一項及び第二項中「証書」を「公正証書」に改め、同条第三項中「証書」を「公正証書」に、「五万五千円」を「六万三千円」に改める。

第二十四条中「証書」を「公正証書」に改める。

第二十五条の見出し中「証書の枚数」を「公正証書の枚数等」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「三百円」を「二百五十円」に改め、同条に次の二項を加える。

第二章第二節の節名中「証書」を「公正証書」に改める。

第二十六条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第二十七条中「七千円」を「八千円」に改める。

第二十八条中「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第二十九条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「一万千円」を「二万三千円」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「を証書」を「を公正証書」に改め、同条第二項中「第五十八条ノ二第一項の」を「第五十三条第一項の規定による」に改める。

第三十五条の二第一項ただし書中「証書」を「公正証書」に改め、同条第一項中「第六十二条ノ二第一項の」を「第五十九条第三項の規定による」に改める。

第三十八条本文中「次条において単に「債務名義」という。」を削り、「正本」の下に「又は公証人法第四十四条第一項第二号の書面」を加え、「千七百円」を「二千円」に改め、同条ただし書中「同法」を「民事執行法」に、「一千七百円」を「二千円」に改める。

第三十九条第一項中「債務名義」を「民事執行法第二十九条前段の債務名義（同法第二十二条第六号に掲げるものに限る。）」に、「又は民事執行法第二十九条後段」を「若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同法第二十九条後段」に、「及び」を「の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した」に、「一千四百円」を「千六百円」に改め、同条第三項中「二百五十円」を「三百円」に改める。

第三十九条の二中「一千四百円」を「千六百円」に改める。

第四十条を次のように改める。

（正本等の交付）

第四十条 公証人法第四十三条第一項第一号若しくは第二号又は第四十四条第一項第一号若しくは第二号の書面の交付についての手数料の額は、一枚について三百円とする。

2 公証人法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する同法第四十三条第一項第一号又は同法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する同法第四十三条第一項第二号の書面の交付についての手数料の額は、一枚について二百五十円とする。

第四十条の次に次の二条を加える。

（電磁的記録の提供）

第四十条の二 公証人法第四十三条第一項第三号又は第四十四条第一項第三号の電磁的記録の提供についての手数料の額は、二千五百円とする。

2 公証人法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する同法第四十三条第一項第三号の電磁的記録の提供についての手数料の額は、二千円とする。

第四十一条中「証書の原本及び」を「公証人法第四十二条第一項に規定する公正証書又は」に改め、「又は定款及びその附属書類」を削り、「二百円」を「二百五十円」に改め、同条に次の二項を加える。

1 公証人法第五十二条第五項において準用する同法第四十二条第一項に規定する公証人法第五十二条第一項又は第三項の規定による認証に係る附属書類

2 公証人法第五十三条第五項の規定により公証人の保存する私署証書

3 公証人法第五十八条第四項において準用する同法第四十二条第一項に規定する同法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款又はその附属書類

4 公証人法第六十二条において準用する同法第四十二条第一項に規定する同法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類

第四十一条の二中「第六十二条ノ七第二項」を「第六十条第二項」に改め、「規定による」を削る。
第四十一条の三中「第六十二条ノ七第三項第一号」を「第六十条第三項第一号」に改め、「規定による」を削る。
第四十二条の四中「第六十二条ノ七第三項第二号」を「第六十条第三項第二号」に改め、「規定による」を削る。

別表十の項目中「二十四万九千円」を「三十九万円」に、「八千円」を「九千円」に改め、同項を同表十一の項とし、同表九の項目中「九万五千円」を「十万九千円」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同項を同表十の項とし、同表八の項目中「四万三千円」を「四万九千円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に改め、同項を同表九の項とし、同表七の項目中「四万三千円」を「四万九千円」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項目中「三万九千円」を「三万三千円」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項目中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項目中「一万七千円」を「三万円」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項目中「一万千円」を「一万三千円」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項目中「百円」を「五十万円」を超える「百万円」に改め、同項を同表二の項とし、同項の前に次のように加える。

令和七年七月十八日

内閣總理大臣 石破 茂

条約

日本国及びチリ共和国（以下「両締約国」といふ）は、
両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結
することを希望し、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国で
あるので、
次のとおり協定した。

〔労働組合法施行令の一部改正〕

第二条 労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)の一部を次のようにより改正する。

第一条 中「第十七条第一項、第二項及び第四項」を「第十七条」に改め、「第二十条第一項及び第二項」を削り、「第二十四条第一号から第十四号まで」を「第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)」に、「並びに」を「及び」に改め、同条後段を削る。

第二十九条 第二項中「和解調書の正本等」を削り、「正本並びに」を「正本の送達及び」に改め、「の執行文及び文書の謄本を」という。以下同じ。」を削る。

第三十条 第二項中「和解調書の正本等」を「送達すべき書類」に改める。

〔港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部改正〕

第三条 次に掲げる政令の規定中「記載」の下に「又は記録」を加える。

一 港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)第六条第五号

二 特定外貿埠頭の管理運営に (建設機械登記令等の一部改正)

四多
次に掲げる政令の規定に
力した書面又は当該事項の全部

二 一項添付情報欄

付情報欄 不動産登記令(平成十六年)

添付情報欄口、六十五の項添
船舶登記令
(平成十七年政)

添付情報欄並ひに別表二の十一
五 農業用動産抵当登記令（平一

七の五の項添付情報欄 附 則

（施行期日）この政令は、民事関係手続等

から施行する。ただし、第二条（経過措置）

第一条の規定による改正後の

右の施行の日以後にされる嘱託については、なお從前の例による
法務大臣 鈴木 騩祐
厚生労働大臣 福岡 資磨
国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

(e) 航空業務「国際航空業務」「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十一条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「附属書Ⅰ」及び「附属書Ⅱ」とは、この協定の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ（第十八条の規定により改正されるものを含む。）をいう。

(g) 「特定路線」とは、附属書Ⅰに定める路線をいう。

(h) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

(i) 「構成国」とは、欧州連合構成国をいう。

2 附屬書Ⅰ及び附屬書Ⅱは、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを含むものとする。

(右経緯の英文)

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE CZECH REPUBLIC
FOR AIR SERVICES

Japan and the Czech Republic, hereinafter referred to as the "Contracting Parties", Desiring to conclude an agreement for the purposes of establishing and operating air services between and beyond their respective territories; and

Being parties to the Convention on International Civil Aviation opened for signature at Chicago on 7 December 1944,

Have agreed as follows:

ARTICLE 1
Definitions

- For the purposes of this Agreement, unless the context otherwise requires:
 - the term "Convention" means the Convention on International Civil Aviation opened for signature at Chicago on 7 December 1944, including any Annex adopted and amended under Article 90 of that Convention and any amendment made to the Convention under Article 94 thereof insofar as such amendment has been ratified by both Contracting Parties;
 - the term "aeronautical authorities" means, in the case of Japan, the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism and any person or body authorised to perform any functions on civil aviation at present exercised by the said Minister or similar functions, and, in the case of the Czech Republic, the Ministry of Transport and any person or body authorised to perform any functions on civil aviation at present exercised by the said Ministry or similar functions;

(c)

the term "designated airline" means an airline which one Contracting Party has designated by written notification to the other Contracting Party for the operation of air services on the routes specified in such notification, and to which the appropriate operating permission has been given by that other Contracting Party, in accordance with the provisions of Article 3 of this Agreement;

(d)

the term "territory" means a territory as defined in Article 2 of the Convention;

(e)

the terms "air service", "international air service", "airline" and "stop for non-traffic purposes" have the meanings respectively assigned to them in Article 96 of the Convention;

(f)

the terms "Annex I" and "Annex II" mean Annex I and Annex II to this Agreement or as amended in accordance with the provisions of Article 18 of this Agreement;

(g)

the term "specified route" means any of the routes specified in Annex I;

(h)

the term "agreed service" means any air service operated on the specified routes; and

(i)

the term "Member State" means a Member State of the European Union.

- Annex I and Annex II form an integral part of this Agreement, and all references to the "Agreement" shall include reference to Annex I and Annex II except where otherwise provided.

ARTICLE 2

Rights to establish and operate the agreed services

Each Contracting Party grants to the other Contracting Party the rights specified in this Agreement, particularly to enable its designated airlines to establish and operate the agreed services.

ARTICLE 3
Inauguration of the agreed services

1. The agreed services on any specified route may be inaugurated immediately or at a later date at the option of the Contracting Party to which the rights are granted under Article 2 of this Agreement, subject to the provisions of Article 10 of this Agreement, and not before:

- (a) the Contracting Party to which the rights have been granted has designated an airline or airlines for that route; and

- (b) the Contracting Party granting the rights has given the appropriate operating permission in accordance with its laws and regulations to the airline or airlines concerned; which it shall, subject to the provisions of paragraph 2 of this Article and of paragraphs 1 and 2 of Article 5, be bound to grant without delay.

2. Each of the airlines designated by either Contracting Party may be required to satisfy the aeronautical authorities of the other Contracting Party that it is qualified to fulfil the conditions prescribed by the laws and regulations normally and reasonably applied by those authorities to the operation of international air services.

ARTICLE 4

Privileges of airlines

1. The airlines of each Contracting Party shall enjoy the following privileges in respect of their international air services:
 - (a) to fly across the territory of the other Contracting Party without landing; and
 - (b) to make stops for non-traffic purposes in the territory of the other Contracting Party.

ARTICLE 5
Revocation of the privileges and other measures

1. Each Contracting Party reserves the right to withhold or revoke the privileges specified in paragraphs 1 and 2 of Article 4 of this Agreement in respect of an airline designated by the other Contracting Party, or to impose such conditions as it may deem necessary on the exercise by the airline of those privileges, in any case where one of the following conditions is satisfied:
 - (a) in the case of an airline designated by Japan, substantial ownership and effective control of the airline are not vested in Japan or in nationals of Japan; and
 - (b) in the case of an airline designated by the Czech Republic:

- (i) the airline is not established in the territory of the Czech Republic or does not have a valid operating licence issued by a Member State in accordance with the law of the European Union;
- (ii) effective regulatory control of the airline is not exercised or not maintained by the Member State responsible for issuing its air operator's certificate, or the relevant aeronautical authority is not clearly identified in the designation;

2. Subject to the provisions of this Agreement, the designated airlines of each Contracting Party shall enjoy, while operating an agreed service on a specified route, the privilege to make stops in the territory of the other Contracting Party at the points specified for that route in Annex I for the purposes of discharging and of taking on international traffic in passengers, cargo and mail separately or in combination.

3. Each Contracting Party reserves the right to suspend the exercise by a designated airline of the other Contracting Party of the privileges referred to in paragraphs 1 and 2 of Article 4, or to impose such conditions as it may deem necessary on the exercise by the airline of those privileges, in any case where such airline fails to comply with the laws and regulations of the Contracting Party granting those privileges or otherwise fails to operate in accordance with the conditions prescribed in this Agreement; provided that, unless immediate suspension or imposition of conditions is essential to prevent further infringements of such laws and regulations, or unless immediate action is required for reasons of aviation security or of the safety of aircraft operation in accordance with the provisions of paragraph 6 of Article 13 or paragraph 3 of Article 14 of this Agreement respectively, this right shall be exercised only after consultations with the other Contracting Party.
- (iii) majority ownership and effective control of the airline are not vested in Member States or States listed in Annex II, or in nationals of such States;
- (iv) the airline does not have its principal place of business in the territory of the Member State from which it has received its operating licence;
- (v) the airline has been given operating permission under an agreement between Japan and another Member State for air services, and Japan can demonstrate that it would be circumventing restrictions on routes and capacity under that agreement by operating agreed services under this Agreement on a route which includes a point in that other Member State; or
- (vi) the airline holds an air operator's certificate issued by a Member State and there is no agreement between Japan and that Member State for air services and that Member State has not consented to the operation of international air services by an airline of Japan between Japan and that Member State.
2. In exercising its right under paragraph 1 of this Article, and without prejudice to its rights under subparagraphs (b)(v) and (vi) of paragraph 1 of this Article, Japan shall not discriminate between airlines designated by the Czech Republic, of which majority ownership and effective control are vested in Member States or States listed in Annex II, or in nationals of such States, on the basis of their ownership and control.

報

ARTICLE 6
Charges for the use of airports and other facilities

The charges which either of the Contracting Parties may impose, or permit to be imposed, on the designated airlines of the other Contracting Party for the use of airports and other facilities under its control shall be just and reasonable and not higher than would be paid for the use of such airports and facilities by the airlines of the most favoured nation or by any airline of the former Contracting Party engaged in international air services.

ARTICLE 7

Exemption from customs duties and taxes

1. Fuel, lubricating oils, spare parts, regular equipment and aircraft stores retained on board aircraft engaged in the agreed services operated by the designated airlines of either Contracting Party shall be exempt from customs duties, excise taxes, inspection fees and other similar duties, taxes or charges in the territory of the other Contracting Party, even when they are consumed or used on the part of the journey performed over that territory.

ARTICLE 9
Capacity

2. Fuel, lubricating oils, spare parts, regular equipment and aircraft stores taken on board aircraft of the designated airlines of either Contracting Party in the territory of the other Contracting Party and used in the agreed services shall, subject to the regulations of the latter Contracting Party, be exempt from customs duties, excise taxes, inspection fees and other similar duties, taxes or charges.
3. Fuel, lubricating oils, spare parts, regular equipment and aircraft stores introduced for the account of the designated airlines of either Contracting Party and stored in the territory of the other Contracting Party under customs supervisions for the purpose of supplying aircraft of those designated airlines shall, subject to the regulations of the latter Contracting Party, be exempt from customs duties, excise taxes, inspection fees and other similar duties, taxes or charges.

4.

- Nothing in this Article shall prevent either Contracting Party from imposing, on a non-discriminatory basis, taxes or other similar charges on fuel supplied in its territory for use by aircraft engaged in the agreed services operated by the designated airlines of the other Contracting Party for the journey performed:
 - (a) in the case of the designated airlines of Japan, between points in the territory of the Czech Republic or between a point in the territory of the Czech Republic and a point in the territory of another Member State; and
 - (b) in the case of the designated airlines of the Czech Republic, between points in the territory of Japan.

ARTICLE 8

Fair and equal opportunity

There shall be fair and equal opportunity for the designated airlines of both Contracting Parties to operate the agreed services on the specified routes between their respective territories.

ARTICLE 10
Tariffs

1. The tariffs on any agreed service shall be established by the designated airlines of both Contracting Parties at reasonable levels based upon commercial considerations, due regard being paid to all relevant factors including cost of operation, reasonable profit and characteristics of services (such as standards of speed and accommodation).

2. The aeronautical authorities of each Contracting Party may require the designated airlines of the Contracting Parties to provide information relating to the establishment of the tariffs.
3. If required by the laws and regulations of either Contracting Party, the aeronautical authorities of that Contracting Party may also require the designated airlines of the Contracting Parties to submit tariffs proposed to be charged for approval for carriage to or from the territory of that Contracting Party in accordance with its applicable procedures, provided that such submission shall not be required to be made more than thirty (30) days before the proposed date of introduction of the tariffs. The aeronautical authorities of that Contracting Party then shall have the right to approve or disapprove such tariffs, and to ensure, in accordance with its applicable procedures, that the designated airlines conform to the tariffs fixed.
4. The aeronautical authorities of either Contracting Party may request consultations with the aeronautical authorities of the other Contracting Party if they believe that any tariff proposed to be charged or charged by the designated airlines of the Contracting Parties is inconsistent with the provisions in paragraph 1 of this Article. Such consultations shall be held not later than thirty (30) days after receipt of the request. The Contracting Parties shall cooperate in securing information necessary for reasonable resolution of the issues. If the aeronautical authorities of the Contracting Parties reach agreement, the aeronautical authorities of each Contracting Party shall inform designated airlines of that Contracting Party of the results and, as necessary, request them to submit revised tariffs. If no agreement is reached, those tariffs shall be charged or continue to be charged.

ARTICLE 11 Corporate activities of the designated airlines

1. The designated airlines of either Contracting Party shall be permitted, in accordance with the applicable laws and regulations of the other Contracting Party, to establish and maintain in the territory of the other Contracting Party their branches and to engage in activities necessary for the operation of the agreed services.

2. The designated airlines of either Contracting Party shall be entitled, in accordance with the applicable laws and regulations of the other Contracting Party, to bring in and maintain at their branches in the territory of the other Contracting Party their own managerial, technical, operational and other specialist staff as are reasonably required for the provision of air services.
3. The designated airlines of either Contracting Party shall be permitted to transfer freely, in accordance with the applicable laws and regulations of the other Contracting Party, in convertible currencies, at the prevailing rate of exchange in the official market at the time of remittance, the excess of receipts over expenditure earned by those airlines in the territory of the other Contracting Party in connection with the operation of the agreed services, and to establish and maintain, for the operation of such agreed services, deposit accounts in foreign currencies and in convertible domestic currency in accordance with the applicable laws and regulations of the other Contracting Party.

ARTICLE 12 Provision of information and statistics

- The aeronautical authorities of either Contracting Party shall supply to the aeronautical authorities of the other Contracting Party, upon request, such information and statistics relating to traffic carried on the agreed services by the designated airlines of the former Contracting Party to and from the territory of the other Contracting Party as may normally be prepared and submitted by the designated airlines to their national aeronautical authorities for publication. Any additional statistical traffic data which the aeronautical authorities of one Contracting Party may desire from the aeronautical authorities of the other Contracting Party shall, upon request, be a subject of mutual discussion between the aeronautical authorities of the two Contracting Parties.

ARTICLE 13
Cooperation to prevent unlawful acts

1. Consistent with their rights and obligations under international law, the Contracting Parties reaffirm that their obligation to each other to protect the security of civil aviation against acts of unlawful interference forms an integral part of this Agreement. Without prejudice to their rights and obligations under international law, the Contracting Parties shall in particular act in conformity with the provisions of the Convention on Offences and Certain Other Acts Committed on Board Aircraft, signed at Tokyo on 14 September 1963, the Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft, signed at The Hague on 16 December 1970, the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation, signed at Montreal on 23 September 1971, the Protocol for the Suppression of Unlawful Acts of Violence at Airports Serving International Civil Aviation, Supplementary to the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation, Done at Montreal on 23 September 1971, signed at Montreal on 24 February 1988, the Convention on the Marking of Plastic Explosives for the Purpose of Detection, signed at Montreal on 1 March 1991 and any other convention or protocol on the security of civil aviation to which both Contracting Parties become parties.
2. The Contracting Parties shall provide, upon request, all necessary assistance, in accordance with their respective laws and regulations, to each other to prevent acts of unlawful seizure of civil aircraft and other unlawful acts against the safety of such aircraft, their passengers and crew, airports and air navigation facilities, and any other threat to the security of civil aviation.
3. The Contracting Parties should, in their mutual relations, act in conformity with the aviation security provisions established by the International Civil Aviation Organization and designated as Annexes to the Convention to the extent that such security provisions are applicable to the Contracting Parties. Each Contracting Party should require that its airlines and the operators of airports in its territory act in conformity with such aviation security provisions.
4. Each Contracting Party agrees that its airlines may be required to observe the aviation security provisions referred to in paragraph 3 above required by the other Contracting Party for entry into, departure from, or while within, the territory of that other Contracting Party. Each Contracting Party shall take appropriate measures within its territory to protect the aircraft and to inspect passengers, crew, carry-on items, baggage, cargo and aircraft stores prior to and during boarding or loading. Each Contracting Party shall also give sympathetic consideration to any request from the other Contracting Party for reasonable special security measures to meet a particular threat.
5. When an incident or threat of an incident of unlawful seizure of civil aircraft or other unlawful acts against the safety of such aircraft, their passengers or crew, airports or air navigation facilities occurs, the Contracting Parties shall assist each other by facilitating communications and other appropriate measures intended to terminate rapidly and safely such incident or threat thereof.
6. When a Contracting Party has reasonable grounds to believe that the other Contracting Party has departed from the provisions of this Article, the former Contracting Party may request consultations with the latter Contracting Party. Such consultations shall take place within fifteen (15) days from the date of receipt of the request. Failure to reach a satisfactory agreement within fifteen (15) days from the initiation of consultations shall constitute grounds for withholding, revoking, suspending or imposing conditions on the operating permission of the designated airlines of the latter Contracting Party. When justified by an emergency to protect aviation security, or to prevent further non-compliance with the provisions of this Article, the former Contracting Party may provisionally withhold, revoke, suspend or impose conditions on the operating permission at any time.

ARTICLE 14

ARTICLE 14
Aviation safety

1. If a Contracting Party finds that the regulations or practices on aviation safety maintained by the other Contracting Party in areas relating to aeronautical facilities, flight crew, aircraft and the operations of aircraft are not likely to conform to the international standards designated as Annexes to the Convention (hereinafter referred to as "the International Standards"), the former Contracting Party may request consultations with the latter Contracting Party. Such consultations shall take place within a period of thirty (30) days from the date of receipt of that request. If, following such consultations, the latter Contracting Party confirms that its regulations or practices on aviation safety do not conform to the International Standards, it shall take steps considered necessary to conform its regulations or practices to the International Standards. The former Contracting Party may advise the Secretary General of the International Civil Aviation Organization, if the former Contracting Party finds that the latter Contracting Party fails to take steps considered necessary to conform its regulations or practices to the International Standards within a reasonable period.

ARTICLE 16 Settlement of disputes

It is the intention of both Contracting Parties that there should be regular and frequent consultations between the aeronautical authorities of both Contracting Parties to ensure close collaboration in all matters affecting the fulfilment of this Agreement including discussions on operational needs of airlines of the Contracting Parties.

ARTICLE 16

2. The competent authorities of each Contracting Party may search aircraft engaged in the agreed services operated by the designated airlines of the other Contracting Party, in the territory of the first-mentioned Contracting Party except during flight, and without causing the operation of the aircraft unreasonable delay, to verify the validity of the relevant aircraft documentation, the licensing of its crew, and that the aircraft equipment and condition of aircraft conform to the International Standards.

3. When it is essential to ensure the safety of aircraft operation, each Contracting Party may immediately suspend or vary the operating permission of the designated airlines of the other Contracting Party. Any such action taken by that Contracting Party shall be discontinued once the basis for taking of that action ceases to exist.

Consultations between the aeronautical authorities

tween the aeron-

of a diplomatic note requesting arbitration of the dispute and the third arbitrator shall be agreed upon within a further period of sixty (60) days. If either of the Contracting Parties fails to designate its own arbitrator within the period of sixty (60) days or if the third arbitrator is not agreed upon within the period indicated, the President of the Council of the International Civil Aviation Organization may be requested by either Contracting Party to appoint an arbitrator or arbitrators.

3. The tribunal referred to in paragraph 2 of this Article shall reach its decisions by a majority of votes. The Contracting Parties undertake to comply with any decision of the tribunal.

3. The tribunal referred to in paragraph 2 of this Article shall reach its decisions by a majority of votes. The Contracting Parties undertake to comply with any decision of the tribunal.
4. Each Contracting Party shall bear the expenses of its own arbitrator and its representation in the arbitral proceedings. The expenses of the third arbitrator and any other relevant expenses shall be borne equally by both Contracting Parties.

ARTICLE 17
Headings

The headings of the Articles of this Agreement are inserted for convenience of reference only and shall not affect the interpretation of this Agreement.

ARTICLE 18
Amendments

1. Either Contracting Party may at any time request consultations with the other Contracting Party for the purpose of amending this Agreement. Such consultations shall begin within a period of sixty (60) days from the date of receipt of such request.

2. Any amendment related to provisions of this Agreement other than those of Annex I and Annex II shall be approved by each Contracting Party in accordance with its internal procedures. Such amendment shall enter into force in the manner as described in paragraph 2 of Article 22 of this Agreement.

3. Any amendment related only to Annex I or Annex II of this Agreement shall be approved in accordance with the respective procedures of the Contracting Parties, which are, in the case of Japan, the internal procedures within the Government of Japan, and, in the case of the Czech Republic, the internal procedures of the Czech Republic. Such amendment shall enter into force in the manner as described in paragraph 2 of Article 22 of this Agreement.

Either Contracting Party may at any time notify the other Contracting Party, through diplomatic channels, of its intention to terminate this Agreement. A copy of the notice shall be sent simultaneously to the International Civil Aviation Organization. If such notice is given, this Agreement shall terminate one year after the date of receipt by the latter Contracting Party of the notice, unless by agreement between the Contracting Parties the notice under reference is withdrawn before the expiration of that period. If the other Contracting Party fails to acknowledge receipt, the notice shall be deemed to have been received fourteen (14) days after the date of receipt by the International Civil Aviation Organization of its copy.

ARTICLE 21
Registration

This Agreement and any amendment thereto shall be registered with the International Civil Aviation Organization.

ARTICLE 22
Entry into force

1. This Agreement shall be approved by each Contracting Party in accordance with its internal procedures.

ARTICLE 19
Multilateral convention

If a general multilateral convention concerning air transport comes into force in respect of both Contracting Parties, this Agreement shall be amended so as to conform with the provisions of such convention.

ARTICLE 20
Termination

ANNEX I

1. Routes to be operated in both directions by the designated airline or airlines of Japan:

- (a) Tokyo – intermediate points – points in the Czech Republic – points beyond.
- (b) Points in Japan other than Tokyo – intermediate points – points in the Czech Republic – points beyond.
- (c) Points in Japan – intermediate points – points in the Czech Republic – points beyond.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised thereto, have signed this Agreement.

DONE at Tokyo, this 29th day of February, 2024, in duplicate in the English language.

FOR JAPAN

FOR THE CZECH REPUBLIC

Yoko Kamikawa

Jan Lipavský

Note 1: The designated airline or airlines of Japan may not exercise fifth freedom traffic rights on Route (a).

Note 2: Route (c) may be served by the designated airline or airlines of Japan only for code sharing services as a marketing airline or airlines without exercising fifth freedom traffic rights, except for its or their own stopover traffic.

2. Routes to be operated in both directions by the designated airline or airlines of the Czech Republic:

- (a) Points in the Czech Republic – intermediate points – Tokyo – points beyond.

(b) Points in the Czech Republic – intermediate points – points in Japan other than Tokyo – points beyond.

(c) Points in the Czech Republic – intermediate points – points in Japan – points beyond.

Note 1: The designated airline or airlines of the Czech Republic may not exercise fifth freedom traffic rights on Route (a).

- Note 2: Route (c) may be served by the designated airline or airlines of the Czech Republic only for code sharing services as a marketing airline or airlines without exercising fifth freedom traffic rights, except for its or their own stopover traffic.
3. The agreed services provided by the designated airline or airlines of either Contracting Party shall begin at a point in the territory of that Contracting Party, but other points on the specified route may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights.

- States referred to in paragraphs 1 and 2 of Article 5 of this Agreement are as follows:
- Iceland (under the Agreement on the European Economic Area);
 - the Principality of Liechtenstein (under the Agreement on the European Economic Area);
 - the Kingdom of Norway (under the Agreement on the European Economic Area); and
 - the Swiss Confederation (under the Agreement between the European Community and the Swiss Confederation on Air Transport).

ANNEX II

○総務省令第六十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百九条第一項の規定に基づき、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月十八日

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則		改	正	後	
〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕	
（補填対象額の算定等の特例）					
第五条第一項	次に掲げる額を合算して得た額	第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額（令和六年度の第一種交付金の額の算定に当たっては、同号に掲げる額に一から令和六年度比率（令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る比率をいふ。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額とする。）に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額とした額とする）を加えることにより算定した額	第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額	第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額	第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額
〔同上〕	次に掲げる額を合算して得た額	第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額	第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額	第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額	第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額

総務大臣 村上誠一郎

省 令

備考	表中の「」の記載は注記である。
附則	この省令は、公布の日から施行する。
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕

○国土交通省令第八十三号
日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）の施行に伴い、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八百三十二条の二ただし書及び車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十四条第一項の規定に基づき、航空法施行規則及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月十八日

航空法施行規則及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令

（航空法施行規則の一部改正）

第一条 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後

改 正 前

（法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合）
第二百三十六条 法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

（法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合）
第二百三十六条 法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 次に掲げる者が、その任務の遂行に必要な業務のために無人航空機を飛行させることにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合

（法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合）
第二百三十六条 法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 (略)
二 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）第二条第二号に規定する締約国軍隊が、その任務の遂行に必要な業務のために無人航空機を飛行させることにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合

（削る）

イ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第二条第一項に規定するオーストラリア軍隊
ロ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）第二条第一項に規定する英國軍隊

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）
第二条 車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

2 5 7 (略)

三 (略)
2 5 7 (略)

改 正 後

（車両の指定）

第七条 令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。
一〇七 (略)

改 正 前

（車両の指定）

第七条 令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。
一〇七 (略)

<p>道路法(抜粋)</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>道路法(抜粋)</p> <p>(報告及び立入検査)</p>	<p>八 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間ににおける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律(令和七年法律第二十六号)第二条第一号イに規定する公用車両であつて、同号に規定する円滑化協定に基づく要請(我が国と同法第一条に規定する締約国との間で合意した活動の実施のためのものに限る)に基づき使用されるもの(削除)</p> <p>九 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間ににおける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第八条第一項に規定する協力活動の実施のための要請に基づき使用される公用車両(同協定第一条イに規定する公用車両であつて、オーストラリアの軍隊に係るもの)。</p> <p>第17条 法第四十八条の五十二第二項に規定する協力活動の実施のための要請に基づき使用されるもの(削除)</p> <p>一、八 (略)</p> <p>様式第四 (略)</p> <p>(表) (裏)</p> <p>道路法(抜粋)</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>道路法(抜粋)</p> <p>(報告及び立入検査)</p>
<p>九 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間ににおける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第八条第一項に規定する協力活動の実施のための要請に基づき使用される公用車両(同協定第一条イに規定する公用車両であつて、オーストラリアの軍隊に係るもの)。</p> <p>第17条 法第四十八条の五十二第二項に規定する協力活動の実施のための要請に基づき使用されるもの(削除)</p> <p>一、八 (略)</p> <p>様式第四 (略)</p> <p>(表) (裏)</p> <p>道路法(抜粋)</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>道路法(抜粋)</p> <p>(報告及び立入検査)</p>	<p>八 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間ににおける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第八条第一項に規定する協力活動の実施のための要請に基づき使用される公用車両(同協定第一条イに規定する公用車両であつて、オーストラリアの軍隊に係るもの)。</p> <p>第17条 法第四十八条の五十二第二項に規定する協力活動の実施のための要請に基づき使用されるもの(削除)</p> <p>一、八 (略)</p> <p>様式第四 (略)</p> <p>(表) (裏)</p> <p>道路法(抜粋)</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>道路法(抜粋)</p> <p>(報告及び立入検査)</p>

訴訟費用立替申請書

年 月 日

防衛大臣 殿
(防衛局長(東海防衛支局長)経由)

申請者 住所

氏名又は名称

下記のとおり日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律(令和7年法律第26号)第17条第1項に規定する訴訟(以下「訴訟」という。)に関する費用の立替えについて申請します。

なお、費用の立替えを受けるに当たっては、第3項に掲げる条件を遵守します。

記

昭和7年7月18日 金曜日

27

号165第外町)

(6) 業務等の状況調査等

国が、立替金に係る債権の保全上必要があると認め、申請者に対してその業務又は資産の状況について、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるときは、これに応じること。

(7) 訴訟の進行状況等の報告

訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びに締約国から給付額及び給付時期を、国に報告すること。

(8) 立替決定金額の変更

国は、必要があるときは、立替決定金額のうち、まだ立替えをしていない金額を変更することができる。

(9) 立替金の償還等

国は、次に掲げる場合には、直ちに、立替金を償還させ、及びその後の立替えをしないことができる。

ア (1)、(2)及び(5)から(7)までの条件に従わないとき。

イ 訴訟を誠実に遂行しないとき。

ウ 立替えの決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

(10) 加算金

(9)により、立替金を償還するときは、その立替金の受領の日の翌日から償還する日までの期間に応じ、当該立替金の額(その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に規定する率により計算した金額を加算金として支払うこと。

(11) 担保

国の求めに応じて担保を提供すること。

4 添付書類

中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)第2条第1項に規定する中小漁業者等又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第5条に規定する中小企業者に該当する場合は、これを確認できる書類

(4) 債権期限

立替金は、訴訟が終了したときは、国が指定する日までに償還すること。

(5) 延滞金

償還期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する率により計算した金額を延滞金として支払うこと。

(6) 帳簿の整備等

立替金の支出について明らかにした帳簿を整え、領収書その他の支出を証する書類を保存すること。

年 月 日

防衛大臣 殿
(防衛局長（東海防衛支局長）経由)

申請者 住所
氏名又は名称

下記のとおり日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号）第17条第1項に規定する訴訟（以下「訴訟」という。）に関する費用の立替え以外の援助について申請します。なお、費用の立替え以外の援助を受けるに当たっては、第2項に掲げる条件を遵守します。

記

- 1 訴訟事務の援助を受けようとする内容：
2 援助を受ける条件

(1) 訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様を国に報告すること。

(2) 援助の打切り
国は、次に掲げる場合には、援助を打ち切ることができること。

ア 前号の条件に従わないとき。
イ 訴訟を誠実に遂行しないとき。
ウ 訴訟に関する費用の立替えを受けた場合において、その立替金を償還させられ、又はその後の立替えを打ち切られたとき。

エ 訴訟事務の援助の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

- 1 支払の猶予を受けようとする金額： 円
2 支払の猶予を受けようとする理由：
3 支払の猶予を受ける条件
- (1) 支払の猶予を受けた後における支払期限及び支払期限ごとに支払うべき金額
- 支払期限： 年 月 日
金額：
- (2) 延滞金
支払期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する率により計算した金額を延滞金として支払うこと。

- (3) 担保
ア 担保物件の種類、数量、金額及び物件の所在その他担保の状況
イ 保証人の住所、氏名又は名称、職業又は営業の種類、保証金額及び保証人の資産の状況その他保証に関する必要な事項
担保の提供及び債務名義の取得
国が指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置を採るために必要な費用を負担すること。
- (5) 業務等の状況調査等
国が、この債権の保全上必要があると認め、債務者に対してその業務又は

年 月 日

防衛大臣 殿
(防衛局長（東海防衛支局長）経由)

債務者 住所
氏名又は名称

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号）第17条第1項の規定により立替えを受けた訴訟に関する費用の償還金について、下記のとおりその支払の猶予を申請します。なお、償還金の支払の猶予を受けるに当たっては、第3項に掲げる条件を遵守します。

記

資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるときは、これに応じること。

(6) 支払期限の繰上げ

国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された支払期限を繰り上げることができる。

ア 国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

イ 債務者が分割された償還金額についての支払を怠ったとき。

ウ 債務者に次の理由が生じたとき。

(ア) 強制執行を受けたこと。

(イ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

(ウ) その財産について競売の開始があつたこと。

(エ) 破産の宣告を受けたこと。

(オ) 解散したこと。

(カ) 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。

(キ) (エ) から (カ) までに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての精算が開始されたこと。

エ 支払の猶予の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

オ その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により支払の猶予に係る支払期限によることが不適当となつたと認めるとき。

(7) 担保の提供

国において、債務者の資力の状況その他の事情により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供しなければならないこと。

(8) 増担保の提供等

国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

様式第5号（第3条関係）

立替金償還免除申請書

年 月 日

防衛大臣 殿
(防衛局長 (東海防衛支局長) 経由)

債務者 住所
氏名又は名称

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号）第17条第1項の規定により立替えを受けた訴訟に関する費用の立替金について、下記のとおりその償還の免除を申請します。

記

1 債還の免除を受けようとする金額： 円
2 債還の免除を受けようとする理由：

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第九条第四号及び第十条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（定義）

第一条 この告示において「共同居住型賃貸住宅」とは、賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。

第二条 この告示において「ひとり親世帯」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二号。次項において「法」という。）第二条第一項第五号に規定する者が一人及び同号に規定する子どもが少なくとも一人属する世帯をいう。

第三条 この告示において「ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅」とは、居住安定援助賃貸住宅であつて、法第四十条第二項第六号に規定する範囲にひとり親世帯を含むものをいう。

第四条 この告示において「ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅」とは、共同居住型賃貸住宅であつて、ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅を含むものをいう。

第五条 共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準

第二条 國土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第九条第四号及び第十条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準のうち共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅であるものを除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

一 共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 平方メートル）が次の式によつて計算した数値以上であること。

$15A + 10$ (ただし、A \leq 2)

(この式において、Aは、共同居住型賃貸住宅の入居可能者数（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。第五号において同じ。）を表すものとする。)

二 共同居住型賃貸住宅のうち居住安定援助賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものであること。

三 共同居住型賃貸住宅のうち居住安定援助賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあっては当該設備の床面積を除く。）が九平方メートル以上であること。

四 共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において「共用部分」という。）に、次に掲げる設備等が備えられている場合にあっては当該設備の床面積を除く。ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）が共同で利用することができる場所に備えることをもつて足りるものとする。

イ 居間
ロ 食堂
ハ 台所
ニ 便所
ホ 洗面設備
ト 洗濯室又はシャワー室

五 少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居可能者数を五で除して得た数（未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていることはこれと同等以上の機能が確保されていること。

（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準）

第三条 國土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第九条第四号及び第十条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準のうちひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準は、次のとおりとする。

一 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 平方メートル）が次の式によつて計算した数値以上であること。

$15B + 22C + 10$ (ただし、B \leq 1かつC \leq 1又はB \leq 0かつC \leq 2)

(この式において、Bは、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち居住安定援助賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。）が九平方メートル以上、ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積が十二平方メートル以上である。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積が十平方メートル以上である。)

二 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち居住安定援助賃貸住宅（ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅を除く。次号において同じ。）である部分にあっては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものとし、ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものである。

三 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち居住安定援助賃貸住宅である部分にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。以下この号において同じ。)が九平方メートル以上、ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積が十二平方メートル以上である。

四 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において「共用部分」という。）に、前条第四号に掲げる設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅である部分にあっては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同で利用することができる場所に備えることをもつて足りるものとする。)

五 少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居可能者数及びひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅の入居可能世帯数の合計数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所及び洗面設備並びに当該合計数を四で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な浴室若しくはシャワー室が備えられていること）又はこれと同等以上の機能が確保されていること。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○ **厚生労働省告示第四号**

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第一号）第十六条の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十六条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

令和七年七月十八日

厚生労働大臣 福岡 資磨
国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十六条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

一 規模及び設備の基準（規則第九条及び第十条第二号関係）

都道府県は、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（次号において「規則」という。）第九条及び第十条第二号に定める基準（以下この号において「規模及び設備の基準」という。）を強化する場合においては、住生活基本計画（全国計画）（住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する全国計画をいう。）に定める住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針並びに目標及びその達成のために必要な基本的な施策等を参考とするものとし、居住安定援助賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第四十条第一項の認定（次号において「認定」という。）の対象となり得るような緩和を行ってはならない。

また、都道府県は、規則第十二条に定める基準を強化する場合においては、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者が入居する標準的な賃貸住宅の居住部分の規模及び設備並びに家賃等を踏まえ、居住安定援助賃貸住宅の供給の促進のために必要な範囲内で行うものとし、居住安定援助賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第四十条第一項の認定（次号において「認定」という。）の対象となり得るような緩和を行ってはならない。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○ **厚生労働省告示第五号**

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第一号）第十七条の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十七条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

厚生労働大臣 福岡 資磨
国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十七条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

一 規模及び設備の基準（規則第九条及び第十条第二号関係）

市町村は、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（次号において「規則」という。）第九条及び第十条第二号に定める基準（以下この号において「規模及び設備の基準」という。）を強化する場合においては、住生活基本計画（全国計画）（住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する全国計画をいう。）に定める住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針並びに目標及びその達成のために必要な基本的な施策等を参考とするものとし、居住安定援助賃貸住宅の供給の目的に照らして過大な規模又は設備を求める基準の強化を行ってはならない。

また、市町村は、規模及び設備の基準を緩和する場合においては、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者が入居する標準的な賃貸住宅の居住部分の規模及び設備並びに家賃等を踏まえ、居住安定援助賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、居住安定援助賃貸住宅の供給の目的に照らして不適当な住宅が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第四十条第一項の認定（次号において「認定」という。）の対象となり得るような緩和を行ってはならない。

二 専用戸数の基準（規則第十二条関係）

市町村は、規則第十二条に定める基準を強化する場合においては、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者が入居する標準的な賃貸住宅の居住部分の規模及び設備並びに家賃等を踏まえ、居住安定援助賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、認定の対象を過度に制限することとなる基準の強化を行ってはならない。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○国土交通省告示第六号

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第一号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を次のように定める。

令和七年七月十八日

厚生労働大臣 福岡 資磨

国土交通大臣 中野 洋昌

- 一 土地又は建物についての表示
- 認定住宅の土地又は建物について表示する場合において、当該土地又は建物を当該認定住宅に係る認定事業者が所有しているものでないときは、その旨を明瞭に記載することとする。
- 二 居住安定援助についての表示
- 認定住宅入居者に提供する居住安定援助について表示する場合においては、当該居住安定援助の内容並びにその提供の対価及び条件の内容を明瞭に記載することとする。
- 三 入居契約についての表示
- 認定住宅の入居契約の内容及びその締結の条件について表示する場合において、認定住宅入居者が居住安定援助の提供を受けることを当該入居契約の締結の条件とするときは、その旨を明瞭に記載することとする。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

- 国土交通省告示第五百三十八号
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第三十七条第一号二及び第二号口の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十七条第一号二及び第二号口の国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

臣が定める基準

（定義）

第一条 この告示において「共同居住型賃貸住宅」とは、賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合においては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。

（規模及び設備の基準）

第二条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十七条第一号二及び第二号口の国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 平方メートル）が次の式によって計算した数値以上であること。
- $$15A + 10$$
 (ただし、 $A \geq 2$)
- (この式において、Aは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合においては、当該賃貸人を含む。第四号及び第五号において同じ。）の定員を表すものとする。)

（施行期日）

- 1 この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。
- （告示の廃止）

- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十三条第一号ただし書及び第二号口の国土交通大臣が定める基準（平成三十一年国土交通省告示第千八十六号）は、廃止する。

○国土交通省告示第五百三十九号

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第三十八条第九号の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十八条第九号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準を次のとおり定める。
- 令和七年七月十八日

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準
- 第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）第38条第9号の国土交通大臣の定める基準は、次に掲げるものとする。**
- 1 住宅の専用部分に係る基準**
- (1) 段差**
- イ 日常生活空間（高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室及び特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。以下同じ。）を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）内の床が、段差のない構造（5mm以下の段差が生じるものも含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。
- ① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの
- ② 玄関の上がりかまちの段差
- ③ 勝手口その他屋外に面する開口部（玄関を除く。以下「勝手口等」という。）の出入口及び上がりかまちの段差
- ④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差
- a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。
- b 面積が3m²以上9m²（当該居室の面積が18m²以下の場合にあっては、当該面積の1/2未満であること。
- c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。
- d 長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上であること。
- e その他の部分の床より高い位置にあること。
- ⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差（立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。）としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの
- ⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段（奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。）との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。
- a 180mm（踏み段を設ける場合にあっては、360mm）以下の単純段差としたもの
- b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたものの
- c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差（踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたものの
- ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。
- ① 玄関の出入口の段差
- ② 玄関の上がりかまちの段差
- ③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差

- ④ バルコニーの出入口の段差
- ⑤ 浴室の出入口の段差
- ⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差
- (2) 通路及び出入口の幅員**
- イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm（柱等の箇所にあっては750mm）以上であること。
- ロ 日常生活空間内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が750mm（浴室の出入口にあっては600mm）以上であること。
- (3) 階段**
- 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りではない。
- イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。
- ロ 蹴込みが30mm以下であること。
- ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。
- ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
- ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
- ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分
- (4) 手すり**
- イ 手すりが、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。
- | (イ) | (ロ) |
|-----|---|
| 空間 | 手すりの設置の基準 |
| 階段 | 少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。 |
| 便所 | 立ち座りのためのものが設けられていること。 |
| 浴室 | 浴槽出入りのためのものが設けられていること。 |
| 玄関 | 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 |
| 脱衣所 | 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 |

□ 転落防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置の基準
バルコニー	<p>① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</p> <p>② 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</p> <p>③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</p>
2階以上の窓	<p>① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm（3階以上の窓にあっては1,100mm）以上の高さに達するように設けられていること。</p> <p>② 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</p> <p>③ 窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</p>
廊下及び階段（開放されている側に限る。）	<p>① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面（階段にあっては踏面の先端）から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</p> <p>② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</p>

ハ 転落防止のための手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等又は窓台等（腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

(5) 部屋の配置

日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。

(6) 便所及び寝室

イ 日常生活空間内の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。

① 長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,300mm以上であること。

② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500mm以上であること。

ロ 特定寝室の面積が内法寸法で9m²以上であること。

2 住宅の共用部分に係る基準

(1) 共用廊下

住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

イ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。

ロ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

① 勾配が1/12以下（高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下）の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。

② 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④までに掲げる基準に適合していること。

ハ 手すりが共用廊下（次の①及び②に掲げる部分を除く。）の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。

① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分

② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分
ニ 直接外部に開放されている共用廊下（1階に存するものを除く。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。

② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

(2) 主たる共用の階段

次に掲げる基準に適合していること。

イ 次の①から④まで（住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④）に掲げる基準に適合していること。

① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。

② 蹤込みが30mm以下であること。

③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。

④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。

ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。

① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。

② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

ハ 住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る主たる共用の階段の有効幅員が900mm以上であること。

(3) エレベーター

住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段（1階分の移動に限る。）を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。

イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。

① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。

② エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。

- 口 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。
- ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。
 - ② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。
 - ③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④までに掲げる基準に適合していること。

(4) 便所及び浴室

共同居住型賃貸住宅（賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。次条において同じ。）にあっては、共用部分に存する便所及び浴室が前項に掲げる基準に適合していること。

第二条 終身建物賃貸事業の用に供する賃貸住宅が既存住宅である場合における規則第38条第9号の国土交通大臣の定める基準は、前条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

1 住宅の専用部分に係る基準

手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所及び浴室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置の基準
階段	少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に設けられていること。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。
	① ホームエレベーターが設けられている場合
	② 専用部分の階数が2以上の住宅であって、接地階の規模及び設備が規則第37条に掲げる基準（住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあってはその基準、住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合（住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。）にあってはその基準）に適合し、かつ、日常生活空間の全部が接地階にある場合
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室での姿勢保持のためのものが設けられていること。

2 住宅の共用部分に係る基準

共同居住型賃貸住宅にあっては、手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置の基準
共用便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
共用浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。

3 建築材料又は構造方法により、前2項の規定により難い部分のある加齢対応構造等である構造及び設備であって、前2項の基準に適合する加齢対応構造等と同等以上の性能を有すると認められるものについては、都道府県知事（独立行政法人都市再生機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣）は、前2項の基準に適合するものとすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（関係告示の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条第一項第九号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準（平成十三年国土交通省告示第千二百九十六号）

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準（平成二十年国土交通省告示第千八十八号）

○国土交通省告示第五百四十号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第三十九条の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第二十九条の国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十九条の国土交通大臣が定める基準

一 規模及び設備の基準（規則第三十七条関係）
都道府県は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（次号において「規則」という。）第三十七条に定める基準（以下この号において「規模及び設備の基準」という。）を強化する場合においては、住生活基本計画（全国計画）（住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条规定する全国計画をいう。次号において同じ。）に定める住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針並びに目標及びその達成のために必要な基本的な施策等を参考とするものとし、同居する者がない高齢者（以下この号において「単身高齢者」という。）向けの住宅としては過大な規模又は設備を求める基準の強化を行つてはならない。

また、都道府県は、規模及び設備の基準を緩和する場合においては、当該都道府県の区域内における単身高齢者が入居する標準的な賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅並びに有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。次号において同じ。）の居住部分の規模及び設備並びに家賃等を踏まえ、終身建物賃貸借制度の活用の促進を図るために必要な範囲内で行つるものとし、終身建物賃貸借制度の目的に照らして不適當な住宅が終身建物賃貸借の対象となり得るような緩和を行つてはならない。

二 加齢対応構造等の基準（規則第三十八条関係）

都道府県は、規則第三十八条に定める基準（以下この号において「加齢対応構造等の基準」という。）を強化する場合においては、住生活基本計画（全国計画）に定める住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針並びに目標及びその達成のために必要な基本的な施策等を参考とするものとし、終身建物賃貸借をすることができる賃貸住宅を過度に制限することとなる基準の強化を行つてはならない。

また、都道府県は、加齢対応構造等の基準を緩和する場合においては、当該都道府県の区域内における高齢者向けの賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの加齢対応構造等の状況その他の事情を勘案し、終身建物賃貸借制度の活用の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、規則第三十八条各号に掲げる基準を一切満たさなくてよいこととするなど、加齢に伴う一定の身体機能の低下等が生じた場合にそのまま住み続けることが明らかに困難となる住宅が終身建物賃貸借の対象となり得るような緩和を行つてはならない。

附 則

(施行期日)

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)の施行の日(令和七年十月一日)から施行する。

(告示の廃止)

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十八条の国土交通大臣が定める基準(平成三十一年国土交通省告示第三百八十五号)は、廃止する。

○国土交通省告示第五百四十一号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号)第四十条の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第四十条の国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

国土交通大臣 中野 洋昌

令和七年七月十八日

一 規模及び設備の基準(規則第三十七条関係)

市町村は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(次号において「規則」という。)第三十七条に定める基準(以下この号において「規模及び設備の基準」という。)を強化する場合においては、住生活基本計画(全国計画)・住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十五条第一項に規定する全国計画をいう。次号において同じ。)に定める住生活の安定の確保及び向上の促進に関するものとし、同居する者がない高齢者(以下この号において「単身高齢者」という。)向けの住宅としては過大な規模又は設備を求める基準の強化を行つてはならない。

また、市町村は、規模及び設備の基準を緩和する場合においては、当該市町村の区域内における単身高齢者が入居する標準的な賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅並びに有料老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。次号において同じ。)の居住部分の規模及び設備並びに家賃等を踏まえ、終身建物賃貸借制度の活用の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、終身建物賃貸借制度の目的に照らして不適当な住宅が終身建物賃貸借の対象となり得るような緩和を行つてはならない。

二 加齢対応構造等の基準(規則第三十八条関係)

市町村は、規則第三十八条に定める基準(以下この号において「加齢対応構造等の基準」という。)を強化する場合においては、住生活基本計画(全国計画)に定める住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針並びに目標及びその達成のために必要な基本的な施策等を参考とするものとし、終身建物賃貸借の対象となり得るよう緩和を行つてはならない。

附 則

(施行期日)

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)の施行の日(令和七年十月一日)から施行する。

(告示の廃止)

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十九条の国土交通大臣が定める基準(平成三十一年国土交通省告示第三百八十六号)は、廃止する。

○国土交通省告示第五百四十二号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和七年国土交通省令第七十一号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等の一部を改正する告示を次のように定める。

国土交通大臣 中野 洋昌
令和七年七月十八日

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等の一部を改正する告示(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等(平成二十九年国土交通省告示第九百四十号)の一部を次のように改正する。)

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。次条において同じ。)の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等(平成二十九年国土交通省告示第九百四十号)の一部を次のように改正する。	第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等(平成二十九年国土交通省告示第九百四十号)の一部を次のように改正する。
次条において同じ。の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。	次条において同じ。の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。
害等	常災害として国土交通大臣が定める災害等

一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第三条第十二号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)を指定する。

二 規則第三条第十二号の国土交通大臣が定める期間は、令和八年三月三十一日までの期間とする。

三 規則第三条第十二号の市町村の区域から除くものとして国土交通大臣が定めるものは、同号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する

災害発生市町村の区域のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。

イヽハ (略)

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十二条第二号)の国土交通大臣が定める基準の一部改正)

第二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十二条第二号の国土交通大臣が定める基準 (平成二十九年国土交通省告示第九百四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十二条第二号の国土交通大臣が定める基準 (平成二十九年国土交通省告示第九百四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

イヽハ (略)

イヽハ (略

<p>二 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。次号において同じ。）である部分にあつては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものとし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の入居可能世帯数を一世帯とするものであること。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において「共用部分」という。）に、前条第四号に掲げる設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が利用することができる場所に備えることをもつて足りるものとする。</p> <p>五 （略）</p>
<p>（平成二十三年国土交通省告示第千十五号の一部改正）</p> <p>第三条 平成二十三年国土交通省告示第千十五号（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第百二十二条）の一部を改正する。</p> <p>（平成二十九年法律第二百二十二条）</p> <p>（新設）</p> <p>二 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。第三号において同じ。）である部分にあつては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものとし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の入居可能世帯数を一世帯とするものであること。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において単に「共用部分」という。）に、前条第一項第四号に掲げる設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が利用することができる場所に備えることをもつて足りるものとする。</p> <p>五 （略）</p>

<p>（平成二十三年国土交通省告示第千十五号の一部改正）</p> <p>第三条 平成二十三年国土交通省告示第千十五号（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第百二十二条）の一部を改正する。</p> <p>（平成二十九年法律第二百二十二条）</p> <p>（新設）</p> <p>二 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。第三号において同じ。）である部分にあつては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものとし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の入居可能世帯数を一世帯とするものであること。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において単に「共用部分」という。）に、前条第一項第四号に掲げる設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が利用することができる場所に備えることをもつて足りるものとする。</p> <p>五 （略）</p>	<p>（マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部改正）</p> <p>第四条 マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（平成二十六年国土交通省告示第千三百七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。</p> <table border="1" data-bbox="920 1131 1464 2088"> <thead> <tr> <th data-bbox="920 1131 952 1594">第四条</th><th data-bbox="952 1131 1464 1594">改正後</th><th data-bbox="920 1594 952 2088">改正前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="920 1131 952 1594">第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項</td><td data-bbox="952 1131 1464 1594">第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項</td><td data-bbox="920 1594 952 2088">第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項</td></tr> <tr> <td data-bbox="952 1594 1464 2088">1・2 （略）</td><td data-bbox="952 1594 1464 2088">1・2 （略）</td><td data-bbox="952 1594 1464 2088">1・2 （略）</td></tr> <tr> <td data-bbox="952 1131 1464 1594">3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項</td><td data-bbox="952 1594 1464 2088">3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項</td><td data-bbox="952 1131 1464 1594">3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項</td></tr> <tr> <td data-bbox="952 1594 1464 2088">イ・ロ （略）</td><td data-bbox="952 1594 1464 2088">イ・ロ （略）</td><td data-bbox="952 1594 1464 2088">イ・ロ （略）</td></tr> <tr> <td data-bbox="952 1131 1464 1594">ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。</td><td data-bbox="952 1594 1464 2088">ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。</td><td data-bbox="952 1131 1464 1594">ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。</td></tr> </tbody> </table>	第四条	改正後	改正前	第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項	第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項	第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項	1・2 （略）	1・2 （略）	1・2 （略）	3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項	3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項	3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項	イ・ロ （略）	イ・ロ （略）	イ・ロ （略）	ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。	ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。	ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。
第四条	改正後	改正前																	
第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項	第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項	第八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項																	
1・2 （略）	1・2 （略）	1・2 （略）																	
3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項	3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項	3 国及び地方公共団体が取り組むべき事項																	
イ・ロ （略）	イ・ロ （略）	イ・ロ （略）																	
ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。	ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。	ハ 地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条）第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。																	

○国土交通省告示第五百四十二号

家賃債務保証業者登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月十八日

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八百九十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

改
正
後

改
正
前

（業務処理の原則）

（業務処理の原則）

第十一條 家賃債務保証業者は、賃借人その他の者の私生活若しくは業務の平穏を害するような

ない。

(契約締結前の書面の交付及び説明)

第十七条 家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結しようとする場合には、当該保証委託契約を締結するまで、その相手方となろうとする者に對し、次に掲げる事項を記載した書面を交付

付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認

識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されよう。人間の記憶は、免記憶によればよくなつて。

一五 (略)

六 保証委託料（保証委託契約を更新する場合における料金を含む。以下同じ。）

六 保証委託料（保証委託契約を更新する場合における料金を含む。次条第七号において同じ。）

七〇十 (略)
一一 保正委託契約に關する相談又は苦情を中心とする者の氏名及び連絡先又は部署の名亦及び連
(新役)

絶先

2・3 (略)

第十八条 家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結した場合には、その相手方に、遅滞なく、

次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供しなければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供しなければならない。当該書面又は電磁的記録に記載した事項を変更したときも、同様とする。

十二 保証委託契約に關する相談又は苦情に応ずる者の氏名及び連絡先又は部署の名稱及び連絡先

先絡

(求償権の行使時の書面の交付等)

第十九条 家賃債務保証業者は、賃借人又はその保証人（以下「賃借人等」という。）に対し、支払を催告するために書面を交付し、又はこれに代わる電磁的記録を提供するときは、これらに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一（略）

二 当該書面を交付し、若しくは電磁的記録を提供する者の氏名又は部署の名称

三・四（略）

五 求償権の行使に関する相談又は苦情に応ずる者の氏名及び連絡先又は部署の名称及び連絡先

3 家賃債務保証業者は、求償権行使するに当たり、相手方の請求があつたときは、第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項及び当該求償権に基づく債権の回収を行う者の氏名又は部署の名称（相手方が賃借人等以外の者である場合にあつては、同項第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を、その相手方に明らかにしなければならない。

(求償権の譲渡の規制等)

第二十三条（略）

2 家賃債務保証業者は、求償権に基づく債権の回収の委託（以下この項において「求償権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「債権回収制限者」という。）であることを知り、若しくは債権回収制限者であると疑うに足りる相当な理由があると認めるとき、又は当該求償権譲渡等の後、債権回収制限者が当該求償権について求償権譲渡等を受けることを知り、若しくは受けると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該求償権譲渡等をしてはならない。

一・三（略）

四 求償権に基づく債権の回収に当たり、相手方の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をし、又はその権利利益を侵害するおそれが明らかである者（前号に掲げる者を除く。）

（指導等）

第二十七条 国土交通大臣は、家賃債務保証業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該家賃債務保証業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一 第七条第一項又は第二項、第十条から第十二条まで及び第十四条から第二十四条までの規定に違反したとき。

二・四（略）

(求償権の行使時の書面の交付等)

第十九条 家賃債務保証業者は、賃借人又はその保証人（第二十一条において「賃借人等」という。）に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、これらに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一（略）

二 当該書面若しくは電磁的記録を送付する者の氏名又は部署の名称

三・四（略）

（新設）

2 前項に定めるもののほか、家賃債務保証業者は、求償権行使するに当たり、相手方の請求があつたときは、当該家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名及び当該求償権に基づく債権の回収を行う者の氏名を、その相手方に明らかにしなければならない。

(求償権の譲渡の規制等)

第二十三条（略）

2 家賃債務保証業者は、求償権の譲渡又は求償権に基づく債権の回収の委託（以下この項において「求償権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「債権回収制限者」という。）であることを知り、若しくは債権回収制限者であると疑うに足りる相当な理由があると認めるとき、又は当該求償権譲渡等の後、債権回収制限者が当該求償権について求償権譲渡等を受けることを知り、若しくは受けると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該求償権譲渡等をしてはならない。

一・三（略）

（新設）

（指導等）

第二十七条 国土交通大臣は、家賃債務保証業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該家賃債務保証業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一 第十条から第十二条まで及び第十四条から第二十四条までの規定に違反したとき。

二・四（略）

別記様式第三号（第四条第二項第六号から第八号まで関係）

(略)

(略)

1 内部規則の整備状況

(1) ~ (5) (略)	(略)
(6) 求償権の適切な行使方法に関する事項	内部規則等の該当条文（注）
賃借人その他の者（以下この様式において「相手方」という。）に対し、ア 意図的に恐怖を抱かせ又は不安をあおるような言動をすることを禁止している。	
相手方からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、深夜又はイ 早朝等、社会通念に照らして不適当な時間帯に訪問・電話等をすることを禁止している。	
相手方からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、借家人等ウ の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送信し、若しくはFAXを送信し、又は訪問することを禁止している。	
相手方からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、社会通念エ に照らして不適当な程度に反復して訪問・電話等をすることを禁止している。	
緊急性が高いなど正当な理由がある場合を除き、無断で物件に立ち入ることを禁止している。	
裁判所における手続きによる場合など正当な理由がある場合を除き、賃貸借契約上の解除権を代理行使することを禁止している。	
貼り紙、文書掲示等により、契約者に賃料債務又は求償債務の滞納が生じキ ている事実を賃借人又はその保証人以外の第三者に明らかにすることを禁止している。	
ク 相手方から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないことを禁止している。	
ケ 物件への入居を完全に排除する物理的な措置を講じることを禁止している。	
コ 物件の明渡完了前に動産の搬出・処分を行うことを禁止している。	
サ 相手方に対し、（6）アイウエキクに掲げる言動をすることを告げることを禁止している。	
シ 賃借人の動産を適法に移動・保管できる場合であっても、その保管状況等 について一切の責任を負わない旨を約定することを禁止している。	

(注) 内部規則等の写しを添付すること。

2・3 (略)

(略)

別記様式第九号（第二十五条関係）

(略)

(略)

1~3 (略)

別記様式第三号（第四条第二項第六号から第八号まで関係）

(略)

(略)

1 内部規則の整備状況

(1) ~ (5) (略)	(略)
(6) 求償権の適切な行使方法に関する事項	内部規則等の該当条文（注）
賃借人からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、深夜又はア 早朝等、社会通念に照らして不適当な時間帯に訪問・電話等を禁止している。	
賃借人からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、契約者等イ の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送信し、若しくはFAXを送信し、又は訪問することを禁止している。	
緊急性が高いなど正当な理由がある場合を除き、無断で物件に立ち入ることを禁止している。	
裁判所における手続きによる場合など正当な理由がある場合を除き、賃貸借契約上の解除権を代理行使することを禁止している。	
貼り紙、文書掲示等により、契約者に賃料債務又は求償債務の滞納が生じオ ている事実を契約者以外の第三者に明らかにすることを禁止している。	
賃借人から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所からカ 退去しないことを禁止している。	
物件への入居を完全に排除する物理的な措置を講じることを禁止している。	
ク 物件の明渡完了前に動産の搬出・処分を行うことを禁止している。	
ケ 契約者等に対し、（6）アイオカのいずれかに掲げる言動をすることを告ケ げることを禁止している。	
コ 契約者等の動産を適法に移動・保管できる場合であっても、その保管状況等 について一切の責任を負わない旨を約定することを禁止している。	

(注) 内部規則等の写しを添付すること。

2・3 (略)

(略)

(略)

1~3 (略)

別記様式第九号（第二十五条関係）

4 報告時における苦情・相談発生時の体制等
(新設)

(1) 苦情・相談担当部門

担当部門名	
電話番号	

(2) 苦情・相談対応責任者

役職名

(略)

附則

(施行期日)

1)の告示は、令和七年十月一日から施行する。
(経過措置)

2)の告示の施行前にされた家賃債務保証業者登録規程第四条第一項の登録の申請であつて、この告示の施行の際、国土交通大臣による登録をするかどうかの処分については、なお従前の例による。
3)の告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用する」とがである。

○外務省告示第一百七十九号
令和六年二月二十九日に東京で署名された航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定について、チェコ共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを令和七年六月十日に受領した。我が国は、令和七年七月十五日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、チェコ共和国はこれを同日に受領した。よつて、同協定は、その第三十二条の規定に従い、令和七年十月一日に効力を生ずる。

令和七年七月十八日

外務大臣 岩屋 納

○厚生労働省告示第七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二十一号）第四条第一項の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のように公表する。

令和七年七月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌

○国土交通省告示第七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等（平成十九年法律第二百二十一号）第四条第一項の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のように公表する。

令和七年七月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌

住宅は、国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であり、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）においては、その基本理念の一つとして住宅確保要配慮者の居住の安定の確保が位置付けられている。国、地方公共団体、公的賃貸住宅の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、福祉サービスを提供する者その他の関係者は、同法の基本理念にのつとり、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとされている。

これまでも、住宅セーフティネットの整備や健全な住宅市場の整備等により住生活の安定の確保及び向上の促進が図られてきたが、近年、高齢者や単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進行し、今後、高齢者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に対するニーズの更なる高まりが見込まれている。一方、民間賃貸住宅の賃貸人の中には、住宅確保要配慮者の入居について、居室内での死亡事故、死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対する懸念を持つ者も多い。

こうした状況を踏まえ、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という）が改正され、住宅施策と福祉施策が連携した地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備等を推進するため、国土交通大臣及び厚生労働大臣による基本方針の策定、住宅確保要配慮者に対する入居中のサポートを行う賃貸住宅の認定、地方公共団体による居住支援協議会（法第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ）の設置の努力義務等が規定された。

(略)

そ の 他 告 示

本基本方針は、法に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関するこれらの施策が国及び地方公共団体において総合的かつ効果的に推進されるよう、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向である。

1 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者とは、以下のいずれかに該当する者として法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）に規定されているものをいう。

(1) 各々の属性に応じた適切な規模、構造等を有する賃貸住宅が民間賃貸住宅市場において十分に供給されていないこと、居室内での死亡事故、死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対する懸念から民間賃貸住宅市場において入居が制限されること、家賃を負担するために必要な収入が十分にならないこと等、民間賃貸住宅市場において適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する者

(2) 災害によって自らが居住する住宅を失った等の特別な事情により、適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することについて高い緊急性を有する者
具体的には、ホームレスや生活保護受給者等を含む低額所得者、被災者（発災から3年以内の災害又は著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害によるものに限る）、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者その他の障害者、ひとり親家庭等の子どもを養育する者、外国人、永住帰国した中国残留邦人等、児童虐待を受けた者、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、ハンセン病療養所入所者等、拉致被害者、犯罪被害者等、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、困難な問題を抱える女性及び生活困窮者が該当する。

また、地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）、U-I-Jターンによる転入者、これらの者に対する必要な生活支援等を行う者等多様な属性の者が住宅確保要配慮者に含まれ得る。なお、それぞれの属性の住宅確保要配慮者に対する支援措置の必要性については、各地域における住宅確保要配慮者の賃貸住宅の確保に係る困難性及び緊急性の程度や賃貸住宅市場の状況等によるものと考えられる。

都道府県及び市町村は、都道府県賃貸住宅供給促進計画又は市町村賃貸住宅供給促進計画（以下「供給促進計画」という。）において、住宅確保要配慮者を追加の必要性を十分検討する必要がある。

2 地域における住宅確保要配慮者の居住の実態等の把握

住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に関する施策の実施に当たっては、地方公共団体の住宅部局、福祉部局その他の部局において、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ（住まいに関する相談内容を含む。）や実態、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等の住宅ストックの状況、関連する福祉サービスの提供体制等（以下「地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等」という。）を的確に把握する必要がある。また、これらについて、居住支援法人（法第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）、賃貸住宅管理業者（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第二条第三項に規定する賃貸住宅管理業者をいう。以下同じ。）その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び社会福祉協議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九章第三節に規定する社会福祉協議会をいう。以下同じ。）その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者等（以下「地域における居住支援の関係者」という。）と適切に共有する必要がある。

なお、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等の把握に当たっては、現に住宅に困窮していることが明らかである者に関するのみならず、心身の状況や経済的な状況の変化等を踏まえた、より適切な規模、構造、サポート等を備えた賃貸住宅への住替えに係る相談に関することや、住宅確保要配慮者を含む世帯に関すること、住宅ストックに関する将来の見通しに関すること等についても適切に把握することが望ましい。

3 住宅セーフティネットの整備

住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するためには、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）、地域優良賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の的確な供給及び登録住宅（以下「居住サポート住宅」という。）その他の民間賃貸住宅の供給の促進を一体的に推進することにより重層的かつ柔軟な住宅ストックの形成を図るとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る各種施策を含め、総合的かつ包括的な地域の居住支援体制を整備することにより、住宅セーフティネットを整備する必要がある。

4 国と地方公共団体の役割分担

住宅セーフティネットの整備に当たっては、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を的確に把握するとともに、地域における賃貸人等の意向や居住支援の実態等も踏まえ、賃貸住宅の供給の促進に関する具体的な施策を展開していくことが重要であることから、市町村等の地方公共団体による主体的な取組（地方公共団体から委託を受けた事業者による取組を含む。）が必要である。この際、居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る各種施策を含め、総合的かつ包括的な地域の居住支援体制を整備することにより、住宅セーフティネットの整備を支援する必要がある。

5 具体的な施策の選択

住宅セーフティネットの整備に当たっては、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を踏まえ、適切に施策を選択し、組み合わせて行うことが重要である。
例えば、適切な規模、構造等の民間賃貸住宅が当該地域に存在しているものの、居室内での死亡事故、死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対する懸念から住宅確保要配慮者に対する入居制限が行われている場合には、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る施策を講じることが必要である。また、適切な規模、構造等の公的賃貸住宅ストックが存在する場合には、優先入居のほか、本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲内で、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保や地域の課題解決に向けた多様な利用（以下「地域対応活用」という。）等を通じた当該ストックの有効活用を図ることも効果的である。

一方、高齢者、障害者等の居住に適したバリアフリー化された賃貸住宅や子育てに適したゆとりある面積を有する賃貸住宅等の住宅確保要配慮者にとって必要な規模、構造等を有する賃貸住宅が当該地域において不足している場合には、高齢者に特有の身体機能等の低下や障害者の心身の特性に応じた設備の設置等に配慮しつつ、このような賃貸住宅の供給を促進するための施策を講じることが必要である。また、収入が低額である等の理由により適切な規模、構造等の賃貸住宅の確保が困難となっている低額所得者に対しては、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することが必要である。

住宅ストックの活用

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に当たっては、特に、全国で空き家が増加している状況を踏まえ、既存の住宅ストックの有効活用を図ることが重要である。また、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）に基づく施策及び同法第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人による取組等と連携を図ることが重要である。

7 住宅施策及び福祉施策等の連携並びに関係者相互の連携

(1) 住宅施策及び福祉施策等の連携

住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するためには、賃貸住宅の供給の促進と併せて、必要な福祉サービス等の提供や良好な居住環境の形成を促進することが重要である。

特に、高齢者及び障害者については、福祉行政及び医療行政における地域包括ケアの推進の動き、大都市圏等における急速な高齢化の進展、障害者福祉施設等から地域生活への移行の促進等、これらの者を取り巻く状況が変化する中、自立した生活を送ることができる環境整備を進める観点から、住宅施策及び福祉施策等の連携が重要である。

また、住宅確保要配慮者の中には、住宅に関することのみならず、心身の状況、生活、就労、子育て等に係る複合的な課題を抱えている者も多く、こうした住宅確保要配慮者は、住宅を確保できないことにより、必要な福祉サービス等につながりにくく、居住の安定の確保を図りにくい状況が生じていると考えられる。このため、住宅確保要配慮者に関する施策の推進に当たっては、関連する情報の提供、住宅や関連施設の整備及び運営、住宅や関連施設の整備及び運営、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る施策の実施等の様々な局面において、住宅部局及び福祉部局等（高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活保護及び生活困窮者自立支援等を担当する福祉部局、在宅医療等を担当する部局、就労支援等を担当する部局並びにまちづくりを担当する部局等をいう。以下同じ。）との連携を積極的に推進する必要がある。

(2) 関係者相互の連携

住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するためには、国、地方公共団体、公的賃貸住宅の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、福祉サービスを提供する者その他の関係者において必要かつ十分な連携を図ることが重要である。

これらの連携を進める上で、居住支援協議会や地域住宅協議会（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。以下「地域住宅特別措置法」という。）第五条第一項に規定する地域住宅協議会をいう。以下同じ。）等の枠組みを積極的に活用することが有効である。また、とりわけ、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を踏まえて各種施策等を実施する、市町村における取組の強化が必要である。

また、賃貸人、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等を会員とする団体において、これらの会員への普及啓発等も含め、地方公共団体の施策への積極的な協力が行われることは、関連施策の効果的な推進に大きく寄与するものと考えられることから、これらの取組の促進及び支援を図ることが望ましい。

8 コミュニティ等への配慮

住宅確保要配慮者に係る施策は、様々な属性の世帯が共生し、バランスのとれたコミュニティが形成されることに十分配慮して推進することが重要である。

これらの連携を進める上で、居住支援協議会や地域住宅協議会（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。以下「地域住宅特別措置法」という。）第五条第一項に規定する地域住宅協議会をいう。以下同じ。）等の枠組みを積極的に活用することが有効である。また、とりわけ、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を踏まえて各種施策等を実施する、市町村における取組の強化が必要である。

9 住宅確保要配慮者の権利利益の不当な侵害の防止

住宅確保要配慮者による施策の推進に当たっては、いわゆる貧困ビジネス等の住宅確保要配慮者の権利利益を不恰に侵害するような事業等が行われることのないよう、適切な情報公開を推進するとともに、制度の悪用等を防止するための適切な指導及び監督がなされるようになることが重要である。

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項

三 居室内での死亡事故、死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対する懸念から、住宅確保要配慮者に対する入居制限が行われることのないよう、適切な情報公開を推進する

このため、地方公共団体においては、住宅確保要配慮者に対する、公営住宅を含む公的賃貸住宅の供給の目標並びに登録住宅及び居住サポート住宅の供給の目標を設定することとする。

1 公営住宅の整備及び管理に関する基本的な事項

（1）公営住宅の的確な整備及び福祉施設等の整備

住生活基本法第十七条第一項に規定する都道府県計画（「都道府県計画」という。）に定められた供給の目標量を踏まえ、公営住宅法第三条に基づき、真に住宅に困窮する低額所得者に公営住宅を公平かつ的確に供給することが必要である。

特に、地域の低額所得者の公営住宅に対する需要が、その供給を上回っている場合においては、既存の公営住宅等のストックの有効活用、借上公営住宅制度の活用、公営住宅の建替え等を通じて供給戸数を増やす等、効率的な方策の可能性について検討することが必要である。

この際、地域における低額所得者の居住の状況等に応じて、交付金等の活用により、必要となる公営住宅の整備を計画的に進めるとともに、低額所得者の心身の状況、世帯構成等を踏まえて、これらの者に適した規模、構造等の住宅を的確に供給することが必要である。

加えて、福祉行政と積極的に連携し、大規模な公営住宅団地の建替えや既存の公営住宅における低利用施設又は未利用施設の有効活用等を通じて、福祉施設、介護施設、子育て関連施設、医療施設等を併設することにより、周辺地域も含めた居住環境の整備を推進することが必要である。

(2) 公営住宅ストックの有効活用

公営住宅ストックについては、その老朽化の状況を的確に把握し、その状況に応じて、交付金等の活用により、必要となるストックの改善を計画的に進めることが必要である。また、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲内で適切かつ柔軟に地域対応活用等を認めることにより、ストックの有効活用を進めることも重要である。例えば、障害者等の地域における自立生活を支援するため、精神障害者、知的障害者、認知症高齢者等に対する公営住宅支援法人等に対し賃貸し、当該居住支援法人等がサブリースにより登録住宅又は居住サポート住宅として提供する取組等を推進することが考えられる。

この際、公営住宅の空き住戸の状況や地域対応活用等の方向性等について、あらかじめ居住支援協議会や地域住宅協議会において地方公共団体及び地域における居住支援の関係者等の間で共有し、相互に連携しながらストックの活用を進めることが重要である。

国においては、こうした取組のうち先進的なものに関する情報を収集し、地方公共団体等に對して提供する等により周知を図ることが重要である。

(3) 公営住宅の適切な管理・運用

公営住宅の管理・運用に当たっては、入居者資格を有する者のうち、住宅の確保に特段の配慮が必要な特別の事情を有する者の居住の安定を確保するため、公営住宅法第二十三条第一号イ若しくはロ又は第二十九条第二項の条例で定める金額の適切な設定のほか、特に住宅困窮度が高いと考えられる者に対する優先入居等の施策を地域の状況に応じて的確に実施することが必要である。また、高齢者、障害者等との同居又は近居を促進する観点から、子ども世帯の近傍の住戸への高齢の親世帯の住替え、近傍に親世帯が居住する子ども世帯の優先入居等の施策を推進することや、高齢者、障害者等の居住の安定を図る観点から、例えば高層階に住んでいる高齢者、障害者等が一階の住戸へ住み替えるための特定入居を推進する必要がある。このほか、公営住宅の公平かつ的確な供給を推進する観点から、地域における公営住宅、低額所得者等の実情を勘案しつつ、期間満了後の入居者の居住の安定確保にも十分配慮した上で、公営住宅における定期借家制度（期限付き入居）の活用を図ることが必要である。

2 地域優良賃貸住宅制度等に関する基本的な事項

地域優良賃貸住宅制度は、従来の特定優良賃貸住宅制度及び高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭等各地域において賃貸住宅の確保を確保するため、公営住宅法第二十三条第一号イ若しくはロ又は第二十九条第二項の条例で定める金額の適切な設定のほか、特に住宅困窮度が高いと考えられる者に対する優先入居等の施策を地域の状況に応じて的確に実施することも重要である。また、高齢者、障害者等との同居又は近居を促進する観点から、子ども世帯の近傍の住戸への高齢の親世帯の住替え、近傍に親世帯が居住する子ども世帯の優先入居等の施策を推進することや、高齢者、障害者等の居住の安定を図る観点から、例えば高層階に住んでいる高齢者、障害者等が一階の住戸へ住み替えるための特定入居を推進する必要がある。このほか、公営住宅の公平かつ的確な供給を推進する観点から、地域における公営住宅、低額所得者等の実情を勘案しつつ、期間満了後の入居者の居住の安定確保にも十分配慮した上で、公営住宅における定期借家制度（期限付き入居）の活用を図ることが必要である。

3 地域優良賃貸住宅制度等に関する基本的な事項

地域優良賃貸住宅制度は、従来の特定優良賃貸住宅制度及び高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭等各地域において賃貸住宅の確保を確保するため、公営住宅法第二十三条第一号イ若しくはロ又は第二十九条第二項の条例で定める金額の適切な設定のほか、特に住宅困窮度が高いと考えられる者に対する優先入居等の施策を地域の状況に応じて的確に実施することも重要である。また、高齢者、障害者等との同居又は近居を促進する観点から、子ども世帯の近傍の住戸への高齢の親世帯の住替え、近傍に親世帯が居住する子ども世帯の優先入居等の施策を推進することや、高齢者、障害者等の居住の安定を図る観点から、例えば高層階に住んでいる高齢者、障害者等が一階の住戸へ住み替えるための特定入居を推進する必要がある。このほか、公営住宅の公平かつ的確な供給を推進する観点から、地域における公営住宅、低額所得者等の実情を勘案しつつ、期間満了後の入居者の居住の安定確保にも十分配慮した上で、公営住宅における定期借家制度（期限付き入居）の活用を図ることが必要である。

4 その他公的賃貸住宅に関する基本的な事項

地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅その他の公的賃貸住宅についても、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図る上で重要な役割を担うストックであると考えられる。公的賃貸住宅の供給の促進と福祉施策や良好な居住環境の形成に関する施策等との連携が重要である。

この際、住宅確保要配慮者が、自らに適した公的賃貸住宅を適切に選択できるよう、バリアフリー化の状況等の住戸の規模、構造等に関する情報、周辺地域における福祉施設等の立地状況等に関する情報、当該住戸で受けられるサービスの内容等の様々な情報を的確に提供することが重要である。

5 公的賃貸住宅の有効活用

公的賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の入居者募集に係る情報が提供されるよう、必要な措置が講じられることが必要である。

この際、住宅確保要配慮者が、自らに適した公的賃貸住宅を適切に選択できるよう、バリアフリー化の状況等の住戸の規模、構造等に関する情報、周辺地域における福祉施設等の立地状況等に関する情報、当該住戸で受けられるサービスの内容等の様々な情報を的確に提供することが重要である。

6 大規模な公的賃貸住宅団地の建設等の実施に関する基本的な事項

大規模な公的賃貸住宅団地の建設等の実施に関する基本的な事項

介護事業所、自立訓練事業所等の障害福祉サービス事業所、保育所等の併設等を推進することが重要である。

また、団地内の空き施設、空き地等については、福祉部局等とも連携し、団地内及びその周辺に居住する高齢者等の居住の安定に資する施設を立地させることが重要である。さらに、公的賃貸住宅において自立支援、福祉サービス等と連携して住宅供給を推進することも、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る上で有効である。これらに加え、公的賃貸住宅の整備は、魅力あるまちづくりを推進する上で有効な手段の一つであることを踏まえ、地域の状況に応じて、中心市街地活性化をはじめとする地域活性化のための施策等、まちづくりに関連する施策との連携を推進することが重要である。

7 地域住宅計画に公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項を記載する際の留意事項

地域住宅計画において、当該計画を作成する地方公共団体以外の主体が管理し、又は所有する公的賃貸住宅に関する事項を記載する場合には、当該地方公共団体は、事前にこれらの主体と連絡調整を行い、関連施策を円滑に推進することが重要である。

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的な事項

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に当たっては、各地方公共団体等において、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等のほか、支援を必要とする住宅確保要配慮者の属性、円滑な入居を困難にしている要因及び必要とする支援措置を的確に把握した上で、適切な施策を講じることが重要である。

また、法において、登録住宅、居住サポート住宅、居住支援法人、認定家賃債務保証業者（住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資するものとして国土交通大臣の認定を受けた家賃債務保証業者をいう。以下同じ。）、居住支援協議会等の制度が設けられていることを踏まえ、これらの制度が適切に活用されるよう、国、地方公共団体、公的賃貸住宅の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、福祉サービスを提供する者その他の関係者が相互に連携を図りながら協力して取り組むとともに、居住支援協議会等を活用した緊密な連携の下、必要な施策を効果的に実施していくことが重要である。

1 登録住宅の供給に関する基本的な事項

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に当たっては、各地方公共団体において、登録住宅の確保に積極的に取り組む必要がある。その際には、賃貸人等に登録を働きかけるだけでなく、賃貸人等への支援措置等の情報や住宅確保要配慮者の入居の受け入れに当たって賃貸人等が抱く不安を軽減するための居住支援等の取組を併せて提供することが有効である。また、空き家対策を担当する部局と連携を図り、空き家情報を活用し、所有者に有効活用する意向がある場合や、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のために活用したい意向がある場合等には、所有者に対して登録住宅として活用することを働きかけることも有効である。

また、入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の属性については、登録事業者が選択できることとされているが、できるだけ多くの属性を選択するよう、登録事業者に働きかけることが望ましい。また、登録を受けようとする事業者は、入居を受け入れることとする場合の条件を付すことも可能であるが、対象者の範囲を極端に狭めることや合理性のない差異を設けること等は不適な制限に当たることから、登録を受けることができないことに留意する必要がある。

さらに、登録事業者等が登録住宅制度を悪用することのないよう、都道府県並びに指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）及び中核市（同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。）は、例えば、入居を拒まないとしていながら入居を拒んだこと、入居者募集中として広告していながら応募時に既に入居者が決まっていることが連続して発生していること、実際には世帯として構成されていない他人同士を一戸の登録住宅に住まわせていること等の情報が、入居希望者、入居者等から寄せられた場合には、必要に応じて、報告の徴収や指示等を行い、悪質な場合には登録の取消しや登録事業者の名称の公表を行ふ必要がある。

なお、都道府県及び市町村は、供給促進計画において、一部の基準を強化し、又は緩和することが可能であり、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を踏まえ、供給促進計画の作成及びこれらの措置の必要性を十分検討する必要がある。

また、被災者、DV被害者等で緊急に住宅の確保が必要な者については、入居者資格を満たさない場合又は登録住宅が基準に合致しなくなる場合であっても、一時的に登録住宅に入居させることは差し支えないことから、登録事業者においては、必要に応じて登録主体に相談又は確認をした上で、入居させることが考えられる。

2 居住サポート住宅の供給に関する基本的な事項

(1) 居住サポート住宅の供給の促進に関する事項

日常生活を営むのにサポートを必要とする住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、その居住の安定の確保を図るため、地方公共団体においては、居住サポート住宅の確保に積極的に取り組む必要がある。その際には、居住支援法人等が入居中のサポートを行うことにより、住宅確保要配慮者の入居の受け入れに当たって賃貸人等が抱く不安が軽減されるものであることを賃貸人等に説明するとともに、賃貸人等への支援措置等の情報を併せて提供することが有効である。さらに、空き家対策を担当する部局と連携を図り、空き家情報を活用し、所有者に有効活用する意図がある場合や、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のために活用したい意向がある場合には、所有者に対して居住サポート住宅として活用することを働きかけることも有効である。

(2) 居住安定援助計画の認定に関する事項

居住安定援助計画が居住安定援助賃貸住宅事業を適切かつ確実に実施するためには、当該計画に記載した住宅確保要配慮者の範囲に属する者から入居に係る申込みがあつた場合に、当該者が住宅確保要配慮者であることを理由として入居を拒むことは通常想定されず、仮にそのようなことがあつた場合には当該計画に基づく居住安定援助賃貸住宅事業の適切かつ確実な実施に疑義が生じるものであることに留意する必要がある。

居住サポート住宅については、入居者の居住環境を確保する観点から、住宅の規模、構造、設備等の基準が設けられているが、このうち規模の基準は単身世帯を念頭に置いて定められているものであり、二人以上の世帯が入居する場合は、世帯人数を考慮した適切な規模を確保すべきものであることに留意する必要がある。

住宅確保要配慮者の入居の受入れに当たり賃貸人等が抱く不安を軽減するため、認定事業者は、要援助者（国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第一号）第十四条第一号に規定する要援助者をいう。以下同じ。）に対しては、同号に規定する三つのサポート、すなわち安否確認、見守り及び福祉サービスへのつなぎを全て提供しなければならない。

安否確認は、住戸内における入居者の活動が確認されない場合等に早期にこれを発見することを主な目的として、要援助者の安否を確認すること、見守りは、主として、家賃滞納や近隣住民等とのトラブルにつながりかねない事象を含む要援助者の心身及び生活の状況の把握すること、福祉サービスへのつなぎは、主として、見守り等によって把握した要援助者の心身及び生活の状況に応じて、当該入居者が適切な福祉サービスを利用できるようサポートを行うことをいう。

住宅確保要配慮者の円滑な入居及び居住の安定の確保を図る観点から、家賃の額は近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めることとされており、同様の観点から、敷金の額もこれと同様に定めることが望ましい。また、共益費等の額については役務の提供に要する費用等に照らして不当に高いものとならないよう定めることが望ましいことに留意する必要がある。

加えて、安否確認、見守り及び福祉サービスへのつなぎ以外も含め、サポートの対価は当該サポートの提供に要する費用に照らして不当に高いものでないことが必要であること、サポートの内容等に係る説明義務や、居住サポート住宅に係る広告をする場合における表示の方法等に係る遵守事項の定めがあること等に留意する必要がある。

なお、都道府県及び市町村は、供給促進計画において、一部の基準を強化し、又は緩和することが可能であり、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を踏まえ、供給促進計画の作成及びこれらの措置の必要性を十分検討する必要がある。

(3) 居住サポート住宅に係る指導及び監督に関する事項

認定事業者等が居住サポート住宅制度を悪用することのないよう、市及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を設ける町村並びに都道府県（以下「認定主体」という。）は、必要に応じて、報告の徴収、立入検査、改善命令等を行い、悪質な場合には認定の取消しや認定事業者の名称の公表を行う必要がある。また、居住サポート住宅に係る他の法令に基づく指導又は監督を契機として居住サポート住宅の不適切な提供実態等が明らかになると等も想定され得ることから、認定主体においては、居住サポート住宅に係る他の法令に基づく指導及び監督の状況をできる限り把握することも、必要に応じて、他の法令に基づく制度の所管部局等と連携して対応することが望ましい。

認定住宅入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、認定事業者において、居住サポート住宅や地域に関する必要な情報やサポートの提供に努めるとともに、認定住宅入居者が生きがいをもつて生活できるようにするための機会を適切に提供する等、その居住の安定を図るように努めることとされていることを踏まえ、認定主体においても、認定住宅入居者の生活状況等に留意しつつ、適切な指導に努める必要がある。

(4) 地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備に関する基本的な事項

(1) 居住確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進し、その居住の安定を確保するためには、地域の実情に応じて、居住支援に関する活動が積極的に行われることが重要である。

居住支援協議会の設立及び運営に関する事項

地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備に向けて、地方公共団体及び地域における居住支援の関係者等が緊密に連携して取組を進めることが重要である。また、法第八十一条第一項において、地方公共団体は、単独で又は共同して、居住支援協議会を設立するよう努めなければならないこととされ、また同条第二項において、居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行うものと規定された。

この「住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する相談窓口における対応から入居前、入居中及び退居時における支援まで、住宅施策と福祉施策の関係者が連携して行うあらゆる措置及び取組を含むものである。また、居住支援協議会は、国民の生活の基盤である住まいに関する協議を行うものであるから、その関係する領域は、住宅や福祉のみならず、医療、就労、防災、まちづくり、情報技術等多岐にわたることに留意する必要がある。

市町村においては、居住支援協議会の設立及び運営等を通じて、地域における居住支援のニーズや実態を把握することも、住宅確保要配慮者等に対する情報の提供、住宅確保要配慮者等からの相談に対応するための体制の整備、関係者の連携の推進等に関する具体的な協議を行い、総合的かつ包括的な居住支援体制の整備に向けた具体的な施策を着実に進めることが重要である。

都道府県においては、管内の市町村における居住支援協議会の設立及び効果的な運営のための支援を行つほか、地域の実情に応じて、管内の市町村及び関係者等の連携の促進に向けた取組等を行うことが重要である。

(2) 居住支援法人の指定並びに指導及び監督に関する事項

地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備に向けて、都道府県（以下「指定主体」という。）は、公正かつ適確に支援業務を行うことができること等が認められる者を居住支援法人として積極的に指定することが望ましい。

居住支援法人は、地域のニーズに対応して効果的に支援業務を実施することが重要であり、また、居住支援法人と地方公共団体等との連携並びに居住支援に携わる人材の確保及び育成を促進することが重要である。このため、地方公共団体においては、管内の居住支援法人の活動等を適切に把握するとともに、居住支援協議会等を活用して相互の情報共有を図ること等により緊密な連携を図ることが望ましい。

居住支援法人等が居住支援法人制度を悪用することのないよう、指定主体は、必要に応じて、報告の徴収、立入検査、監督命令等を行い、悪質な場合には指定の取消しや居住支援法人の名称の公表を行う必要がある。また、居住支援法人に係る他の法令に基づく指導又は監督を契機として居住支援法人の不適切な業務実態等が明らかになると等も想定され得ることから、指定主体においては、居住支援法人に係る他の法令に基づく指導及び監督の状況をできる限り把握するとともに、必要に応じて、他の法令に基づく制度の所管部局等と連携して対応することが望ましい。

居住支援法人が支援業務を行うに当たっては、住宅確保要配慮者に対する内容や対価等を理解しやすいように説明すること、住宅確保要配慮者からの相談又は苦情に誠実に対応すること、住宅確保要配慮者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その居住の安定を図るように努めること等が重要であり、指定主体においても、適切な指導に努める必要がある。

賃貸住宅の賃貸人が入居者に求める家賃債務保証において、家賃債務保証業を営む者による求償権の行使方法が定められていないこと等に起因して賃借人との間でトラブルが生じる場合がある。このため、適正に家賃債務保証の業務を行う者を国に登録する制度の適切な活用を推進していく必要がある。また、住宅確保要配慮者については、家賃滞納や孤独死等による保証事故の発生リスクが高いと判断され、家賃債務保証を断られる場合がある。このため、認定家賃債務保証業者に係る情報を住宅確保要配慮者（賃貸人、地域における居住支援の関係者等）に広く提供していくことが必要である。独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）は、国に登録された家賃債務保証業者や居住支援法人が登録住宅に入居する住宅確保要配慮者の家賃債務を保証する場合、及び認定家賃債務保証業者が住宅確保要配慮者の家賃債務を保証する場合において当該保証の保険引受けをすることとされており、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、これらの保険について周知及び普及を行う必要がある。

5 生活保護受給者の賃貸住宅への入居の円滑化に関する基本的な事項

生活保護受給者が民間賃貸住宅に居住する場合の家賃等については、必要に応じて住宅扶助費等として生活保護受給者に支給されるが、一部の生活保護受給者がそれを家賃の支払いに充てずに滞納する場合があり、賃貸人が生活保護受給者の入居に不安を抱くことがある。また、滞納が重なれば住宅からの退居を迫られる等生活保護受給者本人の居住の安定も不安定となる。

6 生活保護受給者の賃貸住宅への入居の円滑化に関する基本的な事項

このため、法第二十一条において、登録住宅について、賃貸人が、保護の実施機関に対し、家賃滞納等の生活保護受給者の居住の安定確保を図る上で支障となる情報を情報提供した場合は、当該情報提供を受けた保護の実施機関が速やかに事実確認を行い、保護の実施機関が生活保護受給者に代わって賃貸人に住宅扶助費等を支払うこと（以下「代理納付」という。）の要否等を判断する手続が設けられている。

7 生活保護受給者の賃貸住宅への入居の円滑化に関する基本的な事項

さらに、法第五十三条の生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の特例に関する規定に基づき、保護の実施機関は、生活保護受給者の自立を助長するため、居住に関する問題も含め生活保護受給者から代理納付を行っている。これららの手続のほか、生活保護法の規定に基づき、保護の実施機関は、生活保護受給者から代理納付を受けたときは、一定の場合を除き代理納付を行うこととされている。

8 住宅金融支援機構による改修費への融資に関する基本的な事項

これらの規定に基づき、生活保護受給者本人の状況に応じた居住の支援を行う被保護者地域居住支援事業をはじめ、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業等を実施することがされており、生活保護受給者が、その居住地にかかるわざ必要な支援を受けることが可能となるような体制を構築することが重要である。また、同法第二十七条の三第一項に規定する調整会議を組織する際には、地方公共団体における住宅に係る担当部署や居住支援法人を関係機関等とするなどの取組により、生活保護受給者の居住の安定の確保に資するものとなるよう、保護の実施機関その他の関係者が協力し適切に運用していくことが重要である。

9 住宅金融支援機構による改修費への融資に関する基本的な事項

登録住宅又は居住サポート住宅の賃貸人が、住宅確保要配慮者の居住環境の改善のためバリアフリー改修、耐震改修等の必要な工事を行う場合や、低家賃の賃貸住宅の供給促進のため共同居住型住宅（いわゆるシェアハウス）への改修工事を行う場合等において、住宅金融支援機構は当該賃貸人に對して改修費用を融資することが可能であり、これらの措置について賃貸人に對して周知及び普及を行う必要がある。

10 国及び地方公共団体による登録住宅及び居住サポート住宅に係る支援措置に関する基本的な事項

国及び地方公共団体は、地域の実情等を踏まえ、登録住宅又は居住サポート住宅に居住する住宅確保要配慮者の居住環境の向上のため、賃貸人等が行う登録住宅又は居住サポート住宅の改修に對して支援を行うことや、登録住宅又は居住サポート住宅に居住する住宅確保要配慮者の負担軽減のため、家賃や家賃債務保証料等の低廉化等に對して支援を行なうことが考えられる。

11 これらの支援を行うに当たっては、地域における住宅確保要配慮者や賃貸人等のニーズを踏まえ、入居対象者、地域等を限定して行なうことも考えられる。

12 住宅確保要配慮者に対する情報提供等に関する基本的な事項

国及び地方公共団体並びに地域における居住支援の関係者においては、居住支援協議会等の場を活用して情報の共有を図るとともに、必要な情報が住宅確保要配慮者及び賃貸人等に広く周知されるよう十分に連携して取り組んでいくことが重要である。

13 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

賃貸人等は、賃貸借契約の目的を達成するために、住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅を適正に管理し、計画的に維持及び修繕を行う必要がある。

14 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

また、国において、賃貸住宅に関する様々なトラブルの発生を未然に防ぐための見解や、共同居住型住宅の運営管理に関する見解等、賃貸人等が住宅確保要配慮者の入居を受け入れるに当たって活用可能な情報の提供に努めることとも、賃貸人等においては、これらの情報も有効に活用し、住宅確保要配慮者の円滑な入居や居住の安定を図っていくことが期待される。

15 登録事業者及び認定事業者は、登録住宅及び居住サポート住宅について、常に基準に適合する状態に保つよう、適正に管理しなければならない。

16 また、登録主体及び認定主体は、登録住宅及び居住サポート住宅の管理の状況について、報告徴収等により実態を把握するとともに、老朽化や災害による損傷等に留意し、適正な管理について助言及び指導を行うよう努めることが望ましい。

17 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

18 認定事業者は、認定住宅入居者に対するサポート及び福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

19 認定事業者は、認定住宅入居者に対するサポートを行なうものであり、要援助者に對しては安否確認、見守り及び福祉サービスへのつなぎの三つのサポートを全て提供し、その生活の安定を図らなければならない。

20 地方公共団体その他の福祉サービスの提供主体は、必要に応じて、認定住宅入居者が適切な福祉サービスを受けられるよう、認定事業者と密に連携の上、福祉サービスの提供を図らなければならぬ。

住宅確保要配慮者に対する提供される福祉サービスの実施状況や今後の方策に関する事項

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づき、都道府県及び市町村が同法第二百十六条第一項に規定する基本指針（以下「介護基本指針」という。）に即して定める介護保険事業（支援）計画（同法第二百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第二百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。）及び介護保険事業（支援）計画と一体のものとして作成する老人福祉計画（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画及び同法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画をいう。以下同じ。）において、介護保険サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、介護保険サービス等の種類ごとの必要な量の見込み等が定められ、地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域の実情に応じた介護保険サービス等が提供されていることから、当該介護保険事業（支援）計画及び老人福祉計画に基づき、介護保険サービス等の提供体制を確保するとともに、今後の介護基本指針並びに介護保険事業（支援）計画及び老人福祉計画の改正内容を踏まえながら、住宅確保要配慮者に対する提供される介護保険サービス等の充実を図ることが重要である。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に基づき、都道府県及び市町村が同法第八十七条第一項に規定する基本指針（以下「障害基本指針」という。）に即して定める障害福祉計画（同法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び同法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み等が定められ、障害者が希望する地域生活の実現に向けて障害福祉サービス等が提供されていることから、当該障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、今後の障害基本指針及び障害福祉計画の改正内容を踏まえながら、住宅確保要配慮者に対する提供される障害福祉サービス等の充実を図ることが重要である。

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第二百五号）に基づき、都道府県等（同法第四条第三項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）は、同法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業において、居住に関する問題も含め生活困窮者等からの相談に応じることとされているほか、同条第三項に規定する生活困窮者居住確保給付金の支給や同条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（以下「生活困窮者居住支援事業」という。）により、生活困窮者本人の状況に応じた居住の支援が行われており、引き続き、これらの支援を行っていくことが重要である。また、都道府県等は、同条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び同条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者居住支援事業のうち必要があると認めるものを行うよう努めることとされており、生活困窮者が、その居住地にかかわらず同法に基づく必要な支援を受けることが可能となるよう、これらの事業の全国的な実施が望まれる。その際、居住支援法人等に事業を委託すること等も含め、地域資源との連携により実施することが効果的な支援の実施のために有効である。

生活保護法に基づき、保護の実施機関は、生活保護受給者の自立を助長するため、居住に関する問題も含め生活保護受給者の自立を助長するため、居住に関する問題も含め生活保護受給者からの相談に応じるほか、同法第五十五条の十の規定に基づき、生活保護受給者本人の状況に応じた居住の支援を行う被保護者地域居住支援事業をはじめ、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業等を実施することができるよう努めることとされ、生活保護受給者が、その居住地にかかわらず必要な支援を受けることが可能となるよう、これらの事業の全国的な実施が望まれる。その際、居住支援法人等に事業を委託すること等における住宅に係る担当部署や居住支援法人を関係機関等とするなどの取組が重要である。

七 供給促進計画の作成に関する基本的な事項

都道府県は、本基本方針に基づき、都道府県賃貸住宅供給促進計画を作成することが望ましい。この際、同計画は、社会福祉法第二百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の計画と調和が保たれたものでなければならないことに留意する必要がある。

市町村は、本基本方針（都道府県賃貸住宅供給促進計画）に基づき、市町村賃貸住宅供給促進計画を作成する場合にあつては当該都道府県賃貸住宅供給促進計画に基づき、市町村賃貸住宅供給促進計画を作成することができるだけ具体的に把握した上で、目標の設定や施策の検討を行う必要がある。

また、同計画は、社会福祉法第二百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の計画と調和が保たれたものでなければならないことに留意する必要がある。

また、供給の目標については、できる限り定量的な目標とすることが望ましい。その際、住生活基本計画（都道府県計画）や公営住宅等長寿命化計画等の他の計画と整合したものとする必要がある。

また、供給の目標については、できる限り定量的な目標とすることが望ましい。その際、住生活基本計画（都道府県計画）や公営住宅等長寿命化計画等の他の計画と整合したものとする必要がある。

（1）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

供給促進計画においては、各行政区画内における公営住宅を含む公的賃貸住宅の供給の目標を定めるものとする。

供給促進計画の作成に当たっては、住宅部局と福祉部局とが連携し、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等をできるだけ具体的に把握した上で、目標の設定や施策の検討を行いう必要がある。

また、供給の目標については、できる限り定量的な目標とすることが望ましい。その際、住生活基本計画（都道府県計画）や公営住宅等長寿命化計画等の他の計画と整合したものとする必要がある。

（2）目標を達成するための必要な事項

（1）住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

供給促進計画においては、既存の公営住宅の維持管理や建替え等を適切に実施するほか、特に住宅に困窮する住宅確保要配慮者のために有効に利用されるよう、必要に応じて、優先入居、特定入居、定期借家制度等の活用、高額所得者による適切な明渡し及び登録住宅や居住サポート住宅等としての地域対応活用等を進めていく必要があり、それらの施策を供給促進計画に定めることが考えられる。また、公営住宅の建替え等を契機として、住宅確保要配慮者の居住を支援するための施設の導入について検討することが望ましく、当該施設の導入の検討やその対象となる団地を供給促進計画に位置付けされることや、民間事業者等の供給を地方公共団体が支援すること等の施策を供給促進計画に定めることが考えられる。

（2）地域優良賃貸住宅等については、重層かつ柔軟な住宅ストックの構築を図るための一施策として、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を踏まえて、必要に応じて地方公共団体が自ら供給することや、民間事業者等の供給を地方公共団体が支援すること等の施策を供給促進計画に定めることが考えられる。

都市再生機構や地方住宅供給公社その他の公的賃貸住宅の事業主体が整備及び管理を行う賃貸住宅については、各事業主体と、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等の情報を共有し、当該地域での供給の在り方や具体的な供給方法を供給促進計画に定めることが考えられる。なお、公的賃貸住宅において居住支援を実施するに当り、住宅の管理を行う事業主体だけでは十分な対応が困難である場合には、居住支援協議会や地域住宅協議会の場を活用して、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局並びに地域における居住支援の関係者等と連携し、入居者の状況に応じた居住支援が適切に実施されるようにしていく必要があり、それらの施策を供給促進計画に定めることが考えられる。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

地方公共団体においては、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、賃貸人等に対して登録住宅及び居住サポート住宅を確保することも有効であると考えられることから、これらの確保の取組について供給促進計画に定めることが考えられる。また、住宅確保要配慮者等に対する登録住宅及び居住サポート住宅を有する情報提供等の取組について供給促進計画に定めることが考えられる。加えて、登録事業者や認定事業者等による制度の悪用等の不適切な事態が発生しないよう、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局が連携しながら必要な指導及び監督を行っていく必要があることを踏まえ、それらの取組について供給促進計画に定めることが考えられる。地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備を推進するため、居住支援協議会の設立や設立後の具体的な取組、居住支援法人の指定や居住支援に関する団体や事業者の具体的な活動等について、供給促進計画に定めることが考えられる。

このほか、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の入居の円滑化に関して独自に地方公共団体が取り組む施策、例えば、住宅確保要配慮者の入居に配慮する賃貸住宅や、住宅確保要配慮者に賃貸住宅を紹介する不動産事業者等に関する情報提供等の施策を供給促進計画に位置付けることも考えられる。

また、登録住宅や居住サポート住宅以外の賃貸住宅に入居しようとする者が住宅確保要配慮者であることをもって不当に入居を制限されることがないよう、賃貸人等の啓発のために講ずる施策等を供給促進計画に位置付けることも考えられる。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅については、賃貸人等による適正な管理や計画的な維持及び修繕の実施等について供給促進計画に定めることが考えられる。また、登録住宅及び居住サポート住宅については登録事業者及び認定事業者が常に基準に適合するよう管理を行うべきこと、登録主体及び認定主体による指導及び監督の実施等について供給促進計画に定めることが考えられる。

(4) 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

介護保険事業（支援）計画、老人福祉計画、障害福祉計画等の内容も踏まえ、住宅確保要配慮者の利用が想定される福祉サービス（地方公共団体が独自に取り組む施策を含む。）の種類、当該福祉サービスの提供体制の確保に向けた取組等について供給促進計画に定めることが考えられる。

3 計画期間等

供給促進計画は、住生活基本計画（都道府県計画）その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進と関連を有する計画と併せて作成することが考えられる。

都道府県賃貸住宅供給促進計画の計画期間は、住生活基本計画（都道府県計画）の計画期間を踏まえて定めることが望ましい。例えば、住生活基本計画（都道府県計画）で計画期間を十年とし、五年毎に見直しを行っている場合には、これと整合を図ることが考えられる。

法第六条第一項において、市町村賃貸住宅供給促進計画は都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている場合には当該都道府県賃貸住宅供給促進計画に基づいて作成することとされていることから、市町村賃貸住宅供給促進計画の計画期間と整合を図ることが考えられる。

4 その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する重要な事項

供給促進計画においては、地域の実情に応じて取り組む独自の施策を積極的に位置付けることが望ましい。例えば、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅に対する財政的な支援措置や、居住支援活動に対する支援措置、賃貸人等に対する啓発活動等の施策を行なう場合には、それらの施策を供給促進計画に位置付けることが考えられる。

また、供給促進計画において、住宅確保要配慮者の追加や登録住宅及び居住サポート住宅の一部の基準の強化又は緩和が可能であることから、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を踏まえ、これらの措置の必要性を十分検討し、必要に応じて供給促進計画に定めることが考えられる。

八 その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する重要な事項

住宅確保要配慮者の賃貸住宅に対するニーズや住宅ストックの供給状況等は、各地域の産業構造や住民の年齢構成の変化等、経済社会状況に応じて変化することも想定される。このため関連施策の実施に当たっては、住宅確保要配慮者の賃貸住宅に対するニーズや住宅ストックの供給状況等の中長期的な見通しを踏まえた上で推進することが重要である。また、住宅確保要配慮者の居住の実態や既に講じた関連施策の効果等の把握及び分析を行い、その結果を施策の充実に活用するよう努めることが重要である。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（告示の廃止）

○国土交通省告示第八号

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する法律（平成十三年法律第二十六号）第三条第一項の規定に基づき、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月十八日

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成二十一年厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一 (略)

二 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項

国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定を確保する観点から、保健医療サービス及び福祉サービスの付いている住まいについて、施設及び住宅の種類にかかわらず、適切かつ円滑に供給されるような環境を整備することとする。

また、今後高齢者の存する世帯が急速に増加すると見込まれることに対応し、地域ごとの高齢者のための住まいに対するニーズやその立地状況を始めとする住宅市場等の実態に応じて、高齢者のための住まいの確保を図り、高齢者の居住の安定の確保のための必要な施策を講ずるよう努めることとする。このため、特に居住の安定を図る必要がある高齢者単身及び高齢者夫婦のみの世帯を中心に、高齢者が安心して居住することができる住まいを確保する観点から、高齢者住まい法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度及び高齢者住まい法第五十二条第一項に規定する事業（以下「終身賃貸事業」という。）の認可制度について、高齢者、高齢者に住宅を賃貸する者（以下「賃貸人」という。）、有料老人ホーム（老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の設置者、医療法人、社会福祉法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）、高齢者のための相談・情報提供等を行う者を始めとする関係者に、広く趣旨・内容の周知を図ることにより、これらの制度の普及を図ることとする。加えて、これらの制度を利用することが見込まれる関係者からの相談に迅速に対応できるよう、必要な情報提供・相談体制の整備に努めるとともに、広く関係者の意見聴取に努め、これらの制度の円滑かつ適切な運用に努めることとする。

改正前

一 (略)

二 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項

国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定を確保する観点から、保健医療サービス及び福祉サービスの付いている住まいについて、施設及び住宅の種類にかかわらず、適切かつ円滑に供給されるような環境を整備することとする。

また、今後高齢者の存する世帯が急速に増加すると見込まれることに対応し、地域ごとの高齢者のための住まいに対するニーズやその立地状況を始めとする住宅市場等の実態に応じて、高齢者のための住まいの確保を図り、高齢者の居住の安定の確保のための必要な施策を講ずるよう努めることとする。このため、特に居住の安定を図る必要がある高齢者単身及び高齢者夫婦のみの世帯を中心に、高齢者が安心して居住することができる住まいを確保する観点から、高齢者住まい法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度及び高齢者住まい法第五十二条第一項に規定する事業（以下「終身賃貸事業」という。）の認可制度について、高齢者、高齢者に住宅を賃貸する者（以下「賃貸人」という。）、有料老人ホーム（老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の設置者、医療法人、社会福祉法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）、高齢者のための相談・情報提供等を行う者を始めとする関係者に、広く趣旨・内容の周知を図ることにより、これらの制度の普及を図ることとする。加えて、これらの制度を利用することが見込まれる関係者からの相談に迅速に対応できるよう、必要な情報提供・相談体制の整備に努めるとともに、広く関係者の意見聴取に努め、これらの制度の円滑かつ適切な運用に努めることとする。

厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌

また、国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定の確保を図る観点から、加齢対応構造等を備えた住まいの普及に努めるとともに、高齢者が安心して生活できる条件の整備を図りつつ、高齢者単身及び高齢者夫婦のみの世帯が居住できるよう、日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができ、かつ、加齢対応構造等を備えた民間事業者が提供する住まいの戸数の拡大を図るために必要な施策を講ずるよう努めることとする。この場合において、地方公共団体は、所得が比較的少ない高齢者については、高齢者向けの優良な賃貸住宅（高齢者住まい法第四十四条に規定する高齢者向けの優良な賃貸住宅をいう。以下同じ。）との役割分担のもと、加齢対応構造等を備えた適切な公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の整備に配慮するとともに、地域の住宅事情等を踏まえつつ、住宅に著しく困窮する高齢者世帯の優先的な入居に配慮することが望ましい。

また、国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定の確保を図る観点から、加齢対応構造等を備えた住まいの普及に努めるとともに、高齢者が安心して生活できる条件の整備を図りつつ、高齢者単身及び高齢者夫婦のみの世帯が居住できるよう、日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができ、かつ、加齢対応構造等を備えた民間事業者が提供する住まいの戸数の拡大を図るために必要な施策を講ずるよう努めることとする。この場合において、地方公共団体は、所得が比較的少ない高齢者については、高齢者向けの優良な賃貸住宅（高齢者住まい法第四十四条に規定する高齢者向けの優良な賃貸住宅をいう。以下同じ。）との役割分担のもと、加齢対応構造等を備えた適切な公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の整備に配慮するとともに、地域の住宅事情等を踏まえつつ、住宅に著しく困窮する高齢者世帯の優先的な入居に配慮することが望ましい。

また、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）、地方住宅供給公社（以下「公社」という。）その他の公的な賃貸住宅の整備を行う者は、高齢者に対する賃貸住宅の供給に当たっては、地域における低所得の高齢者の居住状況に応じて、また地域におけるコミュニティ形成及び世代間の交流に寄与するよう、公営住宅、都市機構住宅（都市機構が整備、管理及び譲渡を行う賃貸住宅をいう。以下同じ。）、公社住宅（公社が整備、管理及び譲渡を行う賃貸住宅をいう。以下同じ。）、高齢者向けの優良な賃貸住宅、特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。）等の適切な整備が図られるよう努め、既存住宅の建替えに当たっても、買上げ、借上げ等の制度を活用し、複数の公的な主体による混合供給を進めること等により、整備主体にかかわらず、適正な種類の高齢者の入居に係る公的な賃貸住宅が確保されるよう配慮することとする。また、公的賃貸住宅等の建設や建替えに併せて、高齢者居宅生活支援事業（高齢者住まい法第四条第一項第一号ニに規定する高齢者居宅生活支援事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（以下「高齢者居宅生活支援施設」という。）の合築や併設を進め、高齢者居宅生活支援体制が確保された住まいの供給の促進や、地域における高齢者居宅生活支援事業を提供する拠点の整備に努めるものとする。

さらに、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百二号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として都道府県知事等の登録を受けた住宅又は住宅セーフティネット法第四十三条第二項に規定する認定住宅であつて、入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲に高齢者を含むもの（以下「住宅確保要配慮者向け住宅」という。）の供給を促進し、高齢者の居住の安定を図るものとする。

三 高齢者が入居する賃貸住宅等の管理の適正化に関する基本的な事項

2 登録住宅の管理の適正化に関する事項

登録事業者（高齢者住まい法第九条第一項に規定する登録事業者をいう。以下同じ。）は、賃貸住宅である登録住宅については、賃貸人として1に則した管理の適正化を行うことが必要となるが、賃貸住宅以外のものも含め、家賃等の前払金を受領する場合にあつては、入居契約において、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び登録事業者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法を明示する等、高齢者住まい法等の関係法令を遵守し、高齢者の居住の安定の確保に配慮しつつ登録事業（高齢者住まい法第七条第五項に規定する登録事業をいう。以下同じ。）を行わなければならない。このため、登録事業者は、登録事業の遂行に必要な資力及び信用並びにこれを的確に遂行するために必要な能力を有することが必要となるほか、高齢者の人口の現状や将来見通し等を勘案しつつ、登録事業を実施する地域のニーズ等を的確に把握し、入居者が必要とする見込まれる保健医療サービス及び福祉サービスを十分に把握した上で登録事業を実施するとともに、多数の退去者の発生に繋がるような高齢者生活支援サービスの質の低下が起こることがないよう努めることが必要である。

1 (略)

三 高齢者が入居する賃貸住宅等の管理の適正化に関する基本的な事項

2 登録住宅の管理の適正化に関する事項

登録事業者（高齢者住まい法第九条第一項に規定する登録事業者をいう。以下同じ。）は、賃貸住宅である登録住宅については、賃貸人として1に則した管理の適正化を行うことが必要となるが、賃貸住宅以外のものも含め、家賃等の前払金を受領する場合にあつては、入居契約において、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び登録事業者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法を明示する等、高齢者住まい法等の関係法令を遵守し、高齢者の居住の安定の確保に配慮しつつ登録事業（高齢者住まい法第七条第五項に規定する登録事業をいう。以下同じ。）を行わなければならない。このため、登録事業者は、登録事業の遂行に必要な資力及び信用並びにこれを的確に遂行するために必要な能力を有することが必要となるほか、高齢者の人口の現状や将来見通し等を勘案しつつ、登録事業を実施する地域のニーズ等を的確に把握し、入居者が必要とする見込まれる保健医療サービス及び福祉サービスを十分に把握した上で登録事業を実施するとともに、多数の退去者の発生に繋がるような高齢者生活支援サービスの質の低下が起こることがないよう努めることが必要である。

1 (略)

三 高齢者が入居する賃貸住宅等の管理の適正化に関する基本的な事項

2 登録住宅の管理の適正化に関する事項

登録事業者（高齢者住まい法第九条第一項に規定する登録事業者をいう。以下同じ。）は、賃貸住宅である登録住宅については、賃貸人として1に則した管理の適正化を行うことが必要となるが、賃貸住宅以外のものも含め、家賃等の前払金を受領する場合にあつては、入居契約において、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び登録事業者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法を明示する等、高齢者住まい法等の関係法令を遵守し、高齢者の居住の安定の確保に配慮しつつ登録事業（高齢者住まい法第七条第五項に規定する登録事業をいう。以下同じ。）を行わなければならない。このため、登録事業者は、登録事業の遂行に必要な資力及び信用並びにこれを的確に遂行するために必要な能力を有することが必要となるほか、高齢者の人口の現状や将来見通し等を勘案しつつ、登録事業を実施する地域のニーズ等を的確に把握し、入居者が必要とする見込まれる保健医療サービス及び福祉サービスを十分に把握した上で登録事業を実施するとともに、多数の退去者の発生に繋がるような高齢者生活支援サービスの質の低下が起こることがないよう努めることが必要である。

また、サービス付き高齢者向け住宅を整備してサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合には、原則として建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認済証の交付後に登録が可能となるが、登録事業者は、確実に当該整備を進め、登録事業を開始するものとする。

さらに、登録住宅の家賃の額を決定するに当たっては、近傍同種の住宅の家賃の額との均衡を失しないよう配慮しなければならない。この場合において、共同で利用する居間、食堂、浴室等を設ける際には、これらの部分の面積も考慮し、近傍同種の住宅の家賃の額との均衡を失しないように配慮することが適当である。

加えて、登録住宅において、生活相談サービス（高齢者住まい法第五条第一項に規定する生活相談サービスをいう。以下同じ。）を提供するに当たっては、入居者の心身の状況を的確に把握し、地域包括支援センター（介護保険法百五十条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、社会福祉協議会等との連携及び協力を図りつつ、当該入居者が必要とする保健医療サービス及び福祉サービスを受けることができるよう十分に配慮することが必要である。また、状況把握サービス（高齢者住まい法第五条第一項に規定する状況把握サービスをいう。以下同じ。）及び生活相談サービスの提供に係る契約については、当該サービスの内容についてあらかじめ明示することが必要であるほか、登録事業の円滑な遂行を確保するという観点から、当該契約と住まいの提供に係る契約とを一体の契約として締結することが望ましい。

このほか、登録事業者は、高齢者住まい法の規定に基づき登録された事項を真正な内容に保たなければならぬことはもとより、宅地建物取引業者等と緊密に連携することにより、新たに入居しようとする高齢者に対して、登録事業者が入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容、登録事業者と連携又は協力をする高齢者居宅生活支援事業を行う者が提供する高齢者居宅生活支援サービスの内容を始め、登録住宅に関する情報を十分に開示し、書面を交付すること又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により提供することにより説明することが必要である。また、新たに入居しようとする高齢者及び入居者の居住の安定を図るために、登録住宅の運営に関する情報をこれらの方が入手する十分に配慮することが必要である。そのため、登録事業者は、高齢者住まい法の規定に基づき登録された事項のほか、介護保険法等の関係法令に規定するサービスの提供状況等の登録住宅の運営に関する情報や入居者の平均年齢や要介護度別の入居者数等の登録住宅の運営に関する情報を最新の内容に保つよう努めることとし、少なくとも一年ごとに更新することが望ましい。

また、登録事業者は、登録住宅の入居者の利益を不当に害する行為等を行わないようにしなければならない。さらに、高齢者が安定した居住を継続することができるよう、住宅の老朽化や災害による損傷等に留意するとともに、登録事業に係る書類を保管し、適正な維持管理に努める必要がある。なお、当該書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて当該書類に代えることができる。

また、サービス付き高齢者向け住宅を整備してサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合には、原則として建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認済証の交付後に登録が可能となるが、登録事業者は、確実に当該整備を進め、登録事業を開始するものとする。

さらに、登録住宅の家賃の額を決定するに当たっては、近傍同種の住宅の家賃の額との均衡を失しないよう配慮しなければならない。この場合において、共同で利用する居間、食堂、浴室等を設ける際には、これらの部分の面積も考慮し、近傍同種の住宅の家賃の額との均衡を失しないように配慮することが適当である。

加えて、登録住宅において、高齢者住まい法第五条第一項の生活相談サービス（以下単に「生活相談サービス」という。）を提供するに当たっては、入居者の心身の状況を的確に把握し、地域包括支援センター（介護保険法百五十条の四十六に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、社会福祉協議会等との連携及び協力を図りつつ、当該入居者が必要とする保健医療サービス及び福祉サービスを受けることができるよう十分に配慮することが必要である。また、高齢者住まい法第五条第一項の状況把握サービス（以下単に「状況把握サービス」という。）及び生活相談サービスの提供に係る契約については、当該サービスの内容についてあらかじめ明示することが必要であるほか、登録事業の円滑な遂行を確保するという観点から、当該契約と住まいの提供に係る契約とを一体の契約として締結することが望ましい。

このほか、登録事業者は、高齢者住まい法の規定に基づき登録された事項を真正な内容に保たなければならぬことはもとより、宅地建物取引業者等と緊密に連携することにより、新たに入居しようとする高齢者に対して、登録事業者が入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容、登録事業者と連携又は協力をする高齢者居宅生活支援事業を行う者が提供する高齢者居宅生活支援サービスの内容を始め、登録住宅に関する情報を十分に開示し、書面を交付すること又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。五2①及び②において同じ。）により提供することにより説明することが必要である。また、新たに入居しようとする高齢者及び入居者の居住の安定を図るために、登録住宅の運営に関する情報をこれらの方が入手することができるよう十分に配慮することが必要である。そのため、登録事業者は、高齢者住まい法の規定に基づき登録された事項のほか、介護保険法等の関係法令に規定するサービスの提供状況等の登録住宅の運営に関する情報や入居者の平均年齢や要介護度別の入居者数等の入居者に関する情報についても、特段の事情のない限り、登録された事項と同様にインターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより開示することとする。なお、登録事業者は開示する登録住宅の運営に関する情報を最新の内容に保つよう努めることとし、少なくとも一年ごとに更新することが望ましい。

また、登録事業者は、登録住宅の入居者の利益を不当に害する行為等を行わないようにしなければならない。さらに、高齢者が安定した居住を継続することができるよう、住宅の老朽化や災害による損傷等に留意するとともに、登録事業に係る書類を保管し、適正な維持管理に努める必要がある。なお、当該書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて当該書類に代えることができる。

国及び地方公共団体は、低所得の高齢者も登録住宅を利用することができるよう、既存の住宅の改修への支援や、既存の公的賃貸住宅の活用等による登録住宅の供給の促進に向けて必要な施策を講ずるよう努めることとする。

また、国は、都道府県の住宅部局と福祉部局とが実効的に連携し、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を的確に運用するとともに、登録住宅の管理の適正化を図ることができるよう、都道府県知事に対し情報提供、助言等の支援を積極的に行うこととする。

また、都道府県知事は、登録住宅が適正に管理されるよう、登録住宅の管理の状況について、報告徴収制度の活用等により実態を把握するとともに、登録住宅の登録簿を閲覧に供するに当たっては、登録住宅に入居しようとする者が身近な場所で登録住宅に係る情報を得ることができるよう、市町村、関係団体等と連携し、幅広く情報提供を行うよう努めることとする。また、登録住宅において高齢者が安定した居住を継続することができるよう、登録事業者が当該登録住宅について、老朽化や災害による損傷等に留意し、適正に維持管理するよう助言・指導を行うとともに、必要に応じて報告徴収、立入検査等を行うよう努めることとする。

加えて、都道府県知事は、登録に係る事務や登録事業に関する情報を住宅部局と福祉部局で共有し、登録住宅が、高齢者が居住する住宅としての実態に合つたものとなるよう、登録制度の的確な運用に努めることとする。また、登録事業者に対する指導監督に当たつても、住宅部局と福祉部局とが連携して取り組むことが重要である。入居者の利益を害する行為等に係る情報についても同様に共有することとし、必要に応じて適切な措置を採るべきことを登録事業者に指示し、その指示に従わない場合は、登録を取り消すことも検討することとする。高齢者が登録住宅から家賃の滞納等の理由によりやむを得ず退去する場合にも、公営住宅や他の登録住宅等の情報を適切に提供するよう努めることとする。

3 終身賃貸事業の認可に係る賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

認可事業者（高齢者住まい法第五十七条第一項の認可事業者をいう。以下同じ。）は、同条第二項又は第三項の規定による届出に係る賃貸住宅（以下「認可住宅」という。）の適切な維持管理に努めなければならない。終身建物賃貸借（高齢者住まい法第五十四条第一号に規定する終身建物賃貸借をいう。以下同じ。）に係る契約を締結しようとするときは、賃借人による解約の申入れができる場合の説明を行うとともに、認可住宅の賃借人となろうとする者から、終身建物賃貸借に係る契約の締結に先立ち体験的に入居するため仮に入居する旨の申出が設けられていること等を、認可住宅に入居しようとする者が正しく理解できるよう十分に説明しなければならない。また、認可住宅の敷地の所有権その他認可住宅の整備及び管理に必要な権原の内容についても説明しなければならない。あわせて、認可住宅に対し、将来賃借権に優越する可能性のある借権に優越する可能性のある抵当権その他の権原が設定されている場合には、終身建物賃貸借に係る契約の締結に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借（一年以内の期間を定めたものに限る。）をするものであること、賃借人が死亡した後にはその同居配偶者等の継続はその同居配偶者等の継続居住が可能であること、期限付死亡時終了建物賃貸借に係る制度が設けられていること等を、認可住宅に入居しようとする者が正しく理解できるよう十分に説明しなければならない。また、認可住宅の敷地の所有権その他認可住宅の整備及び管理に必要な権原の内容についても説明しなければならない。あわせて、認可住宅に対し、将来賃借権に優越する可能性のある抵当権その他の権原が設定されている場合には、終身建物賃貸借に係る契約の締結に先立ち、認可住宅の賃借人となろうとする者にその事実を説明しなければならない。加えて、認可住宅において当該認可事業者又は当該認可事業者から委託を受けて若しくは当該認可事業者と

国及び地方公共団体は、低所得の高齢者も登録住宅を利用することができるよう、既存の住宅の改修への支援や、既存の公的賃貸住宅の活用等による登録住宅の供給の促進に向けて必要な施策を講ずるよう努めることとする。

また、国は、都道府県の住宅部局と福祉部局とが実効的に連携し、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を的確に運用するとともに、登録住宅の管理の適正化を図ることができるよう、都道府県知事に対し情報提供、助言等の支援を積極的に行うこととする。

また、都道府県知事は、登録住宅が適正に管理されるよう、登録住宅の管理の状況について、報告徴収制度の活用等により実態を把握するとともに、登録住宅の登録簿を閲覧に供するに当たっては、登録住宅に入居しようとする者が身近な場所で登録住宅に係る情報を得ることができるよう、市町村、関係団体等と連携し、幅広く情報提供を行うよう努めることとする。また、登録住宅において高齢者が安定した居住を継続することができるよう、登録事業者が当該登録住宅について、老朽化や災害による損傷等に留意し、適正に維持管理するよう助言・指導を行うとともに、必要に応じて報告徴収、立入検査等を行うよう努めることとする。

3 終身賃貸事業の認可に係る賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

認可事業者（高齢者住まい法第五十七条の認可事業者をいう。以下同じ。）は、終身賃貸事業の認可に係る賃貸住宅（以下「認可住宅」という。）の適切な維持管理に努めなければならない。終身建物賃貸借（高齢者住まい法第五十四条第二号に規定する終身建物賃貸借をいう。以下同じ。）に係る契約を締結しようとするときは、賃借人による解約の申入れができる場合の説明を行うとともに、認可住宅の賃借人となろうとする者から、終身建物賃貸借に係る契約の締結に先立ち体験的に入居するため仮に入居する旨の申出があつた場合には、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借（一年以内の期間を定めたものに限る。）をするものであること、賃借人が死亡した後にはその同居配偶者等の継続居住が可能であること、期限付死亡時終了建物賃貸借に係る制度が設けられていること等を、認可住宅に入居しようとする者が正しく理解できるよう十分に説明しなければならない。また、認可住宅の敷地の所有権その他認可住宅の整備及び管理に必要な権原の内容についても説明しなければならない。あわせて、認可住宅に対し、将来賃借権に優越する可能性のある抵当権その他の権原が設定されている場合には、終身建物賃貸借に係る契約の締結に先立ち、認可住宅の賃借人となろうとする者にその事実を説明しなければならない。加えて、認可住宅において当該認可事業者又は当該認可事業者から委託を受けて若しくは当該認可事業者と

けて若しくは当該認可事業者と提携して高齢者居宅生活支援事業を行う者により高齢者居宅生活支援サービスの提供が行われる場合も、1に定めるとおり、高齢者居宅生活支援サービスの提供が、高齢者が賃貸住宅の提供が、高齢者が賃貸住宅を選定するに当たって、及び高齢者が当該賃貸住宅で生活するに当たつての重要な要素となることから、高齢者居宅生活支援サービスの内容についてあらかじめ明示するとともに、入居募集の段階から高齢者居宅生活支援サービスについて十分な情報提供が行われることが望ましい。この情報提供においても、都道府県知事による事業の認可が当該サービスの提供の内容を含んで行われたものと応募者又は当該契約の相手方に誤解させるような表示又は説明を行つてはならない。また、当該サービスの提供に関しては、介護保険法等の関係法令に従わなければならない。さらに、終身建物賃貸借に係る契約の解約の申入れに当たつては、十分な説明を行うなど解約申入れを受ける賃借人に対する配慮を十分に行うよう努める必要がある。

都道府県知事は、終身建物賃貸借において、認可事業者により解約の申入れが行われる場合における高齢者住まい法第五十九条第一項に規定する承認を行うに当たつては、認可住宅の状況、賃借人である高齢者の状況等を十分把握するよう努めることとする。

4 国及び地方公共団体の役割

国及び地方公共団体は、賃貸住宅に入居しようとする者又は賃借人が高齢者であることをもつて差別されることのないよう、賃貸人、宅地建物取引業者等の啓発に努めることとする。

また、地方公共団体は、住宅セーフティネット法第八十一条第一項に定める住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用して、都道府県及び市町村、都市機構、公社等の公的な賃貸住宅を管理する者、登録事業者、認可事業者、宅地建物取引業者、住宅確保要配慮者居住支援法人等で構成する連絡調整の場を設けるなど、関係者の連携を適切に図ることにより、高齢者の入居に係る賃貸住宅又は登録住宅の管理の状況及びこれらとの住まいに入居している高齢者の居住の状況、各管理者の連絡先等の情報が必要に応じ提供されるよう努めることとする。加えて、高齢者が登録住宅や認可住宅から家賃の滞納等の理由によりやむをえず退去する場合にも、公営住宅や他の登録住宅等の情報を適切に提供することにより、高齢者の居住の安定が図られるよう配慮することが望ましい。

（略）

五 四 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する基本的な事項

1 2 入居者募集時の留意事項

① 賃貸人又は登録事業者

登録事業者が自ら又は委託若しくは提携により高齢者居宅生活支援サービスを入居者に提供する場合を含め、賃貸人又は登録事業者は、入居者に高齢者居宅生活支援サービスを提供する場合には、入居者の募集に当たつて、高齢者居宅生活支援サービスの内容、対価、提供する事業者及び賃貸の条件の内容に係る正確な情報を提供すべきである。特に、高齢者居宅生活支援サービスが、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護など介護保険法等の関係法令に規定するサービスである場合には、当該関係法令の規定に従つて正確な情報を提供すべきである。なお、高齢者居宅生活支援サービスが委託又は提携により提供される場合には賃貸人又は登録事業者はその委託先等と書面（その作成に

提携して高齢者居宅生活支援事業を行つてはならない。また、当該サービスの提供に当たつては、介護保険法等の関係法令に従わなければならない。さらに、終身建物賃貸借に係る契約の解約の申入れに当たつては、十分な説明を行うなど解約申入れを受ける賃借人に対する配慮を十分に行うよう努める必要がある。

都道府県知事は、終身建物賃貸借において、認可事業者により解約の申入れが行われる場合における高齢者住まい法第五十八条第一項に規定する承認を行うに当たつては、認可住宅の状況、賃借人である高齢者の状況等を十分把握するよう努めることとする。

4 国及び地方公共団体の役割

国及び地方公共団体は、賃貸住宅に入居しようとする者又は賃借人が高齢者であることをもつて差別されることのないよう、賃貸人、宅地建物取引業者等の啓発に努めることとする。

また、地方公共団体は、住宅セーフティネット法第五十一条第一項に定める住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用して、都道府県及び市町村、都市機構、公社等の公的な賃貸住宅を管理する者、登録事業者、認可事業者、宅地建物取引業者、住宅確保要配慮者居住支援法人等で構成する連絡調整の場を設けるなど、関係者の連携を適切に図ることにより、高齢者の入居に係る賃貸住宅又は登録住宅の管理の状況及びこれらとの住まいに入居している高齢者の居住の状況、各管理者の連絡先等の情報が必要に応じ提供されるよう努めることとする。加えて、高齢者が登録住宅や認可住宅から家賃の滞納等の理由によりやむをえず退去する場合にも、公営住宅や他の登録住宅等の情報を適切に提供することにより、高齢者の居住の安定が図られるよう配慮することが望ましい。

（略）

五 四 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する基本的な事項

1 2 入居者募集時の留意事項

① 賃貸人又は登録事業者

登録事業者が自ら又は委託若しくは提携により高齢者居宅生活支援サービスを入居者に提供する場合を含め、賃貸人又は登録事業者は、入居者に高齢者居宅生活支援サービスを提供する場合には、入居者の募集に当たつて、高齢者居宅生活支援サービスの内容、対価、提供する事業者及び賃貸の条件の内容に係る正確な情報を提供すべきである。特に、高齢者居宅生活支援サービスが、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護など介護保険法等の関係法令に規定するサービスである場合には、当該関係法令の規定に従つて正確な情報を提供すべきである。なお、高齢者居宅生活支援サービスが委託又は提携により提供される場合には賃貸人又は登録事業者はその委託先等と書面（その作成に

代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）で契約を締結し、入居者に対し、実際にサービスを提供する主体とその契約内容を書面を交付すること又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することにより説明することが望ましい。

② (略)
3-5 (略)

六 都道府県高齢者居住安定確保計画及び市町村高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項

都道府県は、高齢者住まい法及び本基本方針に従い、また、住生活基本計画（都道府県計画）、都道府県老人福祉計画及び都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県老人福祉計画等」という。）と調和を図りつつ、都道府県高齢者居住安定確保計画を策定することが望ましい。市町村は、高齢者住まい法及び本基本方針（都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている場合にあつては高齢者住まい法及び都道府県高齢者居住安定確保計画）に従い、また、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画（以下「市町村老人福祉計画等」という。）と調和を図りつつ、市町村高齢者居住安定確保計画を策定することが望ましい。

1-3 (略)

4 その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

都道府県高齢者居住安定確保計画及び市町村高齢者居住安定確保計画においては、持家に居住する高齢者の居住の安定を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するために講ずる施策や、加齢対応構造等を備えた住宅に対する融資等の普及のために講ずる施策を位置付けることが考えられる。また、住宅確保要配慮者向け住宅の供給を促進するための施策を位置付けることが考えられる。

都道府県は、市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村以外の区域内について、都道府県高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準及び終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅の基準を強化し、又は緩和することができるので、必要に応じて適切に活用することが望ましい。

市町村は、市町村高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準及び終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅の基準を強化し、又は緩和することができるので、必要に応じて適切に活用することが望ましい。

七 (略)

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

附 則

② (略)
3-5 (略)

六 都道府県高齢者居住安定確保計画及び市町村高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項

都道府県は、高齢者住まい法及び本基本方針に従い、また、住生活基本計画（都道府県計画）、都道府県老人福祉計画及び都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県老人福祉計画等」という。）と調和を図りつつ、都道府県高齢者居住安定確保計画を策定することが望ましい。市町村は、高齢者住まい法及び本基本方針（都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている場合にあつては高齢者住まい法及び都道府県高齢者居住安定確保計画）に従い、また、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画（以下「市町村老人福祉計画等」という。）と調和を図りつつ、市町村高齢者居住安定確保計画を策定することが望ましい。

1-3 (略)

4 その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

都道府県高齢者居住安定確保計画及び市町村高齢者居住安定確保計画においては、持家に居住する高齢者の居住の安定を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するために講ずる施策や、加齢対応構造等を備えた住宅に対する融資等の普及のために講ずる施策を位置付けることが考えられる。また、住宅確保要配慮者向け住宅のうち高齢者の入居を拒まないものの供給を促進するための施策を位置付けることが考えられる。

都道府県は、市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村以外の区域内について、都道府県高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準及び終身賃貸事業の認可基準について、基準を加重することができる。また、市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村以外の区域内について、法令に定める範囲内で一部の基準について緩和することができる。市町村は、市町村高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準及び終身賃貸事業の認可基準について、基準を加重することができる。また、法令に定める範囲内で一部の基準について緩和することができる。必要に応じて適切に活用する

○農林水産省長官印

種苗法(平成十年法律第百十一号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同法第111項及び第111条の11第11項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 18 日

農林水産大臣 小泉進次郎

1(1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31032号 令和 7 年 7 月 18 日	Lactuca sativa L.	カラトラバ	25	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目 1098番地10	令和元年 9 月 5 日
第31033号 令和 7 年 7 月 18 日	"	カルピンテ一口	"	"	令和 2 年 3 月 11 日
第31034号 令和 7 年 7 月 18 日	"	しみず 清水グリーン003	"	清水種苗株式会社 長野県長野市大字鶴賀字上千歳町 1139	令和 2 年 4 月 13 日
第31035号 令和 7 年 7 月 18 日	"	TLE567	"	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	令和 2 年 5 月 18 日
第31036号 令和 7 年 7 月 18 日	"	TLE579	"	"	"
第31037号 令和 7 年 7 月 18 日	"	リコグリーングラス	"	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目 1098番地10	令和 2 年 7 月 16 日
第31038号 令和 7 年 7 月 18 日	"	TENDITA	"	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	令和 2 年 8 月 3 日
第31039号 令和 7 年 7 月 18 日	"	TLE580	"	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	令和 2 年 9 月 16 日

第31040号 令和 7 年 7 月 18 日	"	TEXLE17617	"	"	"
第31041号 令和 7 年 7 月 18 日	"	SHIRANE SKY	"	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	令和 2 年 11 月 16 日
第31042号 令和 7 年 7 月 18 日	"	ガナルヘッドグラス	"	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目 1098番地10	令和 3 年 3 月 4 日
第31043号 令和 7 年 7 月 18 日	"	アストログリーングラス	"	"	令和 3 年 2 月 8 日
第31044号 令和 7 年 7 月 18 日	"	SAKLET020	"	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目 7 番 1 号	令和 3 年 9 月 16 日
第31045号 令和 7 年 7 月 18 日	Lilium L.	咲八姫	"	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番 1 号	平成 31 年 4 月 8 日
第31046号 令和 7 年 7 月 18 日	Malus Mill.	CIVG198	30	C.I.V.-CONSORZIO ITALIANO VIVAISTI-Societa consortile a r.l. Strada statale Romeo Km 116—Localita Boattone, Fraz. San Giuseppe 44020 Comacchio FE, Italy	平成 25 年 7 月 5 日
第31047号 令和 7 年 7 月 18 日	Momordica charantia L.	沖農 G 7	25	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号	令和 2 年 11 月 16 日

第31048号 令和 7 年 7 月 18 日	Nephrolepis exaltata (L.) Schott	カーテンフェン	"	エイカク株式会社 東京都中央区京橋 一丁目16番10号	平成27年 3月 2 日
第31049号 令和 7 年 7 月 18 日	Ocimum basilicum L.	PL4	"	Genesis Seeds Ltd. Ashalim, M.P. Ramat Negev, Israel	令和 3 年 9月 30 日
第31050号 令和 7 年 7 月 18 日	"	PROSPERA 1	"	"	令和 3 年 12月 9 日
第31051号 令和 7 年 7 月 18 日	Perilla L.	ゆたか ひかりわせ 豊の光早生	"	豊橋温室園芸農業 協同組合 愛知県豊橋市高洲 町字小島103番地 の 1	令和 3 年 3月 26 日
第31052号 令和 7 年 7 月 18 日	"	ほうこう ごう 宝香4号	"	三島食品株式会社 広島県広島市中区 南吉島 2 丁目 1 番 53号	令和 4 年 3月 30 日
第31053号 令和 7 年 7 月 18 日	Phedimus takesimensis (Nakai)'t Hart	Nonsitnal	"	Hortech, Inc. 14109 Cleveland St. Spring Lake, Michigan 49456, USA	令和 2 年 3月 11 日
第31054号 令和 7 年 7 月 18 日	"	オウミ シマ5号	"	鹿田良男 滋賀県守山市吉身 7 丁目 2-29	令和 2 年 5月 18 日
第31055号 令和 7 年 7 月 18 日	"	オウミ シマ6号	"	"	"
第31056号 令和 7 年 7 月 18 日	"	オウミ シマ8号	"	"	令和 2 年 7月 9 日
第31057号 令和 7 年 7 月 18 日	"	しき きい 四季彩 4	"	山下律正 岡山県津山市北園 町43番地 7	令和 2 年 9月 29 日
第31058号 令和 7 年 7 月 18 日	Pisum sativum L.	TRI-814	"	トキタ種苗株式会 社 埼玉県さいたま市 見沼区中川1069	令和 3 年 1月 21 日

第31059号 令和 7 年 7 月 18 日	Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	てんくう 天空のしづく	30	長野県 長野市大字 南長野字幅下 692-2	令和 3 年 9月 16 日
第31060号 令和 7 年 7 月 18 日	Raphanus sativus L.	なんきゅう 南九ホワイトNo.2 ごう 号	25	学校法人南九州学 園 宮崎県宮崎市霧島 5 丁目 1-2	"
第31061号 令和 7 年 7 月 18 日	"	WD8531	"	株式会社渡辺採種 場 宮城県遠田郡美里 町南小牛田字町屋 敷109番地 国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 茨城県つくば市觀 音台三丁目 1 番地 1	令和 4 年 1月 4 日
第31062号 令和 7 年 7 月 18 日	"	サンロキア	"	三栄源エフ・エ フ・アイ株式会社 大阪府豊中市三和 町 1 丁目 1 番 11 号 国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 茨城県つくば市觀 音台三丁目 1 番地 1	令和 4 年 3月 14 日
第31063号 令和 7 年 7 月 18 日	Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	クレールアルバ	"	岐阜県 岐阜市薮田 南二丁目 1 番 1 号	令和 4 年 7 月 26 日
第31064号 令和 7 年 7 月 18 日	"	クレールスター	"	"	"
第31065号 令和 7 年 7 月 18 日	Rhododendron L.	ROBLEZ	30	Robert Edward Lee 52063 Ridgecrest Drive, Independence, LA, 70443-0000, USA	令和元年 7 月 4 日

第31066号 令和7年7月 18日	Solanum lycopersicum L.	MKS-T830	25	ヴィルモランみかど株式会社 千葉県千葉市緑区大野台一丁目4番11号	平成30年10月25日
第31067号 令和7年7月 18日	"	FS010-A	"	福井シード株式会社 福井県福井市開発5丁目2004番地	令和2年2月3日
第31068号 令和7年7月 18日	"	FS27-7	"	"	"
第31069号 令和7年7月 18日	"	MKS-T834	"	ヴィルモランみかど株式会社 千葉県千葉市緑区大野台一丁目4番11号	令和元年9月5日
第31070号 令和7年7月 18日	"	KGM195	"	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号	令和元年10月28日
第31071号 令和7年7月 18日	"	KGM196	"	"	"
第31072号 令和7年7月 18日	"	KGM191	"	"	令和元年12月23日
第31073号 令和7年7月 18日	"	ベースアップ	"	愛三種苗株式会社 愛知県清須市助七東山中93 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	"
第31074号 令和7年7月 18日	"	effacerTOM010	"	effacer合同会社 岡山県玉野市槌原2458番地1	令和2年2月3日
第31075号 令和7年7月 18日	"	しょうなん 湘南ホモロンレッド35R	"	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通1番地	令和2年4月13日

第31076号 令和7年7月 18日	"	しょうなん 湘南ホモロンゴールドG4	"	"	"
第31077号 令和7年7月 18日	"	ASO-855	"	愛三種苗株式会社 愛知県清須市助七東山中93	"
第31078号 令和7年7月 18日	"	KGM197	"	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号	令和2年3月11日
第31079号 令和7年7月 18日	"	IC-T-020Y	"	井上石灰工業株式会社 高知県南国市稻生3163番地1号	令和2年6月2日
第31080号 令和7年7月 18日	"	effacerTOM024	"	effacer合同会社 岡山県玉野市槌原2458番地1	令和2年7月21日
第31081号 令和7年7月 18日	Solanum melongena L.	やまと山本ファーム2号	"	山本ファーム有限会社 山梨県甲州市塩山千野4221番地	令和3年3月26日
第31082号 令和7年7月 18日	Vicia faba L.	いろどり小町	"	森川泰夫 鹿児島県指宿市西方4988番地2 森川かおり 鹿児島県指宿市西方4988番地2	令和2年10月7日
第31083号 令和7年7月 18日	Zinnia L.	SAKZIN021	"	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	令和5年3月20日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31032号 令和 7 年 7 月 18 日	Lactuca sativa L.	カラトラバ	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目 1098番地10	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に對し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31033号 令和 7 年 7 月 18 日	"	カルピンテーロ	"	"	"
第31034号 令和 7 年 7 月 18 日	"	清水グリーン003 し みず 清水種苗株式会社	清水種苗株式会社 長野県長野市大字鶴賀字上千歳町 1139	"	"
第31037号 令和 7 年 7 月 18 日	"	リコグリーングラス	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目 1098番地10	"	"
第31042号 令和 7 年 7 月 18 日	"	ガナルヘッドグラス	"	"	"
第31043号 令和 7 年 7 月 18 日	"	アストログリーングラス	"	"	"
第31044号 令和 7 年 7 月 18 日	"	SAKLET020	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目 7番 1号	"	"

第31045号 令和 7 年 7 月 18 日	Lilium L.	さくや ひめ 咲八姫	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番 1号	"	"
第31047号 令和 7 年 7 月 18 日	Momordica charantia L.	おきのう 沖農 G 7	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1丁目 2番 2号	"	"
第31049号 令和 7 年 7 月 18 日	Ocimum basilicum L.	PL4	Genesis Seeds Ltd. Ashalim, M.P. Ramat Negev, Israel	"	"
第31050号 令和 7 年 7 月 18 日	"	PROSPERA 1	"	"	"
第31053号 令和 7 年 7 月 18 日	Phedimus takesimensis (Nakai) 't Hart	Nonsitnal	Hortech, Inc. 14109 Cleveland St. Spring Lake, Michigan 49456, USA	"	"
第31059号 令和 7 年 7 月 18 日	Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	てんくう 天空のしづく	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2	"	"
第31061号 令和 7 年 7 月 18 日	Raphanus sativus L.	WD8531	株式会社渡辺採種場 宮城県遠田郡美里町南小牛田字町屋敷109番地 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市觀音台三丁目 1番地 1	"	"
第31062号 令和 7 年 7 月 18 日	"	サンロキア	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 大阪府豊中市三和町 1丁目 1番 11号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市觀音台三丁目 1番地 1	"	"

第31063号 令和7年7月 18日	Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	クレールアルバ	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田 南二丁目1番1号	〃	〃
第31064号 令和7年7月 18日	〃	クレールスター	〃	〃	〃
第31065号 令和7年7月 18日	Rhododendron L.	ROBLEZ	Robert Edward Lee 52063 Ridgecrest Drive, In- dependence, LA, 70443-0000, USA	〃	〃
第31070号 令和7年7月 18日	Solanum lycopersicum L.	KGM195	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中 区錦三丁目14番15 号	〃	〃
第31071号 令和7年7月 18日	〃	KGM196	〃	〃	〃
第31072号 令和7年7月 18日	〃	KGM191	〃	〃	〃
第31073号 令和7年7月 18日	〃	ベースアップ	愛三種苗株式会社 愛知県清須市助七 東山中93 国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 茨城県つくば市觀 音台三丁目1番地 1	〃	〃
第31075号 令和7年7月 18日	〃	湘南ホモロンレッ ド35R	神奈川県 神奈川県横浜市中 区日本大通1番地	〃	〃
第31076号 令和7年7月 18日	〃	湘南ホモロンゴー ルドG4	〃	〃	〃
第31078号 令和7年7月 18日	〃	KGM197	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中 区錦三丁目14番15 号	〃	〃

第31083号 令和7年7月 18日	Zinnia L.	SAKZIN021	株式会社サカタの タネ 神奈川県横浜市都 筑区仲町台二丁目 7番1号	〃	〃
--------------------------	-----------	-----------	--	---	---

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31059号 令和7年7月18日	<i>Pyrus pyrifolia</i> (Burm. f.) Nakai var. <i>culta</i> (Mak.) Nakai	天空のしづく	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692-2	長野県	指定地域以外の地域において種苗を用いることと得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第31063号 令和7年7月18日	<i>Rhodanthemum</i> (Vogt) B. H. Wilcox et al.	クレールアルバ	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目1番1号	岐阜県	"
第31064号 令和7年7月18日	"	クレールスター	"	"	"

○国土交通省告示第五百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和五年八月二十二日次のとおり自動車をその型式について指定した。

和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

指定番号 乗名及び型式

20820 トヨタ 6 L A — トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地

上交通省告示第五百四

道路運送車両法（昭和二十六年）

一月二十三日次のとおり自動車をその型式について指定した。

中華書局影印

第四節 亂世之亂

指定番号 單名及J型式

DM8R

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	○国土交通省規制第46号第46号
20934	ホンダ 5 B A - R V4	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20932	アウディ 3 B A - F7 DW RA	フォルクスワーゲングループ ジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町5番地の10	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月十九日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20918	メルセデス・ベンツ 25356	メルセデス・ベンツ日本株 式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20919	メルセデス・ベンツ 25387C	メルセデス・ベンツ日本株 式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20933	メルセデス・ベンツ 25380C	メルセデス・ベンツ日本株 式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20929	トヨタ 3 D A - TR J 250W	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20930	トヨタ 3 D A - G D J 250W	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20927	メルセデス・ベンツ 243702C	メルセデス・ベンツ日本合 同会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20943	ランドローバー 3 L A - L K 934	ジャガー・ランドローバー ジャパン株式会社	東京都品川区北品川6丁目7番29号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20945	ホンダ 5 B A - G T 1	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。
○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号	○国土交通省規制第46号第46号
20946	ホンダ 5 B A - G T 3	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定による、令和六年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

20947	ホンダ G T 2	5 B A — "	"	○国土交通省告示第五百六十七号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年五月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。
20948	ホンダ G T 4	5 B A — "	"		令和七年七月十八日
20949	ホンダ G T 6	6 A A — "	"		国土交通大臣 中野 洋昌
20950	ホンダ G T 8	6 A A — "	"	指定番号	車名及び型式
20951	ホンダ G T 5	6 A A — "	"	20962	メルセデス・ベンツ Z A A —
20952	ホンダ G T 7	6 A A — "	"	243602C	メルセデス・ベンツ日本合 同会社
○国土交通省告示第五百六十四号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年四月十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。	○国土交通省告示第五百六十八号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年五月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。		
	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	
	指定番号	車名及び型式	指定番号	車名及び型式	
	又は名称	又は名称	又は名称	又は名称	
20944	メルセデス・ベンツ 4 A A —	メルセデス・ベンツ日本合 同会社	20961	メルセデス・ベンツ 4 A A —	
	247684M	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	236450C	メルセデス・ベンツ日本合 同会社	
○国土交通省告示第五百六十五号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年四月二十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。	○国土交通省告示第五百六十九号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年五月二十二日次のとおり自動車をその型式について指定した。		
	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	
	指定番号	車名及び型式	指定番号	車名及び型式	
	又は名称	又は名称	又は名称	又は名称	
20960	ホンダ Z A B —	本田技研工業株式会社	20964	ポルシェ Z A	
	J J 3	東京都港区南青山2丁目1番1号	A—J 1 S M11	ポルシェジャパン株式会社	
○国土交通省告示第五百六十六号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年五月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。	20965	ポルシェ Z A	東京都港区虎の門1丁目23番1号	
	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	A—J 1 S M12	"	
	指定番号	車名及び型式	20966	ポルシェ Z A	
	又は名称	又は名称	A—J 1 S M22	"	
20956	メルセデス・ベンツ 4 A A —	メルセデス・ベンツ日本合 同会社	20967	ポルシェ Z A	
	214050	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	A—J 1 S N	"	
20957	メルセデス・ベンツ 4 A A —	"	20968	ポルシェ Z A	
	214250	"	A—J 1 S O	"	
20958	メルセデス・ベンツ 3 C A —	"	20969	ポルシェ Z A	
	214004	"	A—J 1 S P	"	
20959	メルセデス・ベンツ 3 C A —	"	○国土交通省告示第五百七十号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年五月二十九日次のとおり自動車をその型式について指定した。	
	214204	"	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	
	指定番号	車名及び型式	指定番号	車名及び型式	
	又は名称	又は名称	又は名称	又は名称	
20970	BMW 3 B A —	ビー・エム・ダブリュー株 式会社	20970	BMW 3 B A —	
	82 G M20	東京都港区東新橋1丁目9番1号	82 G M20	ビー・エム・ダブリュー株 式会社	

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所
21038	B MW 52G M33	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番1号	21048	メルセデス・ベンツ 3 C A	メルセデス・ベンツ日本合 同会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番 地1
21039	B MW 12G M15	"	"	465310 C			
○国土交通省告示第五百九十一号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条第一項の規定により、令和六年九月四日次のとおり自動車をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌							
指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所
21042	ホンダ R H21	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	21044	ポルシェ A-G 3 S B	ポルシェジャパン株式会社	東京都港区虎の門1丁目23番1号
○国土交通省告示第五百九十一号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条第一項の規定により、令和六年九月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌							
指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	21045	ポルシェ A-G 3 S C	"	"
21040	フォルクスワーゲン 15V	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町5番地の10	21046	ポルシェ A-G 3 S E	"	"
21041	フォルクスワーゲン 15V	"	"	21047	ポルシェ A-G 3 S F	"	"
○国土交通省告示第五百九十三号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条第一項の規定により、令和六年九月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌							
指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所
21043	スバル G U F	株式会社SUBARU	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号	21035	B MW 32G P20	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号
○国土交通省告示第五百九十四号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条第一項の規定により、令和六年九月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌							
指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	21036	B MW 72G P30	"	"
21049	メルセデス・ベンツ 214214	メルセデス・ベンツ日本合 同会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番 地1	21037	B MW 12G R20	"	"
○国土交通省告示第五百九十五号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条第一項の規定により、令和六年九月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌							
指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所
21053	メルセデス・ベンツ 447811 C P	メルセデス・ベンツ日本合 同会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番 地1	21054	メルセデス・ベンツ 447813 P	"	"
21055	メルセデス・ベンツ 447815 P	"	"				

○国土交通省告示第599号
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定によつて、令和六年九月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21058 フォルクスワーゲン3AA-CD フォルクスワーゲン・グレー フジヤバン株式会社
DXD

21059 フォルクスワーゲン3AA-CD " "

DXD

○国土交通省告示第599号
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条第一項の規定によつて、令和六年九月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21060 トヨタ6LA-20V AHP45W

トヨタ自動車株式会社

愛知県豊田市トヨタ町1番地

九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21068 フォルクスワーゲン3DA-CJ 20V

フォルクスワーゲン・グレー フジヤバン株式会社

愛知県豊橋市明海町5番地の10

九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21069 フォルクスワーゲン3DA-CT 20

フォルクスワーゲン・グレー フジヤバン株式会社

愛知県豊田市トヨタ町1番地

九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21071 アウディ3A A-GYDXD

アウディ3A フォルクスワーゲン・グレー フジヤバン株式会社

愛知県豊橋市明海町5番地の10

九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21072 アウディ3B A-F3DXD

アウディ3B フォルクスワーゲン・グレー フジヤバン株式会社

愛知県豊橋市明海町5番地の10

九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21070 メルセデス・ベンツ4A A-230462C

メルセデス・ベンツ日本合

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21064 アウディ3A A-F7DCBA

アウディ3A フォルクスワーゲン・グレー フジヤバン株式会社

愛知県豊橋市明海町5番地の10

九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21066 アウディ3A A-F1DCBL

アウディ3A フォルクスワーゲン・グレー フジヤバン株式会社

愛知県豊橋市明海町5番地の10

九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21067 アウディ3A A-F1DCBC

アウディ3A フォルクスワーゲン・グレー フジヤバン株式会社

愛知県豊橋市明海町5番地の10

九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋輔
指定番号 車名及び型式 製作者等の氏名 又は名称
21073 ホンダ8BL-SC91

ホンダ8BL-SC91 本田技研工業株式会社

東京都港区南青山2丁目1番1号

金曜日	官報	指定期間	登録番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所
○国土交通省告示第六百一十八号						
道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年十月三十日次のとおり自動車をその型式について指定した。						
		令和七年七月十八日		国土交通大臣 中野 洋昌		
		指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	
		21088	アウディ 3 A A-F 2 D K M	フォルクスワーゲングル ブジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町 5 番地の 10	
○国土交通省告示第六百一十九号						
道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年十一月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。						
		令和七年七月十八日		国土交通大臣 中野 洋昌		
		指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	
		21079	メルセデス・ベン ツ 4 A A 206087 C N	メルセデス・ベンツ日本合 同会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番 地 1	
		21080	メルセデス・ベン ツ 4 A A 206287 C N	"	"	
○国土交通省告示第六百一十号						
道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年十一月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。						
		令和七年七月十八日		国土交通大臣 中野 洋昌		
		指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	
		21093	BYD Z A A E K X Y A	BYD Auto Japan株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町 1 番 地 7	
		21094	BYD Z A A E K X Y C	"	"	
○国土交通省告示第六百一十一号						
道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年十一月十三日次のとおり自動車をその型式について指定した。						
		令和七年七月十八日		国土交通大臣 中野 洋昌		
		指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	
		21135	メルセデス・ベン ツ 4 A A 192342 C	メルセデス・ベンツ日本合 同会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番 地 1	
○国土交通省告示第六百一十二号						
道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和六年十一月十三日次のとおり自動車をその型式について指定した。						
		令和七年七月十八日		国土交通大臣 中野 洋昌		
		指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所	
		20935	マツダ 3 C A K L 3 R 3 P	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号	
		20936	マツダ 3 D A K L 3 P	"	"	
		20937	マツダ 5 L A K L 5 S 3 P	"	"	

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所				
④G-3265	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 3 B A-V J A 300W A F T S 3	トヨタ 3 B A-V J A 300W レクサス 3 B A-V J A 310W	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地	④G-3279	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-A Z S H32 A F X S R	トヨタ 6 A A-A Z S H32	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地				
○国土交通省告示第百三十六号											
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和五年十月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。											
令和七年七月十八日			国土交通大臣 中野 洋昌	令和七年七月十八日			国土交通大臣 中野 洋昌				
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所				
④G-3272	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 3 D A-G D J 76W G D F T V 2	トヨタ 3 D A-G D J 76W	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地	④G-3280	一酸化炭素等発散防止装置 レクサス 6 A A-M A Y H10 15A F X E B	レクサス 6 A A-M A Y H10	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地				
○国土交通省告示第百三十七号											
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和五年十月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。											
令和七年七月十八日			国土交通大臣 中野 洋昌	令和七年七月十八日			国土交通大臣 中野 洋昌				
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所				
④G-3269	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-2 Z R F X E A	トヨタ 6 A A-2 Z R F X E A 13	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地	④G-3282	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-M X P H14 A F X E D	トヨタ 6 A A-M X P H14	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地				
④G-3270	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-2 Z R F X E B	トヨタ 6 A A-2 Z R F X E B 16	"	④G-3283	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-M X P H17 A F X E E	トヨタ 6 A A-M X P H17	"				
④G-3271	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 4 B A-M 20 A F K S	トヨタ 4 B A-M 20 A F K S A10	"	○国土交通省告示第百四十一号							
○国土交通省告示第百三十八号											
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和五年十月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。											
令和七年七月十八日			国土交通大臣 中野 洋昌	令和七年七月十八日			国土交通大臣 中野 洋昌				
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所				
④G-3273	一酸化炭素等発散防止装置 レクサス 5 A A-T A 24 A F T S 2	レクサス 5 A A-T A 24 A F T S 2 WH15W	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地	④G-3266	一酸化炭素等発散防止装置 三菱 3 D F-L C 2 T D F	三菱 3 D F-L C 2 T D F	タイ三菱自動車株式会社 タイ国バンコク都クロントゥイ区クロントゥイー町ラマ4世路2525番 エフ・ワイ・アイセンター タワー1 9階				
○国土交通省告示第百三十九号											
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和五年十月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。											
令和七年七月十八日			国土交通大臣 中野 洋昌	令和七年七月十八日			国土交通大臣 中野 洋昌				

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-3285	一酸化炭素等発散防止装置 レクサス 6 AAM 20A FX S 5	レクサス 6 AA-M Z AH11	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
④G-3286	一酸化炭素等発散防止装置 レクサス 6 AAM 20A FX S 6	レクサス 6 AA-M Z AH16	"
○国土交通省告示第百四十四号			
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年一月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。			
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌			
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-3287	一酸化炭素等発散防止装置 TMT 3 DF-GUN G D-F T V	TMT 3 DF-GUN 125	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
○国土交通省告示第百四十五号			
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年三月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。			
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌			
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 153 R 00/03 * 0016 * 00	R 153 後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置 トヨタ G 6 (J P)	トヨタ G 6 (J P)	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
○国土交通省告示第百四十六号			
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年三月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。			
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌			
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 158 R 00/02 * 0015 * 00	R 158 後退時車両直後確認装置 トヨタ G 6 (J P)	トヨタ G 6 (J P)	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
○国土交通省告示第百四十七号			
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年三月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。			
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌			
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 34 R 03/03 * 0054 * 00	R 34-4 燃料タンク及び燃料タンク取付装置 トヨタ G 6 (J P)	トヨタ G 6 (J P)	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-3296	一酸化炭素等発散防止装置 マツダ MA-KL P Y-5 L A 1	マツダ 5 L A-K L 5 S 3 P	マツダ株式会社 広島県安芸郡府中町新地3番1号
④G-3297	一酸化炭素等発散防止装置 マツダ MA-KL T 3-3 C A 1	マツダ 3 C A-K L 3 R 3 P	"
④G-3298	一酸化炭素等発散防止装置 マツダ MA-K L T 3-3 D A 1	マツダ 3 D A-K L 3 P	"
○国土交通省告示第百四十八号			
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年三月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。			
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌			
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-3299	一酸化炭素等発散防止装置 ニッサン 3 B F-Q R 20-7 E 26 B	ニッサン 3 B F-V R 2 E 26 いすゞ 3 B F-J V R 2 E 26	日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
○国土交通省告示第百五十号			
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。			
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌			
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 155 R 00/02 * 0053 * 00	R 155 サイバーセキュリティー トヨタ AN 1 P (J P, 1 P (J P, t h)	トヨタ AN 1 P (J P, トヨタ AN t h)	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
○国土交通省告示第百五十ー号			
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。			
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌			
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 155 R 00/02 * 0052 * 00	R 155 サイバーセキュリティー トヨタ AN 1 P (J P, s a)	トヨタ AN 1 P (J P, トヨタ AN s a)	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
○国土交通省告示第百五十ー号			
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年四月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。			
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌			

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00/00*0059* 00	R 156 ソフトウェア アップデート トヨタ X P C 1	トヨタ X P C 1	トヨタ自動車株式会社 愛知 県豊田市トヨタ町1番地	④G-3301	一酸化炭素等発散防止装 置 ホンダ 5 B A L 15 D20	ホンダ 5 B A - G T 2	本田技研工業株式会社 東京 都港区南青山2丁目1番1号
○国土交通省告示第六百五十三号							
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年 四月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌							
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 155 R 00/02*0001* 00	R 155 サイバーセキュ リティー トヨタ X P C 1	トヨタ X P C 1	トヨタ自動車株式会社 愛知 県豊田市トヨタ町1番地	E 43 * 155 R 00/02*0061* 00	R 155 サイバーセキュ リティー レクサス A Y A 1	レクサス A Y A 1	トヨタ自動車株式会社 愛知 県豊田市トヨタ町1番地
○国土交通省告示第六百五十四号							
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年 四月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌							
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-3293	一酸化炭素等発散防止装 置 トヨタ 3 B A - 2 250W T R - F E 2	トヨタ 3 B A - T R J 250W	トヨタ自動車株式会社 愛知 県豊田市トヨタ町1番地	④G-3294	一酸化炭素等発散防止装 置 トヨタ 3 D A - 1 250W G D F T V 3	トヨタ 3 D A - G D J 250W	"
④G-3295	一酸化炭素等発散防止装 置 レクサス 3 B A V 35 A F T S 4	レクサス 3 B A - V J A252W	"	E 43 * 156 R 00/00*0053* 00	R 156 ソフトウェア アップデート トヨタ AN 1 P (J P, t h)	トヨタ AN 1 P (J P, t h)	トヨタ自動車株式会社 愛知 県豊田市トヨタ町1番地
○国土交通省告示第六百五十五号							
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年 四月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌							
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-3302	一酸化炭素等発散防止装 置 三菱 4 A - B 6 S M - 8 B	三菱 4 A A - B 35W、 三菱 4 A A - B 38W、 三菱 4 A A - B 35A、 三菱 4 A A - B 38A、 ニッサン 4 A A - B 45 W、ニッサン 4 A A - B 48W、ニッサン 4 A A - B 45A、ニッサン 4 A A - B 48A	三菱自動車工業株式会社 東 京都港区芝浦三丁目1番21号	E 43 * 156 R 00/00*0052* 00	R 156 ソフトウェア アップデート トヨタ AN 1 P (J P, s a)	トヨタ AN 1 P (J P, s a)	トヨタ自動車株式会社 愛知 県豊田市トヨタ町1番地
○国土交通省告示第六百五十六号							
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年 四月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌							
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00/00*0057* 00	R 156 ソフトウェア アップデート トヨタ X V 8	トヨタ X V 8	トヨタ自動車株式会社 愛知 県豊田市トヨタ町1番地				

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43*58 R 03/03*0401*00	R 58 突入防止装置 古河ユニック R U P-41-1	車両総重量1100kg未満の荷台スライド式運搬車	古河ユニック株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常磐橋タワー11・12階	⑩R-24	後方視界看視装置 後方視界看視装置 R V S-01	なし	株式会社 レゾナントシステムズ 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-34-26 鶴見千代田ビル
○国土交通省告示第六百七十号							
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年五月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43*58 R 03/03*0400*00	R 58 突入防止装置 古河ユニック R U P-02	車両総重量8000kg未満の荷台スライド式車両運搬車	古河ユニック株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常磐橋タワー11・12階	⑩R-25	後方視界看視装置 ナイス・スヴューモニター V H-S 20-K	なし	株式会社日本ヴューテック 神奈川県川崎市中原区下小田中3-26-6
○国土交通省告示第六百七十一号							
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年六月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式、*は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
⑩G-3303	一酸化炭素等発散防止装置 いすゞ H28-I D C-4 J Z 1-14	いすゞ 2 S G-N J R 88 ** いすゞ 2 S G-N L R 88 ** いすゞ 2 S G-N M R 88 ** いすゞ 2 S G-N P R 88 ** いすゞ 2 S G-N K R 88 **	いすゞ自動車株式会社 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号	⑩R-26	後方視界看視装置 パック・アイカメラシステム C J 78 R-6352	なし	クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社 埼玉県 さいたま市 中央区 新都心7-2
○国土交通省告示第六百七十二号							
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年六月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式、*は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
⑩G-3304	一酸化炭素等発散防止装置 いすゞ H30-I D C-R Z 4 E-1	いすゞ 3 D F-N H R 87 ** ニッサン 3 D F-A H R 87 ** マツダ 3 D F-L H R 87 **	いすゞ自動車株式会社 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号	⑩R-28	後方視界看視装置 パック・アイカメラシステム C J 78 R-8700	なし	クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社 埼玉県 さいたま市 中央区 新都心7-2
○国土交通省告示第六百七十四号							
道路運送車両法(昭和116年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年六月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌	国土交通大臣 中野 洋昌
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式、*は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43*85 R 00/12*0001*00	R 85 自動車駆動用出力装置 三菱 85/G N 0 W-001	三菱 G N 0 W	三菱自動車工業株式会社 東京都港区芝浦三丁目1番21号				

○国土交通省告示第六百七十九号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年八月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	○G S-2308 一酸化炭素等発散防止装置 フェント YDP-33AA-M SK35	"		
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	○G S-2309 一酸化炭素等発散防止装置 フェント YDN-33AA-M SK36	"		
⑩R-27	後方視界看視装置 パックアイカメラシステム C J 78R-8586	なし	クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心7-2	○国土交通省告示第六百八十三号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年九月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。		
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年九月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	国土交通大臣 中野 洋昌		
○国土交通省告示第六百八十号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年八月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式		
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所		
⑩G-3308	一酸化炭素等発散防止装置 ニッサン 6AA-SN C 28、ニッサン 6A H R 14-E M 57-M M 48-11C 28A	ニッサン 6AA-SN C 28、ニッサン 6A H R 14-E M 57-M M 48-11C 28A	日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地	E 43 * 156 R 00/00*0073* 00	R 156 ソフトウェアアップデート T 300	スズキ X91S, X81 S	スズキ株式会社 静岡県浜松市中央区高塚町300番地
○国土交通省告示第六百八十一号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年八月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	○国土交通省告示第六百八十四号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年九月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。		
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式		
⑩R-17	後方視界看視装置 パックアイカメラシステム HT 2 X-300	なし	市光工業株式会社 神奈川県伊勢原市板戸80番地	E 43 * 155 R 00/02*0072* 00	R 155 サイバーセキュリティー T 300	スズキ X91S, X81 S	スズキ株式会社 静岡県浜松市中央区高塚町300番地
○国土交通省告示第六百八十一号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年八月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	○国土交通省告示第六百八十五号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年九月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。		
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式		
⑩G S-2307	一酸化炭素等発散防止装置 フェント YDR-33AA-M SK34	フェント YDN-33AA-M SK36 吸入負圧 3.5 kPa、排気圧力 15.0 kPa、YDR-33AA-M SK34 吸入負圧 3.5 kPa、排気圧力 24.0 kPa、YDP-33AA-M SK35 吸入負圧 3.5 kPa、排気圧力 20.0 kPa、吸入負圧 3.5 kPa、排気圧力 19.0 kPa、吸入負圧 3.5 kPa、排気圧力 16.0 kPa	エム・エス・ケー農業機械株式会社 北海道恵庭市戸磯193-8	E 43 * 155 R 00/02*0070* 00	R 155 サイバーセキュリティー 155/G N 0 W-001	三菱 G N 0 W	三菱自動車工業株式会社 東京都港区芝浦三丁目1番21号
○国土交通省告示第六百八十六号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	○国土交通省告示第六百八十六号	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。		
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式		
⑩G S-2308	一酸化炭素等発散防止装置 フェント YDP-33AA-M SK35	フェント YDP-33AA-M SK35 吸入負圧 3.5 kPa、YDR-33AA-M SK34 吸入負圧 3.5 kPa、排気圧力 24.0 kPa、YDP-33AA-M SK35 吸入負圧 3.5 kPa、排気圧力 20.0 kPa、吸入負圧 3.5 kPa、排気圧力 19.0 kPa、吸入負圧 3.5 kPa、排気圧力 16.0 kPa	エム・エス・ケー農業機械株式会社 北海道恵庭市戸磯193-8	E 43 * 163 R 00/02*0001* 00	R 163 盗難発生警報装置 163/G N 0 W-001	三菱 G N 0 W	三菱自動車工業株式会社 東京都港区芝浦三丁目1番21号

○国土交通省告示第六百八十七号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年九月一十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 160 R 02/00*0005* 00	R 160 事故情報計測・記録装置 三菱 160/G N 0 W-001	三菱 G N 0 W	三菱自動車工業株式会社 東京都港区芝浦三丁目1番21号	④ G-3260	一酸化炭素等発散防止装置	ダイハツ 5 B A-L A 120 S、ダイハツ 5 B A-L A 130 S、スバル 5 B A-L A 120 F、スバル 5 B A-L A 130 F	ダイハツ 5 B A-L A 120 S、ダイハツ 5 B A-L A 130 S、スバル 5 B A-L A 120 F、スバル 5 B A-L A 130 F	④ G-3261	一酸化炭素等発散防止装置	ダイハツ 5 B A K F-V E 7-4	"	"	"	ダイハツ工業株式会社 大阪府池田市ダイハツ町1番1号
○国土交通省告示第六百八十八号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年九月一十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 * 156 R 00/00*0071* 00	R 156 ソフトウェアアップデート 三菱 156/G N 0 W-001	三菱 G N 0 W	三菱自動車工業株式会社 東京都港区芝浦三丁目1番21号	④ R-18	後方視界看視装置 バックアイカメラシステム	H T 1 X-300	なし	④ R-18	後方視界看視装置 バックアイカメラシステム	H T 1 X-300	なし	なし	なし	市光工業株式会社 神奈川県伊勢原市板戸80番地
○国土交通省告示第六百八十九号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年九月一十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
④ G-3310	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 L A-A A H P 45 W A F X S 7	トヨタ 6 L A-A A H P 45 W	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地	④ T D II-109	運行記録計 R E S O N A N T s y s t e m s D R H V-6100	なし	D-T E G ジャパン株式会社 東京都港区新橋5-8-3 代市ビル4階							
○国土交通省告示第六百九十号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
④ T D II-107	運行記録計 e-T a c h o N E T-980	なし	株式会社N Pシステム開発 愛媛県松山市中央1丁目9-13	④ T D II-110	運行記録計 D-T E G C R X 3212 T	なし	D-T E G ジャパン株式会社 東京都港区新橋5-8-3 代市ビル4階							
○国土交通省告示第六百九十一号	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
④ T D II-108	運行記録計 c l a r i o n C F-8000 T	なし	D-T E G ジャパン株式会社 東京都港区新橋5-8-3 代市ビル4階											

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
○国土交通省告示第六百九十六号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	E 43*94R 03/00*0025*00	R 94 オフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置 NISSAN P15M	ニッサン P15?	ニッサン P15?	ニッサン P15?	日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-3311	一酸化炭素等発散防止装置 スズキ 5BA-MX81 S 06DE 2	スズキ 5BA-MX81 S	スズキ株式会社 静岡県浜松市中央区高塚町300番地	④G-2851	一酸化炭素等発散防止装置 三菱 M-4 N1453DA	三菱 M-4 N1453DA	三菱自動車工業株式会社 東京都港区芝浦三丁目1番21号
○国土交通省告示第六百九十七号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	E 43*12R 04/05*0025*00	R 12 かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置 NISSAN P15M	ニッサン P15?	ニッサン P15?	ニッサン P15?	日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-2993	一酸化炭素等発散防止装置 三菱 M-3 A9215BA	三菱 M-3 A9215BA	三菱 M-3 A9215BA	④G-2993	一酸化炭素等発散防止装置 三菱 M-3 A9215BA	三菱 M-3 A9215BA	三菱自動車工業株式会社 タイ国バンコク都クロントゥイ区クロントゥイ町ラマ4世路2525番 エフ・ワイ・アイセンター タワー1 9階
○国土交通省告示第六百九十八号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	E 43*95R 04/03*0021*00	R 95 自動車との側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置 NISSAN P15M	ニッサン P15?	ニッサン P15?	ニッサン P15?	日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-S-125	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S A-1 D Z-2-1 A	トヨタ S A-1 D Z-2-1 A	トヨタ S A-1 D Z-2-1 A	④G-S-125	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S A-1 D Z-2-1 A	トヨタ S A-1 D Z-2-1 A	株式会社豊田自動織機 愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地
○国土交通省告示第六百九十九号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	E 43*21R 01/03*0020*00	R 21 内装 NISSAN P15M	ニッサン P15?	ニッサン P15?	ニッサン P15?	日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-S-126	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S B-1 D Z-2-1 B	トヨタ S B-1 D Z-2-1 B	トヨタ S B-1 D Z-2-1 B	④G-S-126	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S B-1 D Z-2-1 B	トヨタ S B-1 D Z-2-1 B	"
○国土交通省告示第七百号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	E 43*21R 01/03*0020*00	R 21 内装 NISSAN P15M	ニッサン P15?	ニッサン P15?	ニッサン P15?	日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-S-127	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S B-1 D Z-2-2	トヨタ S B-1 D Z-2-2	トヨタ S B-1 D Z-2-2	④G-S-127	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S B-1 D Z-2-2	トヨタ S B-1 D Z-2-2	"
○国土交通省告示第七百一号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	E 43*21R 01/03*0020*00	R 21 内装 NISSAN P15M	ニッサン P15?	ニッサン P15?	ニッサン P15?	日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-S-128	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S B-2 Z-2-1	トヨタ S B-2 Z-2-1	トヨタ S B-2 Z-2-1	④G-S-128	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S B-2 Z-2-1	トヨタ S B-2 Z-2-1	"
○国土交通省告示第七百二号							
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。							
令和七年七月十八日	国土交通大臣 中野 洋昌	E 43*21R 01/03*0020*00	R 21 内装 NISSAN P15M	ニッサン P15?	ニッサン P15?	ニッサン P15?	日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称及び住所	型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
④G-S-129	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S B-13Z-2-1	トヨタ S B-13Z-2-1	トヨタ S B-13Z-2-1	④G-S-129	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ S B-13Z-2-1	トヨタ S B-13Z-2-1	"

④G S-130	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " S B-14Z-2-1	型式指定番号 指定装置の種類、名称及び型式 製作者等の氏名又は名称及び住所
④G S-362	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-G S A-C 7	④G-3000 一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-M15A F X E トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
④G S-363	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-G S B-C 7	④G-3001 一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-M15A F X E 3 "
④G S-364	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-G S C-C 7	○国土交通省告示第707号
④G S-365	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-G L A-D 4	装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第八条第二項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。
④G S-366	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-L P A-C 9	令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌
④G S-367	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-G C A-E 1	型式指定番号 指定装置の種類、名称及び型式 製作者等の氏名又は名称及び住所
④G S-420	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-1 F Z-L P A-46	④G-3056 一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 3 B A-2 T R-F E 1 トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
④G S-421	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-1 F Z-G L A-45	④G-3057 一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 3 D A-1 G D F T V 1 "
④G S-422	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-1 F Z-G S A-44	○国土交通省告示第707号
④G S-431	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E D M-1 D Z-3-1	装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第八条第二項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。
④G S-432	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " K D N-1 D Z-3-2	令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌
④G S-433	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " K D N-3 Z-3-1	型式指定番号 指定装置の種類、名称及び型式 製作者等の氏名又は名称及び住所
④G S-499	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-G S D-C 7	④G-2844 一酸化炭素等発散防止装置 マツダ MA-G J P E-6 B A 1 マツダ株式会社 広島県安芸郡府中町新地3番1号
④G S-500	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-G L D-D 4	④G-2845 一酸化炭素等発散防止装置 マツダ MA-G J P Y-6 B A 1 "
④G S-501	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-L P D-C 9	④G-2846 一酸化炭素等発散防止装置 マツダ MA-G J S H-3 D A 1 "
④G S-502	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " E B T-4 Y-G C D-E 1	○国土交通省告示第708号
④G S-518	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " K D N-15 Z-3-1	装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第八条第二項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。
④G S-520	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " K D P-15 Z-3-1	令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌
④G S-537	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " K C N-1 D Z-3-2	型式指定番号 指定装置の種類、名称及び型式 製作者等の氏名又は名称及び住所
④G S-2150	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ " Y D P-1 K D-4-02	④G-3119 一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-M15A F X E 4 トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
○国土交通省告示第705号		④G-3121 一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-M15A F X E 6 "
装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第八条第二項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。		④G-3185 一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ 6 A A-A25A F X S 9 "
令和七年七月十八日		○国土交通省告示第709号
		装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第八条第二項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。
		令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌
		型式指定番号 指定装置の種類、名称及び型式 製作者等の氏名又は名称及び住所
		④G-2434 一酸化炭素等発散防止装置 ニッサン C B F-Q R 25-7 E 26 A 日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

○国土交通省告示第七百十七号
道路運送車両法（昭和11六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年九月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日

型式指定番号 指定装置の種類、名称
及び型式
E 43 * 156 R R 156 ソフトウェア
00/00*0011* アップデート トヨタ
01 AH 4

H40W—P F X T B, A
A H H 40W—P F X V
B, A A H H 40W—P F
X Z B, A A H H 40W—
P N X M B, A A H H 40
W—P N X N B, A A H
H 40W—P R X G B, A
A H H 45W—P F X G
B, A A H H 45W—P F
X L B, A A H H 45W—
P F X Q B, A A H H 45
W—P F X R B, A A H
H 45W—P F X T B, A
A H H 45W—P F X V
B, A A H H 45W—P F
X Z B, A A H H 45W—
P N X M B, A A H H 45
W—P N X N B, A A H
H 45W—P F X G B, A
A H P 45W—P N X M
B, A A H P 45W—P N
X N B, A A H P 45W—
P P X L B, A A H P 45
W—P P X T B, A A H
P 45W—P P X V B, A
A H P 45W—P P X Z
B, A G H 40W—P F X
G K, A G H 40W—P F
X L K, A G H 40W—P
F X Q K, A G H 40W—
P F X R K, A G H 40
W—P F X T K, A G H
40W—P R X G K, A G
H 45W—P F X G K, A
G H 45W—P F X L K,
A G H 45W—P F X Q
K, A G H 45W—P F X
R K, A G H 45W—P F
X T K, A G H 45W—P
R X G K, T A H A 40
W—P F Z T T, T A H
A 40W—P F Z Z T, T
A H A 45W—P F Z T
T, T A H A 45W—P F
Z Z T

国土交通大臣 中野 洋昌

指定装置を取り付けるこ
とができる自動車の範囲
(車名及び型式)
A A H H 40W—P F X G
B, A A H H 40W—P F
X L B, A A H H 40W—
P F X Q B, A A H H 40
W—P F X R B, A A H

製作者等の氏名又は名称
及び住所
トヨタ自動車株式会社 愛知
県豊田市トヨタ町1番地

H40W—P F X T B, A
A H H 40W—P F X V
B, A A H H 40W—P F
X Z B, A A H H 40W—
P N X M B, A A H H 40
W—P N X N B, A A H
H 40W—P R X G B, A
A H H 45W—P F X G
B, A A H H 45W—P F
X L B, A A H H 45W—
P F X Q B, A A H H 45
W—P F X R B, A A H
H 45W—P F X T B, A
A H H 45W—P F X V
B, A A H H 45W—P F
X Z B, A A H H 45W—
P N X M B, A A H H 45
W—P N X N B, A A H
H 45W—P F X G B, A
A H P 45W—P N X M
B, A A H P 45W—P N
X N B, A A H P 45W—
P P X L B, A A H P 45
W—P P X T B, A A H
P 45W—P P X V B, A
A H P 45W—P P X Z
B, A G H 40W—P F X
G K, A G H 40W—P F
X L K, A G H 40W—P
F X Q K, A G H 40W—
P F X R K, A G H 40
W—P F X T K, A G H
40W—P R X G K, A G
H 45W—P F X G K, A
G H 45W—P F X L K,
A G H 45W—P F X Q
K, A G H 45W—P F X
R K, A G H 45W—P F
X T K, A G H 45W—P
R X G K, T A H A 40
W—P F Z T T, T A H
A 40W—P F Z Z T, T
A H A 45W—P F Z T
T, T A H A 45W—P F
Z Z T

○国土交通省告示第七百十八号

道路運送車両法（昭和11六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式指定番号 指定装置の種類、名称
及び型式
E 43 * 155 R R 155 サイバーセキュ
00/02*0052* リティー トヨタ AN
01 1 P (J P, s a)

指定装置を取り付けるこ
とができる自動車の範囲
(車名及び型式)
G U N 125 L—C N T H
X W, G U N 125 L—C
N T S X W, G U N 125
L—D N T H X W, G U

製作者等の氏名又は名称
及び住所
トヨタ自動車株式会社 愛知
県豊田市トヨタ町1番地

N125L—DNTSXW、
GUN125R—DNTTH
XW、GUN126L—C
NFXW、GUN126
L—CNFSXW、GU
N126L—CNTHXW、
GUN126L—DNF
XW、GUN126L—D
NFSXW、GUN126
L—DNTHRW、GU
N126L—DNTHXW、
GUN126R—CNFS
XW、GUN126R—D
NFXW、GUN126
R—DNFSXW、GU
N126R—DNTHRW、
GUN126R—DNTH
XW、GUN135L—D
NTSXW

○国土交通省告示第七百一十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日

指定装置を取り付ける
ことができる自動車の範囲
(車名及び型式)

トヨタ自動車株式会社 愛知
県豊田市トヨタ町1番地

国土交通大臣 中野 洋昌

型式指定番号 指定装置の種類、名称
及び型式

E 43 * 156 R R 156 ソフトウェア
00/00*0052* アップデートトヨタ
01 AN 1 P (J P, s a)

指定装置を取り付ける
ことができる自動車の範囲
(車名及び型式)

GUN125L—CNTH
XW、GUN125L—C
NTSXW、GUN125
L—DNTHXW、GU
N125L—DNTSXW、
GUN125R—DNTH
XW、GUN126L—C
NFXW、GUN126
L—CNFSXW、GU
N126L—CNTHXW、
GUN126R—CNFS
XW、GUN126R—D
NFXW、GUN126
R—DNFSXW、GU
N126R—DNTHRW、
GUN126R—DNTH
XW、GUN135L—D
NTSXW

○国土交通省告示第七百二十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式指定番号 指定装置の種類、名称
及び型式

E 43 * 155 R R 155 サイバーセキュ
00/02*0053* リティートヨタ AN
01 1 P (J P, t h)

指定装置を取り付ける
ことができる自動車の範囲
(車名及び型式)

GUN125L—D T T H
XW、GUN125L—D
T T S XW、GUN126
L—D T T H X W、GU
N126L—D T T S X W、
GUN135L—D T T S
XW

製作者等の氏名又は名称
及び住所

トヨタ自動車株式会社 愛知
県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第七百一十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

指定装置を取り付ける
ことができる自動車の範囲
(車名及び型式)

E 43 * 156 R R 156 ソフトウェア
00/00*0053* アップデートトヨタ
01 AN 1 P (J P, t h)

GUN125L—D T T H
XW、GUN125L—D
T T S XW、GUN126
L—D T T H X W、GU
N126L—D T T S X W、
GUN135L—D T T S
XW

製作者等の氏名又は名称
及び住所

トヨタ自動車株式会社 愛知
県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第七百一十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

指定装置を取り付ける
ことができる自動車の範囲
(車名及び型式)

④G—3264 一酸化炭素等発散防止装
置スズキ 5 A A—M K94
06 D E 2 5 A A M R
M 94 S、スズキ 5 A
A—M X 91 S

製作者等の氏名又は名称
及び住所

スズキ 5 A A—M K94
S、マツダ 5 A A—M
M 94 S、スズキ 5 A
A—M X 91 S

○国土交通省告示第七百一十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十月二十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

指定装置を取り付ける
ことができる自動車の範囲
(車名及び型式)

E 43 * 156 R R 156 ソフトウェア
00/00*0047* アップデートトヨタ
01 X A 5 (J P)

トヨタ AXAH52L—
AN X G B W、AXAH
52L—AN X M B W、A

製作者等の氏名又は名称
及び住所

トヨタ自動車株式会社 愛知
県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第7百114号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十一月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称 及び型式	指定装置を取り付けるこ とができる自動車の範囲 (車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称 及び住所
E 43 * 155 R 00/02*0052*	R 155 サイバーセキュ リティ トヨタ AN 1 P (J P, s a)	トヨタ GUN125L- BNTSXW, GUN 125L-CNTXW, GUN125L-CNTS XW, GUN125L-D NTXW, GUN125 L-DNTSXW, GU N125R-DNTXW, GUN126L-BNFS XW, GUN126L-C NTSXW, GUN126 L-CNTSXW, GUN 126L-CNTXW, GUN126L-DNFH XW, GUN126L-D NF SXW, GUN126 L-DNTHRW, GU N126L-DNTXW, GUN126R-BNFS XW, GUN126R-C NTSXW, GUN126 R-DNFHXW, GU N126R-DNF SXW, GUN126R-DNT H RW, GUN126R-D NTXW, GUN135 L-BNTSXW, GUN 135L-DNTSXW	トヨタ自動車株式会社 愛知 県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第7百116号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条第一項の規定により、令和六年三月十四日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

XAH52L-ANXPB
W, AXAH52L-AN
XXBW, AXAH52
R-ANXGBW, AX
AH52R-ANXPB
W, AXAH54L-AN
XGBW, AXAH54
L-ANXMBW, AX
AH54L-ANXPB
W, AXAH54L-AN
XVBW, AXAL52
L-ANXGBW, AX
AL52L-ANXMB
W, AXAL52L-AN
XPBW, AXAL52
L-ANXXBW, AX
AL52R-ANXGB
W, AXAL52R-AN
XMBW, AXAL52
R-ANXPBW, AX
AL54L-ANXGB
W, AXAL54L-AN
XMBW, AXAL54
L-ANXPBW, AX
AL54L-ANXVB
W, AXAL54L-AN
XXBW, AXAL54
R-ANXGBW, AX
AL54R-ANXMB
W, AXAL54R-AN
XPBW, AXAL54
R-ANXVBW

L-DNTHRW, GU
N126L-DNTXW,
GUN126R-BNFS
XW, GUN126R-C
NTSXW, GUN126
R-DNFHXW, GU
N126R-DNF SXW,
GUN126R-DNT
H RW, GUN126R-D
NTXW, GUN135
L-BNTSXW, GUN
135L-DNTSXW

○国土交通省告示第7百115号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和六年十一月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称 及び型式	指定装置を取り付けるこ とができる自動車の範囲 (車名及び型式)	製作者等の氏名又は名称 及び住所
E 43 * 156 R 00/00*0052*	R 156 ソフトウェア アップデート トヨタ 02 AN 1 P (J P, s a)	トヨタ GUN125L- BNTSXW, GUN 125L-CNTXW, GUN125L-CNTS XW, GUN125L-D NTXW, GUN125 L-DNTSXW, GU N125R-DNTXW, GUN126L-BNFS XW, GUN126R-C NTSXW, GUN126 R-DNFHXW, GU N126R-DNF SXW, GUN126R-DNT H RW, GUN126R-D NTXW, GUN135 L-BNTSXW, GUN 135L-DNTSXW	トヨタ自動車株式会社 愛知 県豊田市トヨタ町1番地

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名 称及び型式	原動機の總 排氣量(L)	製作者等の氏名又は名称 及び住所	型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名 称及び型式	原動機の總 排氣量(L)	製作者等の氏名又は名称 及び住所
農3579	マッセイ・ ファーガソン YDS-S U66A 7 S	農耕トラクタ	シス 66A	6.595	エム・エス・ケー農業機械 株式会社 北海道恵庭市戸 磯193-8	農3613	ヰセキ YD N-H185	刈取脱穀作業 車	ヰセキ E 4 FH	2.434	井関農機株式会社 愛媛県 松山市馬木町700番地
農3580	マッセイ・ ファーガソン YDR-S U66A 7 S	"	"	"	"	農3614	ヰセキ YD N-H186	"	"	"	"
○国土交通省告示第百三十七号											
道路運送車両法施行規則(昭和16年運輸省令第七十四号)第六十一条の二第一項の規定により、 令和六年六月十三日次より小型特殊自動車をその型式について認定した。											
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌											
型式認定番号 車名及び型式 車体の形状 原動機の名 称及び型式 原動機の總 排氣量(L) 製作者等の氏名 及び住所											
農3583	マッセイ・ ファーガソン YDS-S U49A 6 S	農耕トラクタ	シス 49A	4.910	エム・エス・ケー農業機械 株式会社 北海道恵庭市戸 磯193-8	農3618	クボタ YD N-C439	刈取脱穀作業 車	クボタ V 2403	2.434	株式会社クボタ 大阪府大 阪市浪速区敷津東2番47号
○国土交通省告示第百三十八号											
道路運送車両法施行規則(昭和16年運輸省令第七十四号)第六十一条の二第一項の規定により、 令和六年六月十四日次より小型特殊自動車をその型式について認定した。											
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌											
型式認定番号 車名及び型式 車体の形状 原動機の名 称及び型式 原動機の總 排氣量(L) 製作者等の氏名 及び住所											
農3612	クボタ YD R-M7004	農耕トラクタ	クボタ V 6108	6.124	株式会社クボタ 大阪府大 阪市浪速区敷津東1丁目2 番47号	農1488	ヰセキ KA 1	井関農機株式会社		愛媛県松山市馬木町700番地	国土交通大臣 中野 洋昌
○国土交通省告示第百三十九号											
道路運送車両法施行規則(昭和16年運輸省令第七十四号)第六十一条の二第一項の規定により、 令和六年九月四日次より小型特殊自動車をその型式について認定した。											
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌											
型式認定番号 車名及び型式 車体の形状 原動機の名 称及び型式 原動機の總 排氣量(L) 製作者等の氏名 及び住所											
農3615	クボタ YD M-C442	刈取脱穀作業 車	クボタ D 1803	1.826	株式会社クボタ 大阪府大 阪市浪速区敷津東1丁目2 番47号	農1489	ヰセキ KX 1	"		"	製作者等の住所
農3616	クボタ YD M-C441	"	"	"	"	農1660	ヰセキ KS 1	"		"	
農3617	クボタ YD M-C331	"	"	"	"	農1661	ヰセキ KS 2	"		"	
○国土交通省告示第百四十号											
道路運送車両法施行規則(昭和16年運輸省令第七十四号)第六十一条の二第一項の規定により、 令和六年九月十七日次より小型特殊自動車をその型式について認定した。											
令和七年七月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌											
型式認定番号 車名及び型式 車体の形状 原動機の名 称及び型式 原動機の總 排氣量(L) 製作者等の氏名 及び住所											
農1742	ヰセキ K S 3	"				農1743	ヰセキ K S 4	"		"	
農1785	ヰセキ K X 2	"				農1796	ヰセキ T 39 F	"		"	
農1844	ヰセキ T 49 F	"				農1850	ヰセキ T 49 F	"		"	
農1870	ヰセキ T 60 F	"				農1861	ヰセキ T 60 F	"		"	
農1941	ヰセキ T 61 F	"				農1873	ヰセキ T 71 F	"		"	
農1942	ヰセキ T 62 F	"				農1875	ヰセキ T 72 F	"		"	
農1943	ヰセキ T 63 F	"				農1877	ヰセキ T 74 F	"		"	
農1969	ヰセキ T 64 F	"				農1879	ヰセキ T 76 F	"		"	
農1970	ヰセキ T 65 F	"				農1881	ヰセキ T 77 F	"		"	
農1971	ヰセキ T 66 F	"				農1883	ヰセキ T 79 F	"		"	
農1972	ヰセキ T 67 F	"				農1885	ヰセキ T 80 F	"		"	
農1973	ヰセキ T 68 F	"				農1887	ヰセキ T 81 F	"		"	
農1974	ヰセキ T 69 F	"				農1889	ヰセキ T 73 F	"		"	
農1975	ヰセキ T 70 F	"				農1891	ヰセキ T 75 F	"		"	
農1976	ヰセキ T 71 F	"				農1893	ヰセキ T 94 F	"		"	
農1977	ヰセキ T 72 F	"				農2000	ヰセキ H 94	"		"	
農1978	ヰセキ T 73 F	"				農2001	ヰセキ H 95	"		"	
農1979	ヰセキ T 74 F	"				農2004	ヰセキ H 98	"		"	
農1980	ヰセキ T 75 F	"				農2035	ヰセキ T 103 F	"		"	
農1981	ヰセキ T 76 F	"				農2060	ヰセキ H 101	"		"	

農2061	ヰセキ	H103	"	"
農2062	ヰセキ	H105	"	"
農2086	ヰセキ	H116	"	"
農2088	ヰセキ	H113	"	"
農2089	ヰセキ	H114	"	"
農2090	ヰセキ	H115	"	"
農2116	ヰセキ	T114F	"	"
農2141	ヰセキ	T115F	"	"
農2170	ヰセキ	T120F	"	"
農2182	ヰセキ	H121	"	"
農2186	ヰセキ	H122	"	"
農2187	ヰセキ	T121F	"	"
農2188	ヰセキ	T122F	"	"
農2189	ヰセキ	T123F	"	"
農2190	ヰセキ	T124F	"	"
農2191	ヰセキ	T125F	"	"
農2192	ヰセキ	T126F	"	"
農2194	ヰセキ	T129F	"	"
農2201	ヰセキ	T130F	"	"
農2219	ヰセキ	H124	"	"
農2249	ヰセキ	T133F	"	"
農2272	ヰセキ	T134F	"	"
農2289	ヰセキ	H126	"	"
農2305	ヰセキ	H128	"	"
農3005	ヰセキ	T136F	"	"
農3078	ヰセキ	T148F	"	"
農3081	ヰセキ	H137	"	"
農3082	ヰセキ	H138	"	"
農3109	ヰセキ	H142	"	"
農3110	ヰセキ	H141	"	"
農3111	ヰセキ	H140	"	"
農3113	ヰセキ	T154F	"	"
農3146	ヰセキ	T156F	"	"
農3148	ヰセキ	H145	"	"
農3228	ヰセキ	H151	"	"
農3260	ヰセキ	H153	"	"
農3261	ヰセキ	H155	"	"
農3273	ヰセキ	T182F	"	"
農3274	ヰセキ	T183F	"	"
農3286	ヰセキ	T185F	"	"
農3287	ヰセキ	T186F	"	"
農3293	ヰセキ	T188F	"	"
農3313	ヰセキ	T189F	"	"
農3338	ヰセキ	T204F	"	"
農3339	ヰセキ	T205F	"	"
農3340	ヰセキ	T206F	"	"
農3375	ヰセキ	T213F	"	"

○国土交通省告示第七百三十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次に定めるところにより小型特殊自動車について、製作廃止の届出があつた。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名 又は名称	製作者等の住所
農3077	ヰセキ T147F	井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700
農3117	ヰセキ T155F	"	"
農3412	ヰセキ YDM- T232F	"	"
農3414	ヰセキ YDM- T234F	"	"
農3415	ヰセキ YDM- T233F	"	"
農3425	ヰセキ YDN- H164	"	"
農3429	ヰセキ YDM- T230F	"	"
農3430	ヰセキ YDM- T231F	"	"
農3431	ヰセキ YDN- T227F	"	"
農3432	ヰセキ YDN- T229F	"	"
農3433	ヰセキ YDN- T228F	"	"
農3442	ヰセキ YDN- H165	"	"
農3446	ヰセキ YDM- H170	"	"
農3447	ヰセキ YDM- H169	"	"
農3490	ヰセキ YDN- T253F	"	"
農3492	ヰセキ YDN- T254F	"	"
農3547	ヰセキ YDN- H182	"	"
農3548	ヰセキ YDN- H180	"	"

○国土交通省告示第七百三十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、株式会社エコ力から、製作者等の住所を次のところに変更する旨届出があつた。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

1. 変更する製作者等の住所

新

愛知県岩倉市川井町萱野南1番地5

愛知県清須市西田中蓮池170

2. 変更年月日

令和6年8月20日

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の二第一項の規定により、令和六年九月三十日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称
II-397	ヤマハ 8 B オートバイ	ヤマハ G 0.155	ヤマハ発動機株式会社	岡県磐田市新貝2500番地	静

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の二第一項の規定により、令和六年十月二十五日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称
II-399	カワサキ 8 B K-B J	オートバイ	カワサキ 0.232	カワサキモータース株式会社	兵庫県明石市川崎町1番1号

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の二第一項の規定により、令和六年十月三十日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称
II-398	カワサキ 8 B K-L X 23A	オートバイ	カワサキ 0.232	カワサキモータース株式会社	兵庫県明石市川崎町1番1号

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の二第一項の規定により、令和六年十月三十日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称
II-401	ヤマハ 8 B K-SGA 8 J	オートバイ	ヤマハ G 0.249	ヤマハ発動機株式会社	岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の二第一項の規定により、令和六年七月十八日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称
II-1892	ホンダ 8 B J-1 B 06	オートバイ	ホンダ J 0.123	Thai Honda Co., Ltd. 410 Ladkrabang Industrial Estate, Chatlong, Lamphatue, Ladkrabang, Bangkok	静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の二第一項の規定により、令和六年三月二十七日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称
II-1892	ホンダ 8 B J-1 B 06	オートバイ	ホンダ J 0.123	Thai Honda Co., Ltd. 410 Ladkrabang Industrial Estate, Chatlong, Lamphatue, Ladkrabang, Bangkok	静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の二第一項の規定により、令和六年三月二十九日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者等の氏名又は名称
I-1876	プロト ZA	オートバイ	J Y X J	0.60	株式会社プロト 愛知県刈谷市井ヶ谷町桜島5番地

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の二第一項の規定により、令和六年九月三十日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称
II-1895	ヤマハ 8 B J-SEL 1	オートバイ	ヤマハ E 0.124	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の二第一項の規定により、令和六年十月三十日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称
II-375	ヤマハ 8 B K- SEL 1	オートバイ	ヤマハ E 0.124	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があつた。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の住所
II-1874	ヤマハ Z A D-	オートバイ	ヤマハ E 0.124	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があつた。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の住所
II-8104	トヨタ Z A D-	オートバイ	トヨタ E 0.124	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第七百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があつた。

令和七年七月十八日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名稱及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の住所
I-8104	トヨタ Z A D-	オートバイ	トヨタ E 0.124	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第七百四十九号